青 梅 市 み ど り の 基 本 計 画

（原　案）

令和７年〇月

青梅市

用語説明：水色マーカー

目　次

第１章 みどりの基本計画について ３
　１　みどりの基本計画とは ４
　２　計画改定の趣旨 ４
　３　計画の位置付け ４
　４　計画の目標年次 ４
　５　計画の対象区域 ４
　６　対象とする「みどり」とその機能 ５

第２章 みどりを取り巻く現況と課題 ７
　１　青梅市の概況 ８
　２　みどりを取り巻く社会情勢 13
　３　みどりの特徴 15
　４　みどりの現況 17
　５　みどりのまちづくりに関する取組実績 30
　６　従前計画の目標達成状況 33
　７　みどりのまちづくりの課題 35
　８　計画改定の視点 37

第３章 みどりの将来像 38
　１　基本理念 39
　２　みどりの将来像 40
　３　基本方針 42
　４　計画の目標 43

第４章 将来像実現のための施策 45
　１　施策の体系 46
　２　個別施策 47
　３　重点プロジェクト 58

第５章 地域別のみどりのまちづくり 62
　１　東部地域 64
　２　西部地域 67
　３　北部地域 70

第６章 緑地等保全・管理の方針 73
　１　都市公園の整備および管理の方針 74
　２　特別緑地保全地区の保全に関する事項 75
　３　生産緑地地区の保全に関する事項 79
　４　緑化重点地区 80

第７章 計画の推進にあたって 82
　１　各主体の役割と取組体制 83
　２　進行管理 84

資料編 85
　用語説明 86

第１章　みどりの基本計画について

第１章 みどりの基本計画について

１　みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第４条にもとづき、市町村が中長期的な視点から、その区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

本市では、平成 11（1999）年に「青梅市緑の基本計画」を策定し、その後平成 21（2009）年に一部見直し、平成 26（2014）年５月に計画全体を改定しています。

２　計画改定の趣旨

平成 26（2014）年５月に改定した「青梅市緑の基本計画」（以下、「従前計画」という。）から 10 年以上が経過し、令和５（2023）年度末で目標年次を迎えました。その間、人口減少・少子高齢化の進行や深刻化する地球環境問題、自然災害の激甚化・頻発化等の課題への対応が求められているほか、新型コロナウィルス感染症拡大を契機として生活様式や働き方が多様化し、Well-being 向上へのニーズが高まるなど、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

こうした中で、本市では行政運営の最上位計画である「第７次青梅市総合長期計画」の策定、「第３次青梅市環境基本計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」をはじめとした関連計画の改定を行いました。「青梅市みどりの基本計画」（以下、「本計画」という。）においても、社会経済情勢や環境問題への対応、上位・関連計画との整合を図るため、改定を行うものです。

３　計画の位置付け

本計画は、「第７次青梅市総合長期計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第３次青梅市環境基本計画」や「青梅市生物多様性地域戦略」などの関連計画と調和・整合を図ります。

また、広域的な視点として、東京都の関連計画を踏まえた計画とします。

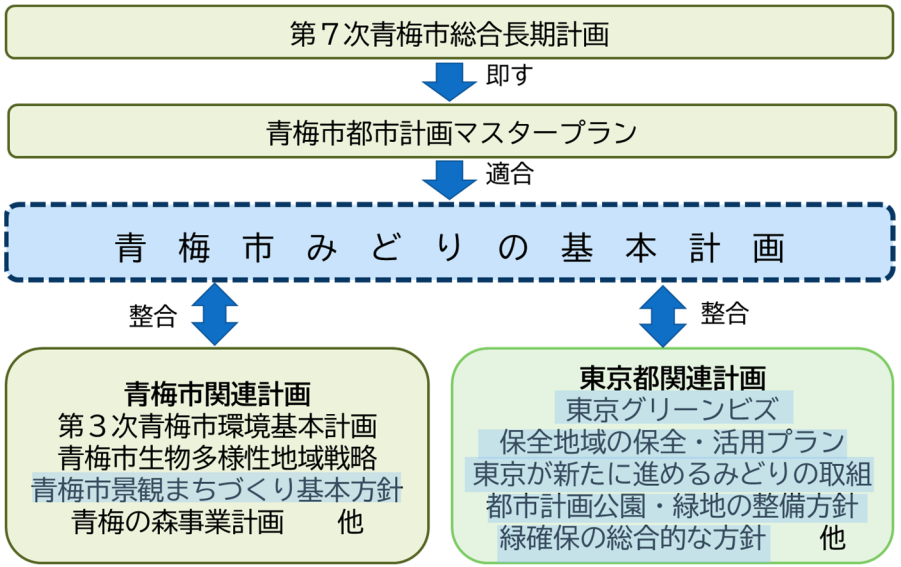

図　1-1　みどりの基本計画の位置付け

４　計画の目標年次

本計画の目標年次は、10 年後の令和 16（2034）年度とします。

５　計画の対象区域

対象区域は、市全域とします。

6 対象とする「みどり」とその機能

（１）対象とする「みどり」

本計画が対象とする「みどり」は、樹林、樹木、生け垣、草地等のほか、それらを含む公園等のオープンスペース、農地、水面等で構成される土地や空間とします。

なお、従前計画では、「みどり」は漢字の「緑」を用いていましたが、対象とする「みどり」を広く捉えていることから、本計画では、ひらがなで「みどり」と表現します。

（２）みどりの機能

みどりは多面的機能を有しており、自然環境の形成や快適な生活を営む上で重要な役割を担っています。主な機能は次のとおりです。

ア　環境保全機能

- 樹林や水辺地等のみどりは生き物の生息・生育の場となり、河川や街路樹などと点在する小さい緑地が連続することで、エコロジカルネットワークを形成します。
- 植物は、空気の浄化、騒音や振動を軽減する効果があるほか、二酸化炭素の吸収により脱炭素化に貢献します。
- 公園や街路樹、庭木などのまちなかのみどりは、快適でうるおいのある生活環境を形成します。

イ　防災・減災機能

- まちなかの河川や農地、街路樹等は、火災時の延焼、災害の拡大を防ぎます。
- 災害発生時には、公園やオープンスペースは避難場所や応急活動拠点として利用されます。
- 街路樹等や生け垣、庭木などで沿道が緑化された道路は、安全な避難路となります。
- 樹林や農地等は透水性や保水性があり、雨水が河川や雨水管に直接流出することを防ぐことにより浸水等の水害の発生を抑制します。

ウ　景観形成機能

- 地域に残る史跡や社寺と一体となった樹林、名木・古木などは、地域の歴史風土を伝えるとともに、地域のシンボルやランドマークになっています。
- 山地や丘陵地、河川などは、地域固有の風景や自然景観を形成します。
- まちなかの樹木や花壇は、無機質な都市景観を和らげる効果があります。

エ　コミュニティ形成機能

- 自然の中での散策等の活動、農業体験などにより、自然との親しみやふれあい、健康づくりに寄与します。
- 公園緑地は、こどもや高齢者などあらゆる人々が、安全で快適にレクリエーションを行える場であり、遊びや運動、休息、環境学習などの場として利用されます。
- 公園の清掃や花壇の管理、森林の保全などのみどりに関する活動は、市民や関係者等のコミュニティ形成に役立ちます。

オ　地域振興機能

- 身近に自然やみどりが多くある住みよい環境は、都市の魅力向上につながります。
- 山地や丘陵地、河川、大規模な公園緑地などは、広域的かつ多様な交流・観光拠点となり、それらを結ぶ道路、ハイキングコース、遊歩道によるネットワークの形成は、相互の利活用に役立ちます。
- 山地は木材、農地は農産物や畜産物の生産の場として、農林業の振興により地域の活性化につながります。

（３）期待されるみどりの機能

世界的にSDGs（持続可能な開発目標）の実現に取組んでいます。SDGsウェディングケーキモデルでは、17目標を「経済」「社会」「自然資本」に分類し、自然資本が基盤となって、その上に社会や経済が成り立っていることを示しています。

また、気候変動対策や生物多様性の確保に向けて、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」や生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の取組が、世界的に進められています。

日本では、環境課題のほか、人口減少という社会課題への対応とともに、価値観の多様化や生活様式の変化によるWell-being向上の高まり、こどもまんなか社会の実現など、人中心のまちづくりが求められており、都市緑地が持つ多面的機能の活用、脱炭素化の推進の2つの取組からなるまちづくりGXを推進しています。

このような社会課題の解決に向けて、都市緑地法等が改正されるとともに、社会資本（インフラ）の整備やまちづくりに、多面的機能をもつみどり（自然環境）を持続的に活用する「グリーンインフラ」の取組が進められています。

第２章　みどりを取り巻く現況と課題

第２章 みどりを取り巻く現況と課題

１　青梅市の概況

（１）都市特性

本市は、東京都の西北部、都心から 40～60km 圏に位置し、「秩父多摩甲斐国立公園」の玄関口にある豊かな自然環境に恵まれた都市です。

本市の総面積は、東京都の約５％を占める 103.31km^2 で、その６割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。この豊富な森林と多摩川は市民に憩いと潤いを与えるとともに首都圏における観光・レクリエーションの場としてにぎわっています。

市域西部には御岳山に代表される山地が分布し、それらの山地の樹林地を水源とする多摩川水系や荒川水系の河川が多く流れています。東部の扇状地には市街地が形成され、その南北には丘陵地が市街地を包み込むように分布しています。

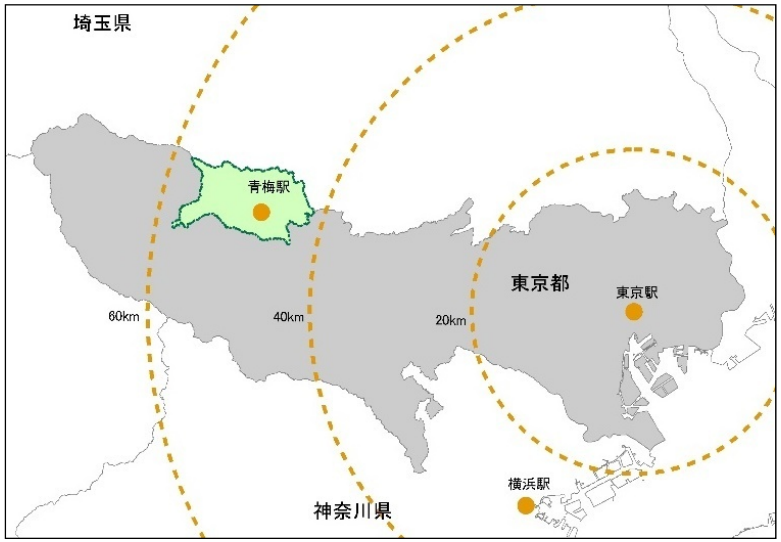

図　2-1　青梅市の位置

資料：国土数値情報

（２）地形・地質

本市は、関東山地と武蔵野台地が接続するところに位置しています。西部の山地は、標高 900m～1,000m の高地から東に向かい高度を下げて、標高 300m 付近で、丘陵地となっています。丘陵地は、市街地の北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置し、その間を扇状に台地が開けています。台地の中央を西から東へ流下する多摩川の両岸は、浸食が進み、その上に河岸段丘が形成されています。また、霞川、成木川および黒沢川周辺には低地が分布しています。

市域の海抜最高点は鍋割山の 1,084m、最低点は北東に位置する成木川両郡橋下流の 103.5m で、高低差約 1,000m と起伏に富んでいます。地質は、山地の大部分が秩父古生層からなっており、丘陵地および台地においては、上部層をいわゆる関東ローム層がおおい、その下に砂れき層が広がっています。

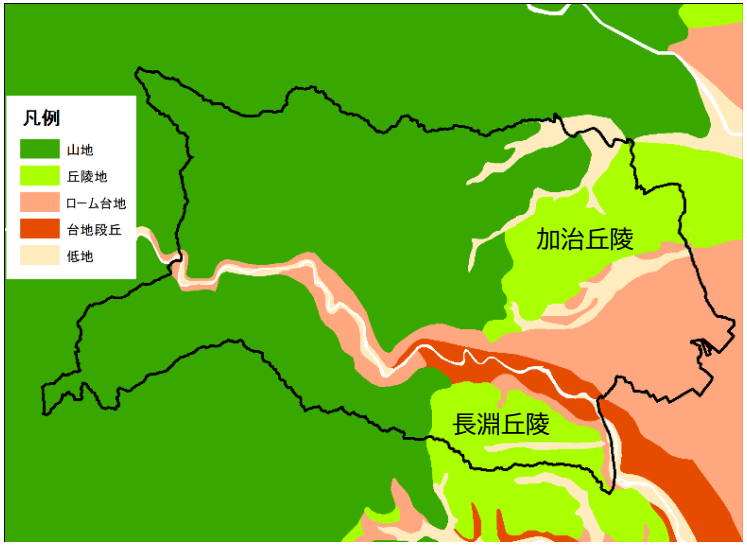

図　2-2　地形区分図

資料：国土数値情報

（３）水系

本市には、市域中央を流れる多摩川水系、北部を流れる霞川、成木川等の荒川水系の二つの水系があります。このうち一級河川は、多摩川水系では多摩川、大荷田川、鳶巣川の３本、荒川水系では霞川、成木川、黒沢川、直竹川、北小曽木川の５本の計８本と、多くの河川があります。

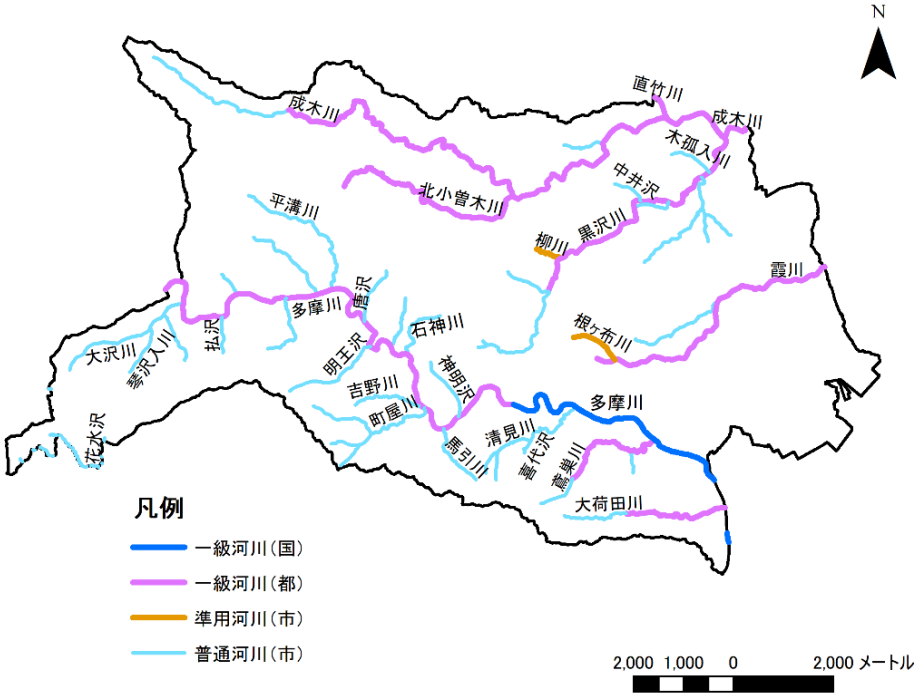

図　２-３　河川分布図

資料：国土数値情報

（４）気象

アメダス青梅観測所における平成３(1991)年から令和２(2020)年の平年値は、月別平均気温は８月が最も高く 25.9℃、１月が最も低く 3.2℃、月別降水量は夏期に多く冬期が少なくなっています。

昭和 52(1977)年から令和５(2023)年の年平均気温と５年間の移動平均気温では、年平均気温が上昇傾向であることが分かります。

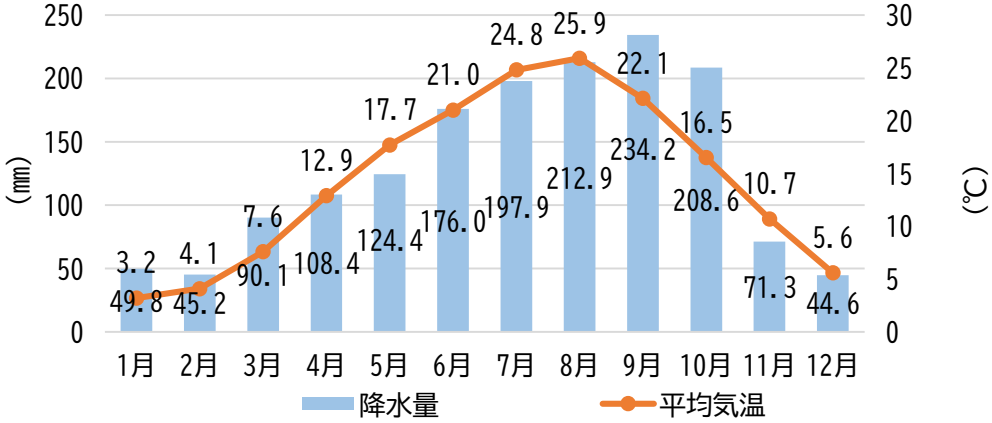

図　２-４　2023 年の月別降水量と月別平均気温

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

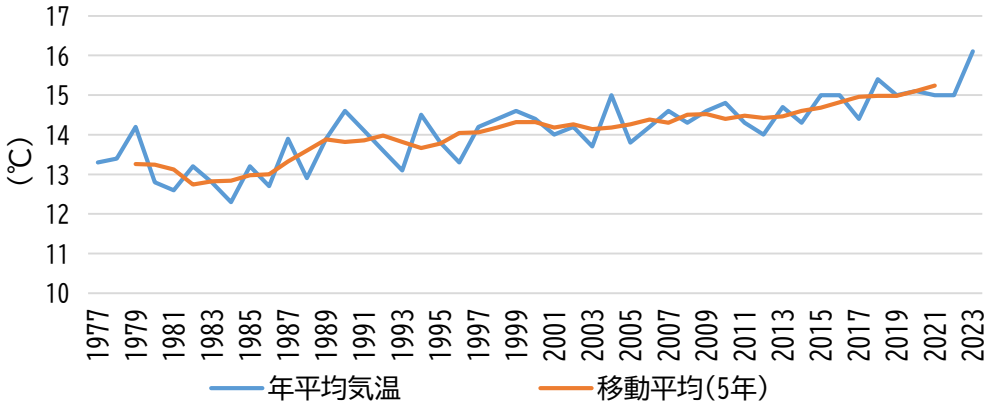

図　２-５　年平均気温の推移

資料：気象庁（アメダス青梅観測所）

（５）土地利用

本市の土地利用は、森林が市域全体の６割以上を占めています。宅地は多摩川沿いと市東部の扇状地、成木川沿い、黒沢川沿いに形成されており、多摩川沿いと市東部の扇状地などは市街化区域に指定されています。市街化調整区域のほとんどが森林ですが、ゴルフ場（土地利用現況図では「公園・運動場等」）、採石場（土地利用現況図では「その他」）が点在しています。

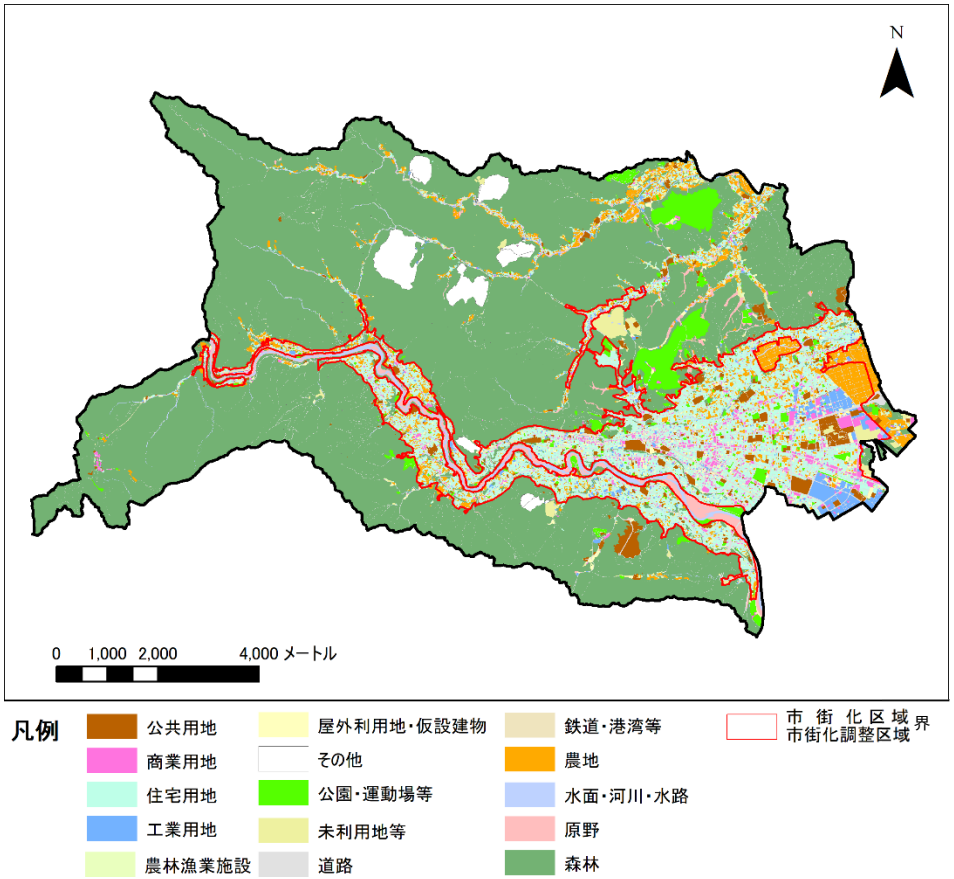

図　２-６　土地利用現況図
資料：令和４年東京都土地利用現況データ

平成 24(2012)年、平成 29(2017)年、令和４(2022)年の土地利用の変化では、平成 24(2012)年から令和４(2022)年の 10 年間では、農地が 41.0ha、森林が 27.1ha 減少し、住宅用地が 37.6ha、未利用地等が 24.9ha の増加となっています。

表　２-１　土地利用の変化

分類	平成24年	令和4年	推移 H24-R4
公共用地	245.3	246.0	0.8
商業用地	138.9	144.7	5.8
住宅用地	898.7	936.4	37.6
工業用地	171.9	150.9	-21.0
農林漁業施設	13.4	12.9	-0.5
屋外利用地・仮設建物	147.2	147.3	0.1
その他	183.8	199.5	15.7
公園運動場等	312.7	314.2	1.5
未利用地等	121.1	146.0	24.9
道路	521.9	526.0	4.1
鉄道・港湾等	15.7	15.7	0.0
農地	514.4	473.4	-41.0
水面・河川・水路	137.1	136.7	-0.3
原野	151.9	151.4	-0.5
森林	6,756.5	6,729.4	-27.1
計	10,330.6	10,330.6	－

資料：令和４年東京都土地利用現況データ

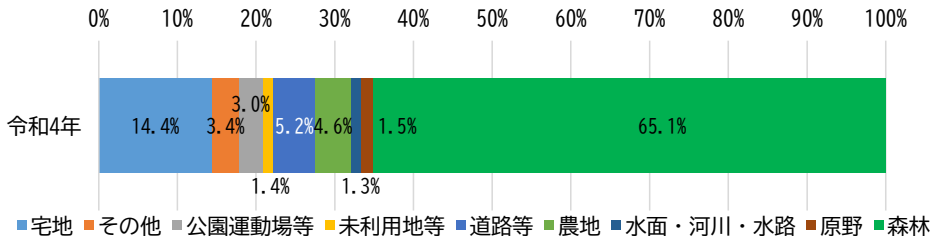

図　２-７　令和４年土地利用割合
資料：令和４年東京都土地利用現況データ

（６）植生

本市の植生は、御岳山を中心とする標高 700mを越す区域では、夏緑広葉樹林帯であるブナクラス域の代償植生であるクリ-ミズナラ群集が優占しています。山岳高地から丘陵地へ移行する一帯はスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めています。丘陵地は薪炭林や農用林として存続してきた二次林で、クリ-コナラ群集が優占しています。東部の台地はほとんどが市街地で、みどりの多い住宅地や畑雑草群落等が見られます。

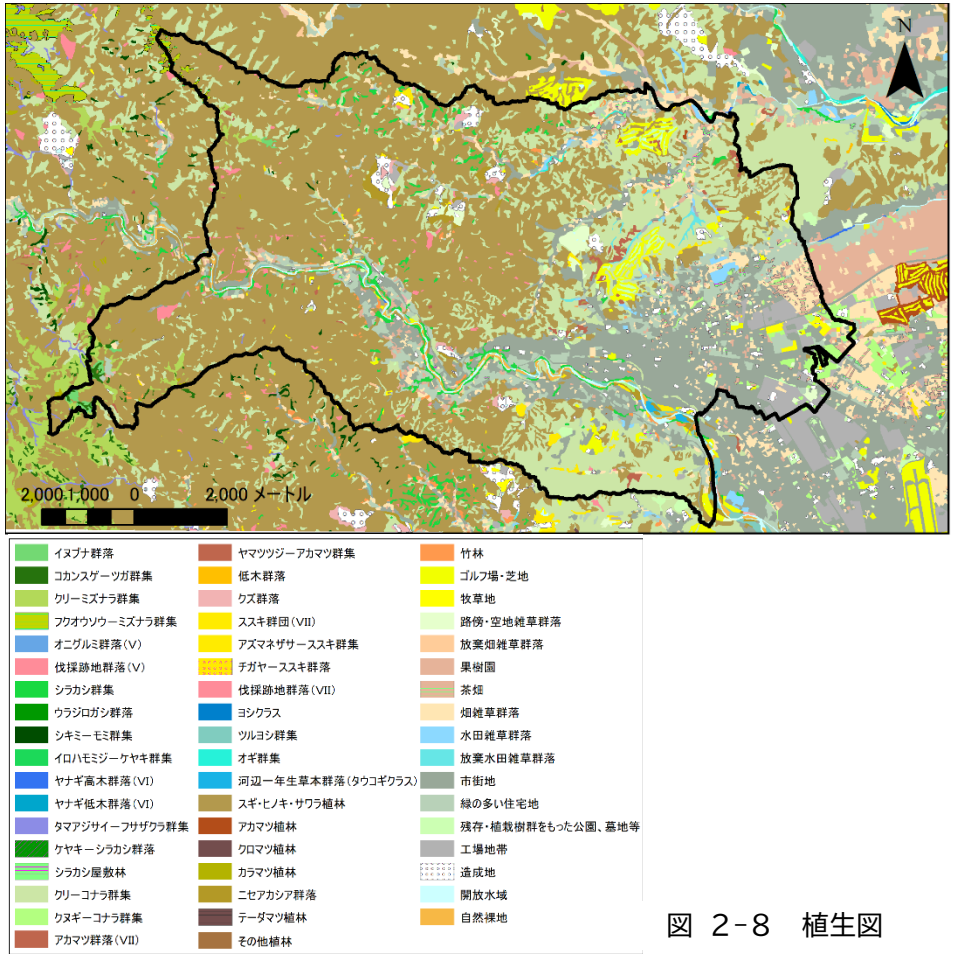

図 2-8　植生図

資料：環境省第６回・第７回自然環境保全基礎調査植生調査

（７）人口構成

令和６（2024）年１月１日時点の人口は 129,468 人、世帯数は 65,181 世帯です。人口は昭和 30 年代の５万人台から増加を続け、平成 17 年 11 月には最も多い 140,922 人となりましたが、平成 20 年代に入り減少に転じています。

また、年齢別人口は年少人口と生産年齢人口の割合が減少、老齢人口割合が増加し、高齢化が進んでいます。

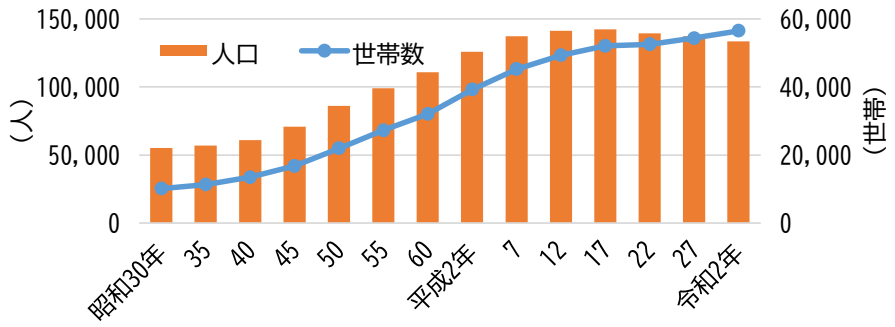

図　２-９　人口・世帯数の推移
資料：青梅市住民基本台帳（各年１月１日現在）

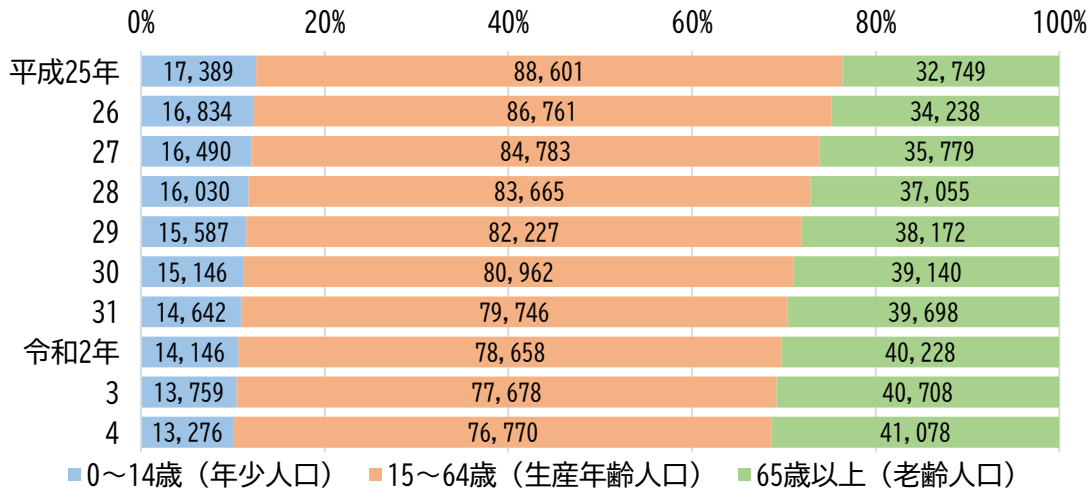

図　２-10　年齢別人口の推移
資料：青梅市住民基本台帳（各年１月１日現在）

また、青梅市人口ビジョン（令和５（2023）年３月）の将来展望の人口推計では、目標年次である令和 16（2034）年の人口は約 11 万人台と推計されています。

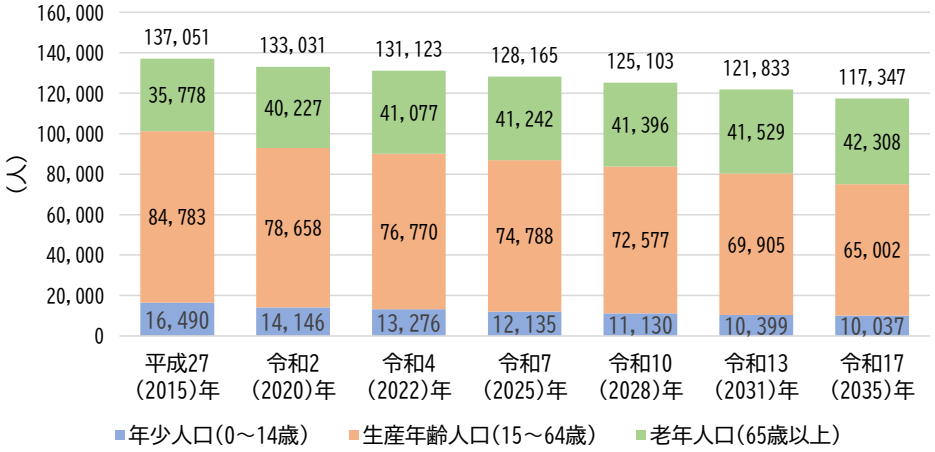

図　２-11　人口の将来展望
資料：青梅市人口ビジョン推計データより作成

２　みどりを取り巻く社会情勢

（１）環境に関する世界的な潮流

世界における経済活動の拡大等により、気候変動や生物多様性の損失等の環境関連リスクが深刻化し、地球規模的な課題となっています。

気候変動対策では、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向け、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目標としました。東京都は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、「ゼロエミッション東京戦略」の取組を加速させています。本市では令和４（2022）年２月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化の取組を推進しています。

生物多様性保全の取組では、国が「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030 年のネイチャーポジティブを目指しており、都では令和４（2022）年 12 月「東京都生物多様性地域戦略」を策定しています。本市においても平成 30（2018）年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性とその恵みを未来につなげる取組を進めています。

また、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、令和６（2024）年に都市緑地法が改正、施行されました。本市においても本計画にもとづき、みどりのまちづくりを推進します。

（２）自然災害の激甚化・頻発化

近年、異常気象による自然災害が、世界的に発生しています。日本においても、毎年豪雨による風水害や土砂災害が発生しており、今後は気候変動による激甚化・頻発化が懸念されています。

都内では、毎年大雨・洪水等の注意報や警報が発表されています。令和元（2019）年の台風では、本市においても浸水被害や土砂災害が発生しました。

緑地には、雨水貯留・浸透機能があり、これらのみどりを良好な状態で維持することにより、水害の発生を抑える効果が得られます。

国や自治体では、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対して、流域に関わるあらゆる関係者が協働で水害対策を行う「流域治水」を推進しており、雨水貯留・浸透機能を持った広場や植栽空間等の貯留施設の整備を進めています。

図　２-12　流域治水の対策

資料：国土交通省

（３）Well-being の向上

働き方・暮らし方の意識、価値観の変化や多様化により、Well-being の向上が注目されています。持続可能な開発目標（SDGs）の一つにも、「あ

らゆる年齢の全ての人々の Well-being を促進すること」が位置付けられています。

また、こどもの Well-being を高めるために、こども基本法にもとづくこども施策が推進されています。

みどりがある環境は、ストレスの軽減やリラックスの効果があり、その中で体を動かすことは身体の健康につながります。さらに、公園や緑地、地域の自然は、こどもの成長に不可欠な遊びや教育の場であり、これらを介した交流やイベントは、コミュニティの形成や醸成に寄与するなど、みどりは Well-being の向上に重要なものとなります。

（４）デジタル社会の急速な進展

近年のデジタル社会の進展は、人々のライフスタイルに変化をもたらし、IoT や AI、ビッグデータを活用した付加価値の創出、生産性向上が推進されています。

公園緑地分野においては、公園台帳のデータ化や公園管理のデジタル化等の公園 DX の検討や導入が進められており、公園の運営管理の効率化やサービスの向上等が期待されています。東京都では、パークマネジメントマスタープランを改定し、デジタル技術を積極的に導入・活用し、管理の効率化と質の向上、多様なニーズに応じたサービス提供に活かすこととしています。本市においても、デジタル技術やビッグデータを活用した住民サービスの向上や課題解決が求められており、「スマートローカル青梅」をコンセプトにデジタル化を推進しています。

今後のみどりのまちづくりでは、行政が保有するデータをオープンデータ化し、官民協働による活用を推進するとともに、行政データの活用・分析にもとづく効果的な施策展開につなげることが期待されています。

（５）グリーンインフラへの期待

みどりが有する機能を活用するグリーンインフラの取組によって、社会課題解決に向けた次の効果が期待されます。

- 自然環境が保全または拡充します。
- 地域特有の歴史、生活、文化等を踏まえ、社会資本整備等の効果が自然環境の働きによって拡充します。
- 暮らしの豊かさ（Well－being）などにつながる付加価値を生み出します。

東京都では令和５（2023）年に「東京グリーンビズ」を策定し、東京の緑を「活かす」取組の一つとして、先行的に公共用地でのグリーンインフラの実装を推進しています。

本市の社会課題に対して、みどりを資本として取り入れ、みどりの持つ多面的機能を持続的に活用した取組を多様な主体が協力して進めることで、みどりのまちづくりの実現が求められています。

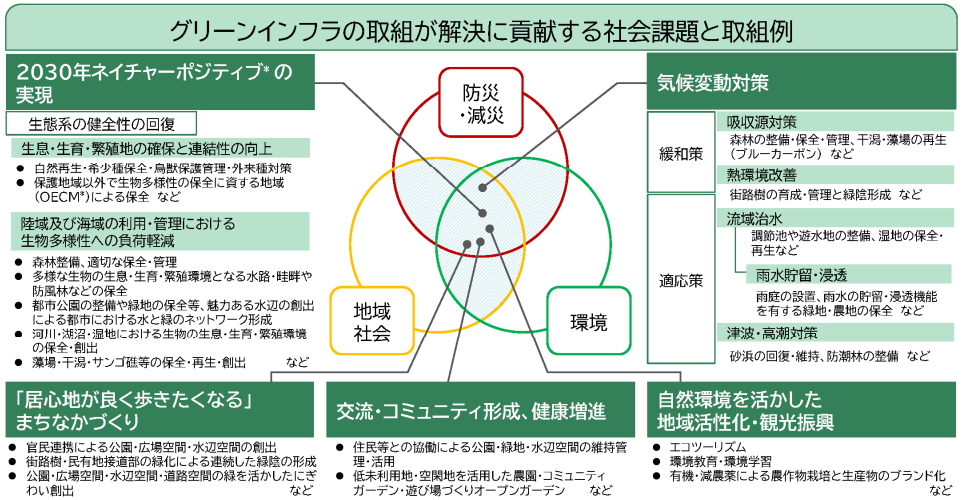

図　2-13　グリーンインフラの取組

資料：国土交通省

３　みどりの特徴

（１）きれいな水、空気、豊かな暮らしを届けるみどり

多摩川とその支流、荒川水系の霞川、成木川、黒沢川など、市内には多くの河川が流れており、その源流域の山々の多くは森林となっています。森林には水源かん養や二酸化炭素の吸収・蓄積などの諸機能があり、きれいな水と空気をつくりだしています。それらの水と空気は市民だけでなく都民にも供給され、人々の生活を支えています。

市域北西部の御岳山や高水三山（高水山（たかみずさん）、岩茸石山（いわたけいしやま）、惣岳山（そうがくさん））をはじめとした山々の一部は、「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、自然環境の保全が図られるとともに、登山道や河川沿いの遊歩道が整備され、ハイキングや森林浴、リバースポーツ等を楽しむため、市内外から多くの人が訪れています。また、丘陵地や山間では、サイクリングやトレイルランのフィールドとして活用されるなど、身近に自然にふれあえる環境や資源が豊富にあります。

（２）里山の面影を残す丘陵地

市街地を包み込むように分布する長淵丘陵や加治丘陵は、かつては薪炭林や畑地のある里山として人々に利用されてきました。しかし、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い、放置され、荒廃しつつありました。近年、里山の持つ生物多様性や景観などの多面的価値が見直され、里山の維持・保全のための活動を市民、市民活動団体、事業者、行政等が実施しています。

長淵丘陵の南端は、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、すぐれた自然の風致として保全が図られています。加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある特別緑地保全地区に指定された「青梅の森」では、市民との協働による保全の取組が進められています。

（３）歴史と文化を継承する社寺林と屋敷林

江戸時代中期に開花した建築文化によって、青梅の寺社建築は、華々しさ、技巧の複雑さを極めたといわれています。これらの寺社の境内地のみどりは、時代を経て生長し、現在でも社寺林として残されています。また、江戸時代初期には、強い風による家屋の破損を防ぐために屋敷林がつくられてきました。現在でも、民家の敷地内に常緑広葉樹を中心とした屋敷林をみることができます。

それらの社寺林や屋敷林にある古木は、文化財に指定されるなど、当時の歴史と文化を今に伝えています。

（４）多摩川沿いなどの崖線樹林

「崖線」とは、河川が台地を浸食することでできた崖地の連なりのことです。この崖線の斜面地にある樹林地のことを崖線樹林と呼んでいます。

市内には、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って、２段の崖線樹林をみることができます。崖線には湧水地点も多く分布し、市街地の貴重なみどりと水の空間となっています。

また、崖線樹林の一部は特別緑地保全地区や東京都の保全地域に指定されています。

（５）多摩産材を産出する森林

市域の森林の 70%以上を占めている人工林のほとんどは、スギ・ヒノキの針葉樹林であるとともに、全国と比較してもかなり高い割合が私有林となっています。スギ・ヒノキは、植林後 50 年程度は二酸化炭素の吸収能力が他の樹種よりも高くなっていますが、樹齢が増すほどにその能力は低下し、さらに大量の花粉が飛散します。そのため、樹木の更新と周辺の良好な生態系を保つため、主伐や間伐などの適切な手入れを継続的に行う必要があります。しかし、木材価格の低迷、林業従事者の減少などによる全国

的な林業の衰退から、本市においても手入れが行き届いていない森林が多くなっています。

そのような中、企業や市民による自然体験や保全活動など、さまざまな方法による森林の維持・管理が行われています。

一方で、本市を含めた多摩地域の森林から産出される多摩産材は、木材輸送の環境負荷の低い地場産材として、市内や都内で建築資材や家具などに利用されています。

本市にある貯木場では、東京都の花粉対策の一環で伐採された丸太を一時的に貯蔵し、質による選別と市場の需給に応じた供給量の調整等を行い、木材の安定供給による花粉の削減と林業の活性化を図っています。

（６）歴史ある農の継承

本市の名前の一部ともなっている梅郷のウメのほか、沢井のユズ、二俣尾のモモ、さらにイモ類、茶などが、江戸時代から生産されてきました。現在でも、これらの種の多くは市を代表する農産物となっており、歴史ある農業を継続しています。しかし、農地の宅地化や農業従事者の減少などにより、農業が衰退傾向にあるのも事実です。

そのような状況の中、施設野菜や植木、花卉の栽培、市民農園、観光農園、生産緑地地区の保全と利用、集団的農地の保全の推進など、農地をさまざまな形態で利用することにより、農の継承が図られています。

（７）四季折々のみどりを愛でる

市内にある公園や寺社では、ウメやツツジ、ハナショウブなどが四季折々に花を咲かせます。開花時期に合わせて開催される行事には、一面に咲き乱れる花々を愛でるため、市内外から多くの人々が来訪します。

また、吹上しょうぶ公園等では、行事の期間中、市民によるガイドボランティアが施設や植栽の情報などの案内をしています。なお、新緑の季節には、釜の淵公園で市民が日頃の活動や練習の成果を発表する釜の淵新緑祭が毎年開催されています。

（８）みどりに包まれた文化・芸術

本市は、美しい水とみどりあふれる風景の中、文豪や芸術家が創作活動に励んだゆかりの地として知られ、市内の美術館等では、彼らのさまざまな作品を鑑賞することができます。青梅市立美術館や玉堂美術館をはじめとした建物の多くは、みどり豊かな美景に包まれた青梅を象徴する景勝地に建てられおり、作品の鑑賞とともに、敷地内の庭園、近隣の樹林地、河川沿いを散策することができます。

また、吉野梅郷では市民の庭等を公開したオープンガーデンでみどりを楽しむことができます。

（９）もてなすみどり

河辺駅、東青梅駅、青梅駅の駅前周辺などには、ケヤキやウメなどが植栽され、みどり豊かな青梅の玄関口となっています。

道路沿いにあるコミュニティー花壇やシティースポット花壇では、市民との協働による管理がなされ、色とりどりの草花により、来訪者をもてなすみどりとなっています。

（10）みどりと一体となった親水空間

市内を流れる多摩川や霞川では、河川敷などが公園緑地等として整備されており、多くの人に利用されています。

また、「おうめ水辺の楽校（がっこう）運営協議会」構成団体との協働などにより、水辺に親しむ事業が開催されています。

４　みどりの現況

（１）みどり率

「みどり率」とはみどりの量の現状および推移を把握するための指標の一つであり、地域における公園緑地、街路樹、草地、宅地等のみどり、河川などの水面の面積が、その地域に占める割合をいいます。

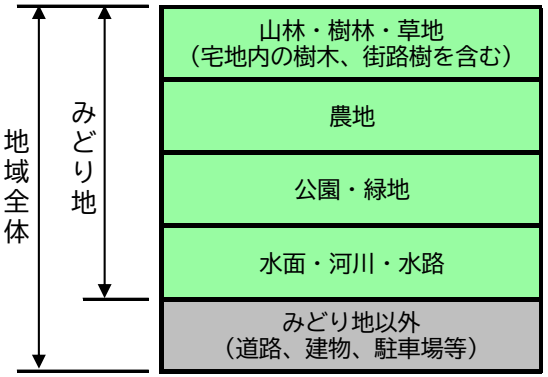

$$みどり率＝\frac{みどり地面積}{地域全体面積}$$

図　２-14　みどり率の概念

東京都が令和５(2023)年に実施したみどり率データを利用して集計した本市全体のみどり率は 79.6%でした。本市の面積の６割以上が山林であり、多摩川をはじめとした河川、農地も多いため、高い数値となっています。

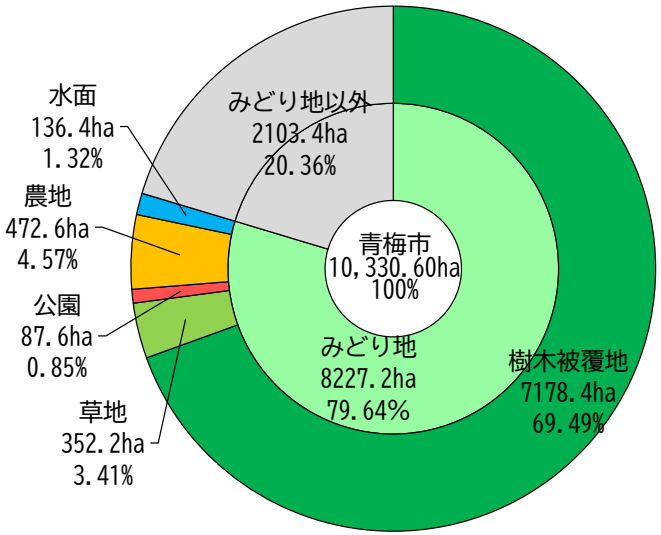

図　２-15　みどり率の構成割合

資料：東京都みどり率データより集計

平成 20(2008)年から令和５(2023)年のみどり率の推移をみると、市全体では 0.7 ポイントの減少となっており、令和６（2024）年以降も今井土地区画整理事業などの土地利用転換によるみどりの減少が懸念されます。

また、市街化区域のみどり率の推移では、平成 20(2008)年 31.0%、令和５(2023)年 29.7%で、平成 20 年(2008)からは 1.3 ポイントの減少でした。減少の主な要因は農地の減少で、農地面積は 56.1ha 減少しています。

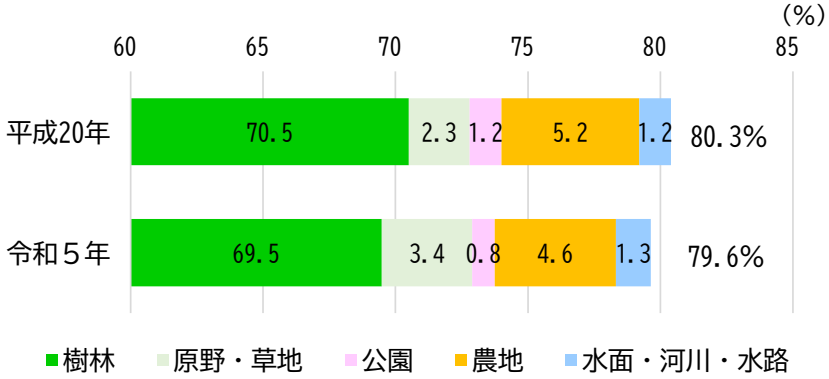

図　２-16　市全域のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データより集計

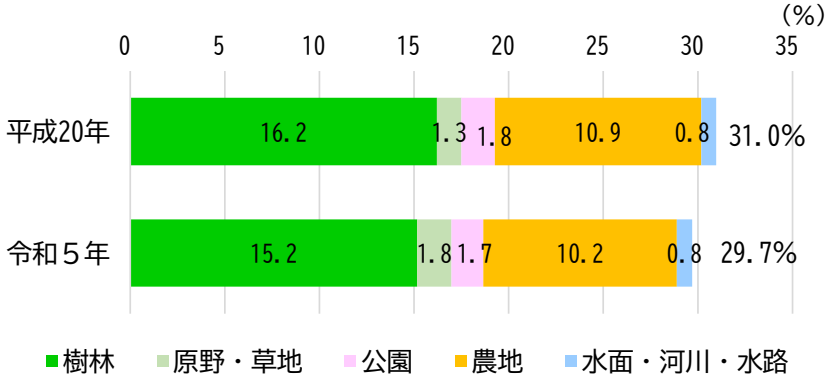

図　２-17　市街化区域のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データより集計

平成 20(2008)年と令和５(2023)年の地区別のみどり率の推移は図 ２-18 に示すとおりです。

西部の梅郷地区、沢井地区、北部の小曾木地区、成木地区は山林が占める面積が大きく、みどり率は 80%を超えています。市街地の広がる東部の各地区のみどり率では、山地や丘陵、農地の多い地区は比較的高くなっていますが、台地上に位置する新町地区と河辺地区は 20 から 30%台です。

みどり率の推移では、多くの地区において大きな変化は少ない状況です。特に変化の大きい地区としては、東部の大門地区と新町地区であり、農地の減少が大きく、みどり率全体も減少しています。

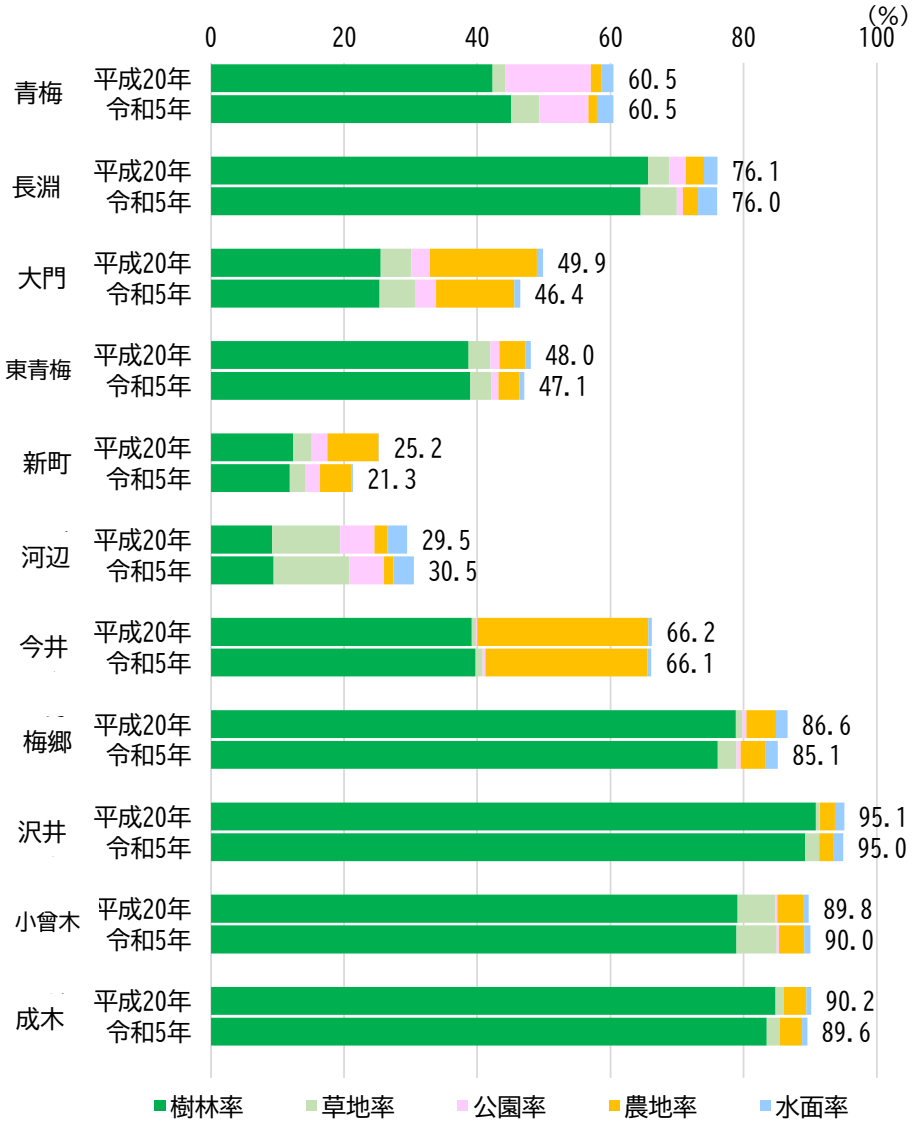

図 ２-18　地区別のみどり率の推移

資料：東京都みどり率データより集計

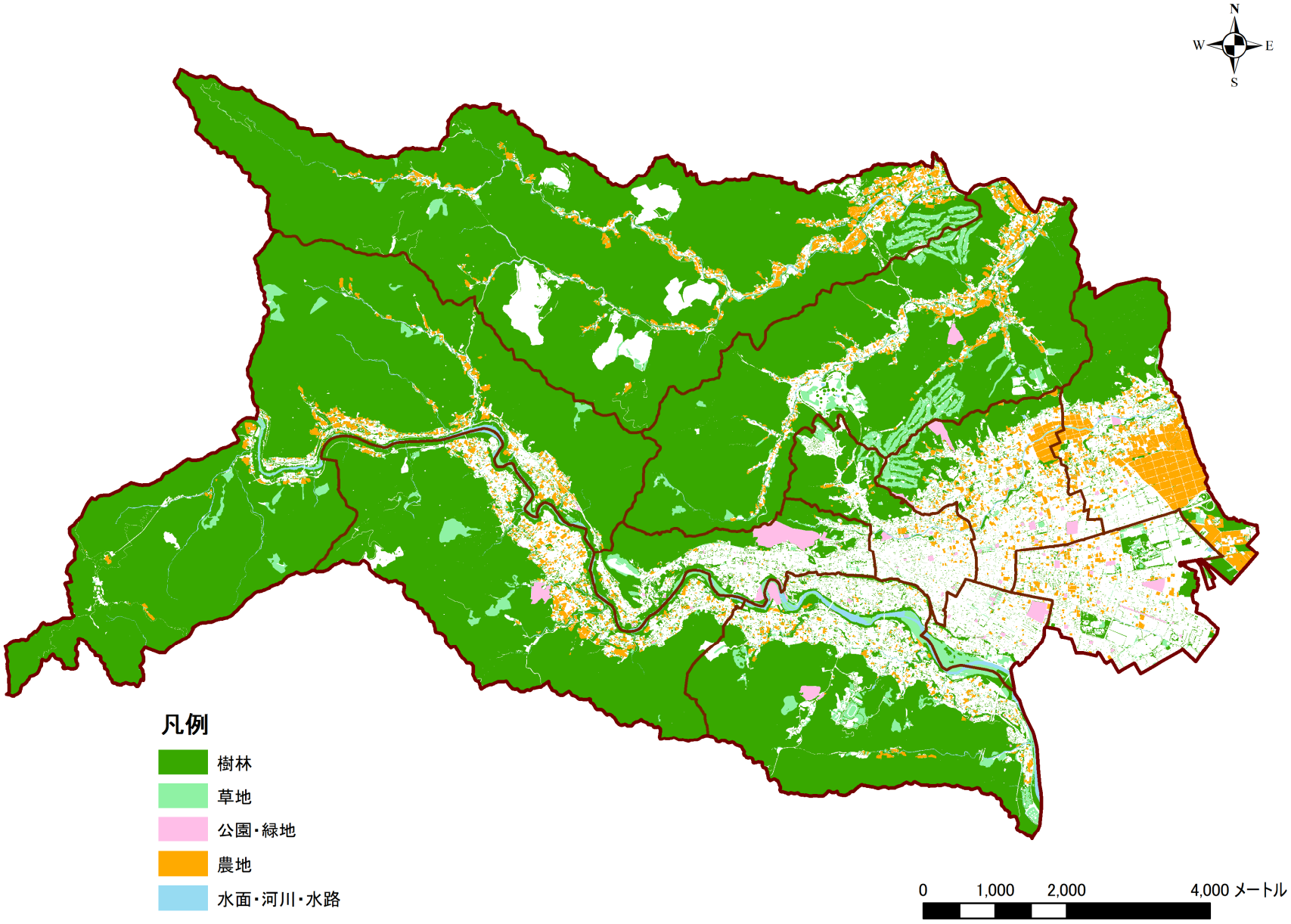

図　2-19　みどりの分布図

資料：東京都みどり率データより作成

（２）緑地の状況

本計画では、永続性のある緑地として、「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」に分類し、緑地の確保量の指標としています。

公園緑地等の都市施設とする公園は、都市公園法および市条例にもとづく公園緑地等とします。

制度上安定した緑地は、法律や条例にもとづき、地域あるいは地区を指定し、保全を図る緑地や公共空地とします。

社会通念上安定した緑地は、公開性のある施設などの社会通念上永続性のある緑地とします。

緑地種別の内容は表 ２-２のとおりです。

表 ２-２　緑地種別の内容

緑地種別	内容
公園緑地等の都市施設とする緑地	児童遊園、住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地等、その他条例等による公園
制度上安定した緑地	特別緑地保全地区、生産緑地地区、風致地区、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、市街化調整区域農地、河川、市民農園、条例等による保全地域、その他公共空地
社会通念上安定した緑地	学校の校庭等、社寺境内地、ゴルフ場、民営野外レクリエーション施設、「みどりのフィンガープラン」対象緑地

ア　公園緑地等の都市施設とする緑地

市内の公園緑地等のうち、整備が完了し使用できる公園（供用公園）は 170 箇所、88.53ha あり、未整備の公園（未供用公園）を含めた場合は、172 箇所、163.63ha となります。

また、令和７(2025)年４月１日時点の一人当たりの都市公園面積は、10.59 ㎡となっています。

表 ２-３　公園緑地等の整備状況

種 別		供用公園の確保現況量			未供用公園を含む確保現況量		
		箇所	確保面積（ｈａ）	市民１人当たり面積（㎡/人）	箇所	確保面積（ｈａ）	市民１人当たり面積（㎡/人）
児童遊園		51	4.06	0.31	51	4.06	0.31
住区基幹公園	街区公園	88	12.42		89	13.30	
	近隣公園	3	7.78		3	7.78	
	地区公園	1	6.20		1	6.20	
	小　計	92	26.40	2.04	93	27.28	2.11
都市基幹公園	総合公園	0	0.00		0	0.00	
	運動公園	1	25.11		1	47.80	
	小　計	1	25.11	1.94	1	47.80	3.70
都市緑地等	特殊公園	1	2.10		1	2.10	
	広場公園	1	0.04		1	0.04	
	緩衝緑地	1	1.40		1	1.40	
	都市緑地	8	6.30		9	57.83	
	都市林	1	0.31		1	0.31	
	小　計	12	10.15	0.79	13	61.68	4.77
都市公園　計		105	61.66	4.77	107	136.76	10.59
その他条例等による公園		14	22.81	1.77	14	22.81	1.77
合　計		170	88.53	6.85	172	163.63	12.67

※一人当たりの公園面積は令和６年４月１日時点の面積および人口（129,178 人）より算出
※未供用の公園部分は、都市計画決定しているが未供用部分とする。

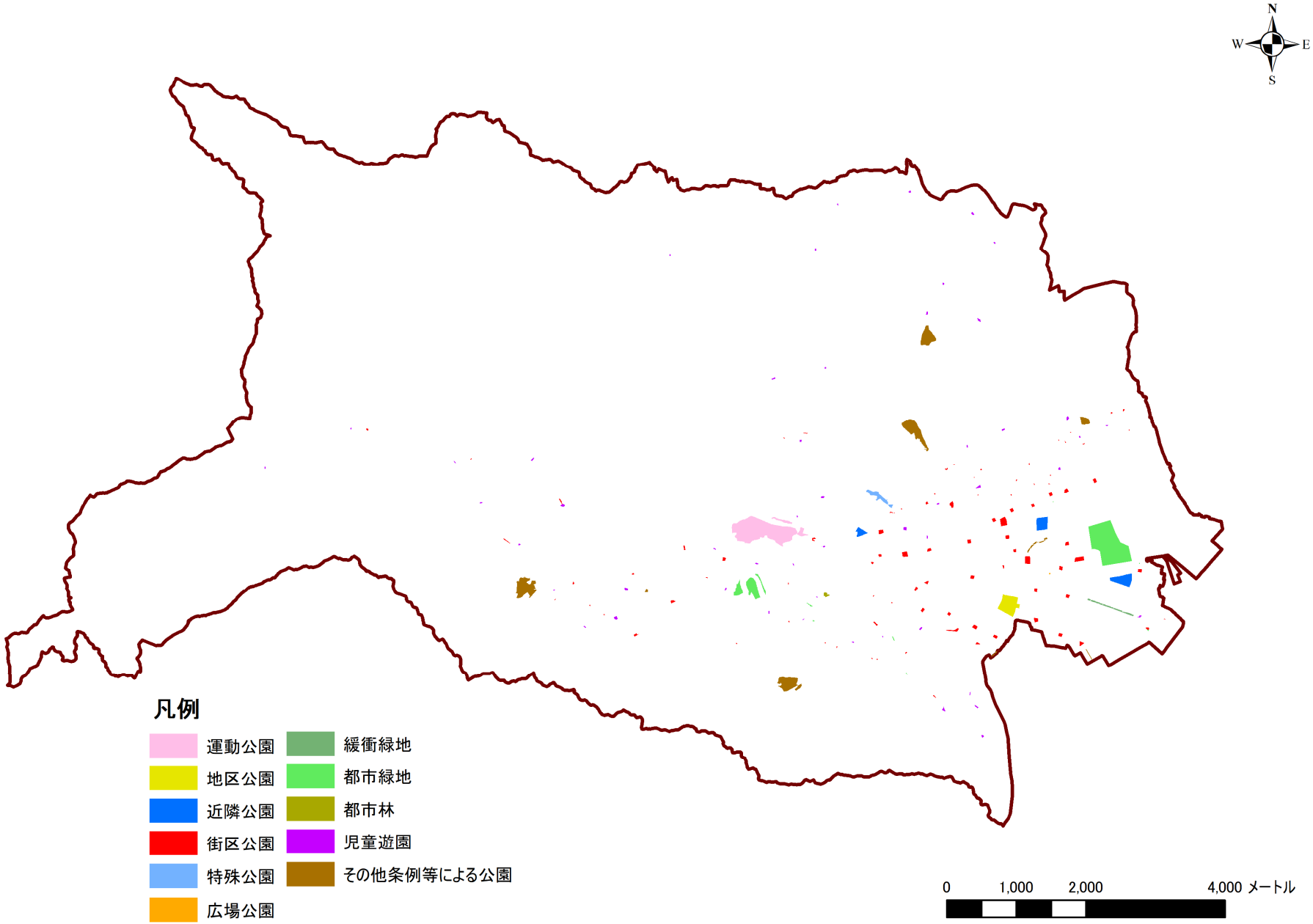

図　2-20　公園緑地等の都市施設とする緑地分布図

資料：おうめ地図情報システムより作成

イ　制度上安定した緑地

本市の制度上安定した緑地の種別と対象地は表 ２-４に示すとおりです。

表 ２-４　制度上安定した緑地の種別と対象

種別	対象
特別緑地保全地区	千ヶ瀬特別緑地保全地区 青梅の森特別緑地保全地区
生産緑地地区	生産緑地地区
風致地区	霞丘陵風致地区
自然公園	秩父多摩甲斐国立公園 羽村草花丘陵自然公園
地域森林計画対象民有林	多摩地域森林計画対象民有林
保安林	保安林
市街化調整区域農地	市街化調整区域内の農地
河川区域	多摩川、霞川等 8 河川
市民農園	市民農園、農業体験農園 農家開設型市民農園
条例等による保全地域	東京都自然保護条例 （勝沼城跡、立川崖線、青梅上成木）
その他公共空地	運動広場、レクリエーション広場

令和５年度の制度上安定した緑地は 10,279.34ha であり、種別間の重複を除くと 7,597.44ha となり、市全体面積の 74%を占めています。従前計画と比較すると、制度上安定した緑地の多くは、指定面積に大きな変化はありませんが、生産緑地地区や市街化調整区域農地は面積が減少しています。

表 ２-５　制度上安定した緑地の状況

種別	平成25年度の現況 面積(ha)	令和６年度の現況 面積(ha)
特別緑地保全地区	92.85	92.70
生産緑地地区	150.06	113.13
風致地区	385.75	383.14
自然公園	2,123.84	2,385.00
地域森林計画対象民有林	6,301.81	6,461.80
保安林	207.62	387.00
市街化調整区域農地	306.60	263.50
河川区域	117.40	131.47
市民農園	3.06	3.17
条例等による保全地域	68.08	35.78
その他公共空地	44.78	22.65
合計面積	9,801.85	10,279.34
重複を除いた合計面積※	7,284.60	7,597.44

※制度上安定した緑地間での重複面積を除いた面積
※平成 25 年度の現況面積は GIS 面積を用いているため、公表されている数値とは異なる

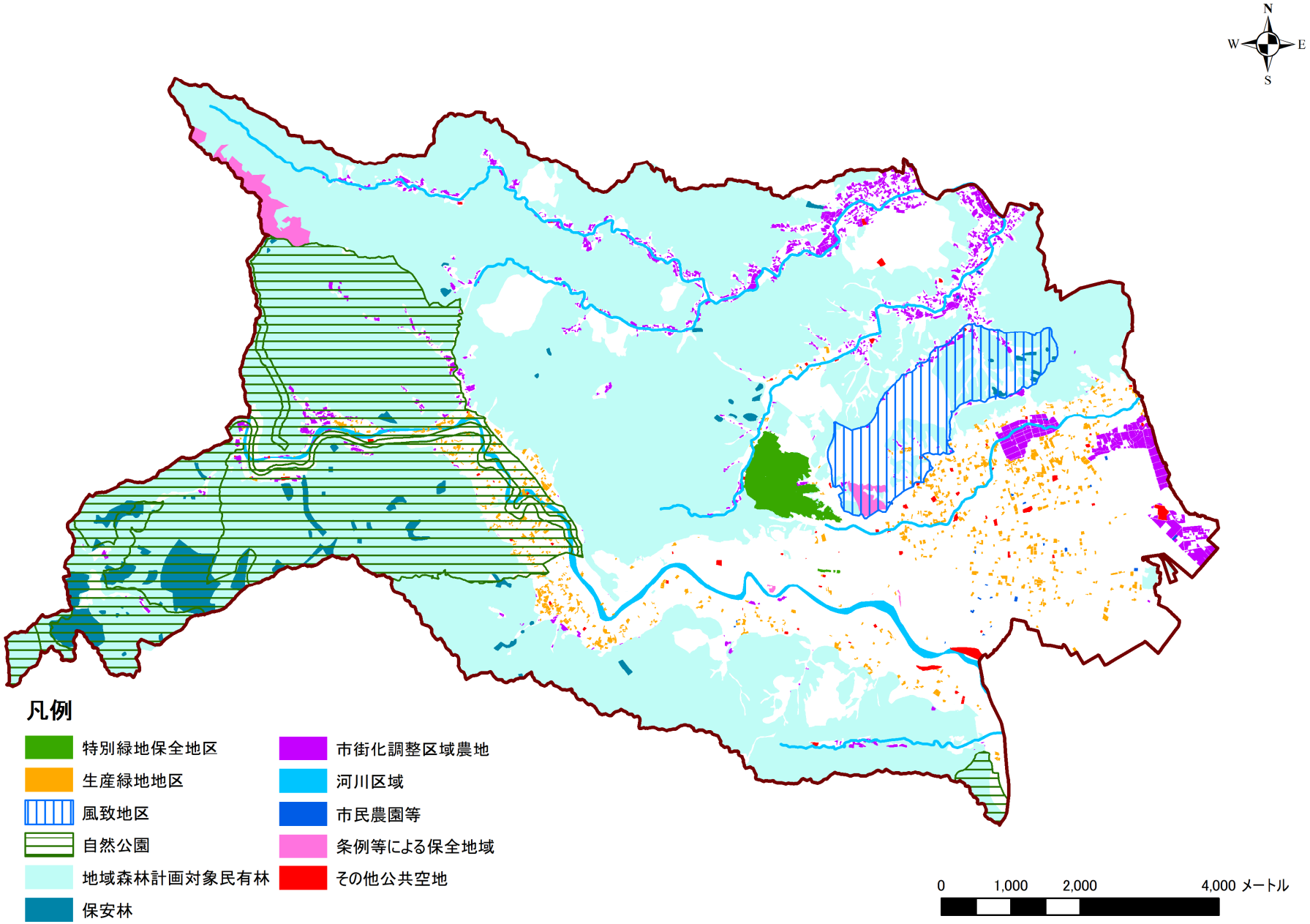

図　2-21　制度上安定した緑地分布図

資料：国土数値情報、令和４年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

ウ　社会通念上安定した緑地

本市の社会通念上安定した緑地は表 ２-６のとおりです。

表 ２-６　社会通念上安定した緑地の種別と対象

種別	対象
学校	小学校、中学校、高等学校
社寺境内地・墓地	神社、寺院、墓地
ゴルフ場	ゴルフ場
民営野外レクリエーション施設	テニスコート
緑のフィンガープラン対象緑地	加治丘陵、長淵丘陵

令和５(2023)年度の社会通念上安定した緑地は 2,718.71ha であり、種別間の重複を除くと 2,508.56ha です。従前計画からは大きな変化はありませんでした。

表 ２-７　社会通念上安定した緑地の状況

種 別	確保現況量（令和５年度）	
	箇所	確保面積（ｈａ）
学校	31	94.35
	31	94.35
社寺境内地・墓地	118	48.14
	118	48.14
ゴ　ル　フ　場	3	168.61
	3	168.61
民営野外レクリエーション施設	1	0.17
	1	0.17
緑のフィンガープラン対象緑地	2	2,406.98
	2	2,197.29
小　　計	－	2,718.25
重複を除いた合計	－	2,508.56

※各種別の下段の数値は、社会通念上安定した緑地間での重複箇所、重複面積を除いたものです

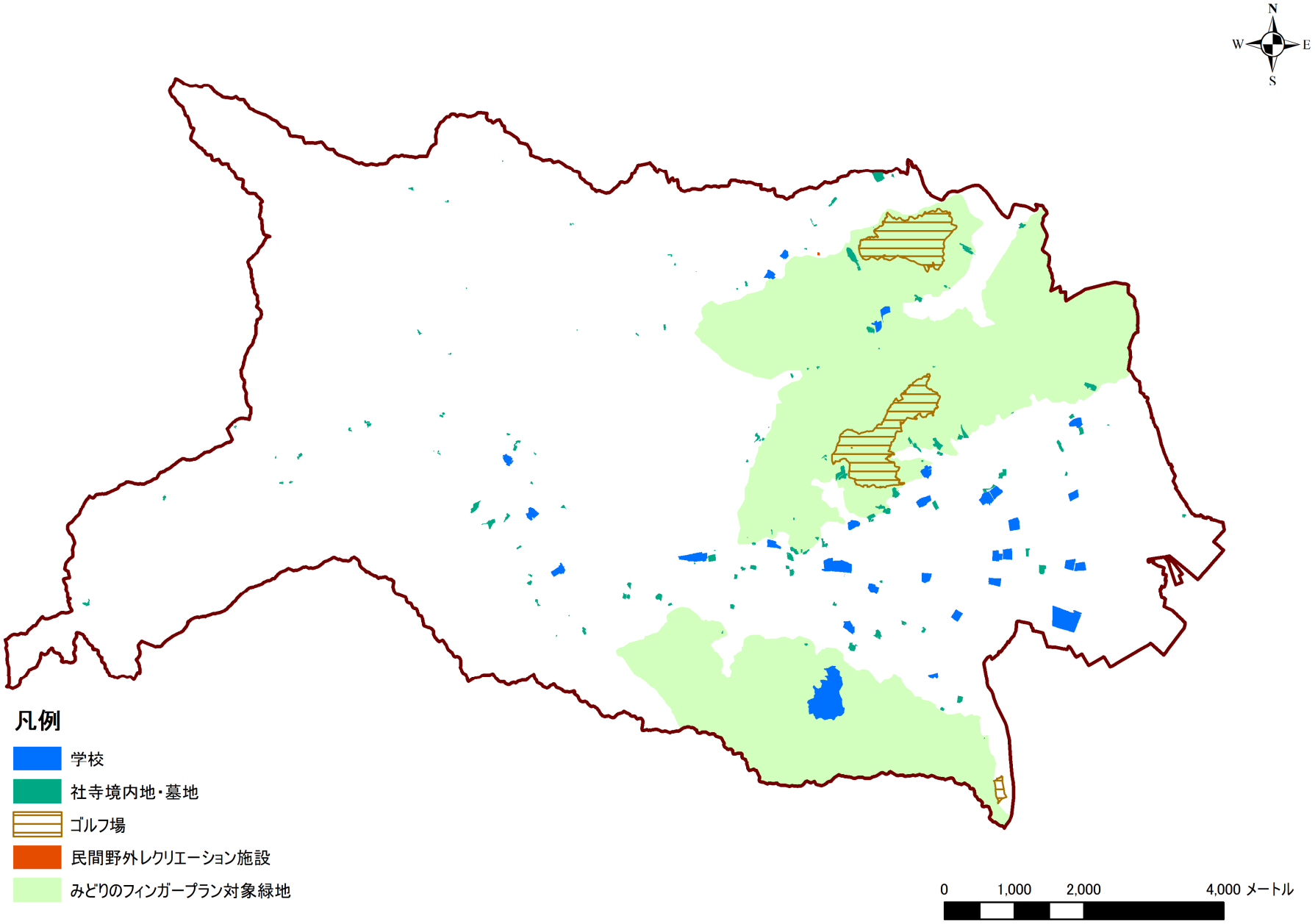

図　２-22　社会通念上安定した緑地分布図

資料：令和４年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

エ　公園緑地等の分布状況

公園緑地等の規模に合わせて 250m圏、500m圏、1,000m圏を引き、歩いて行ける範囲の公園状況をみると、市街化区域の住宅用地の約８割がその区域に含まれています。

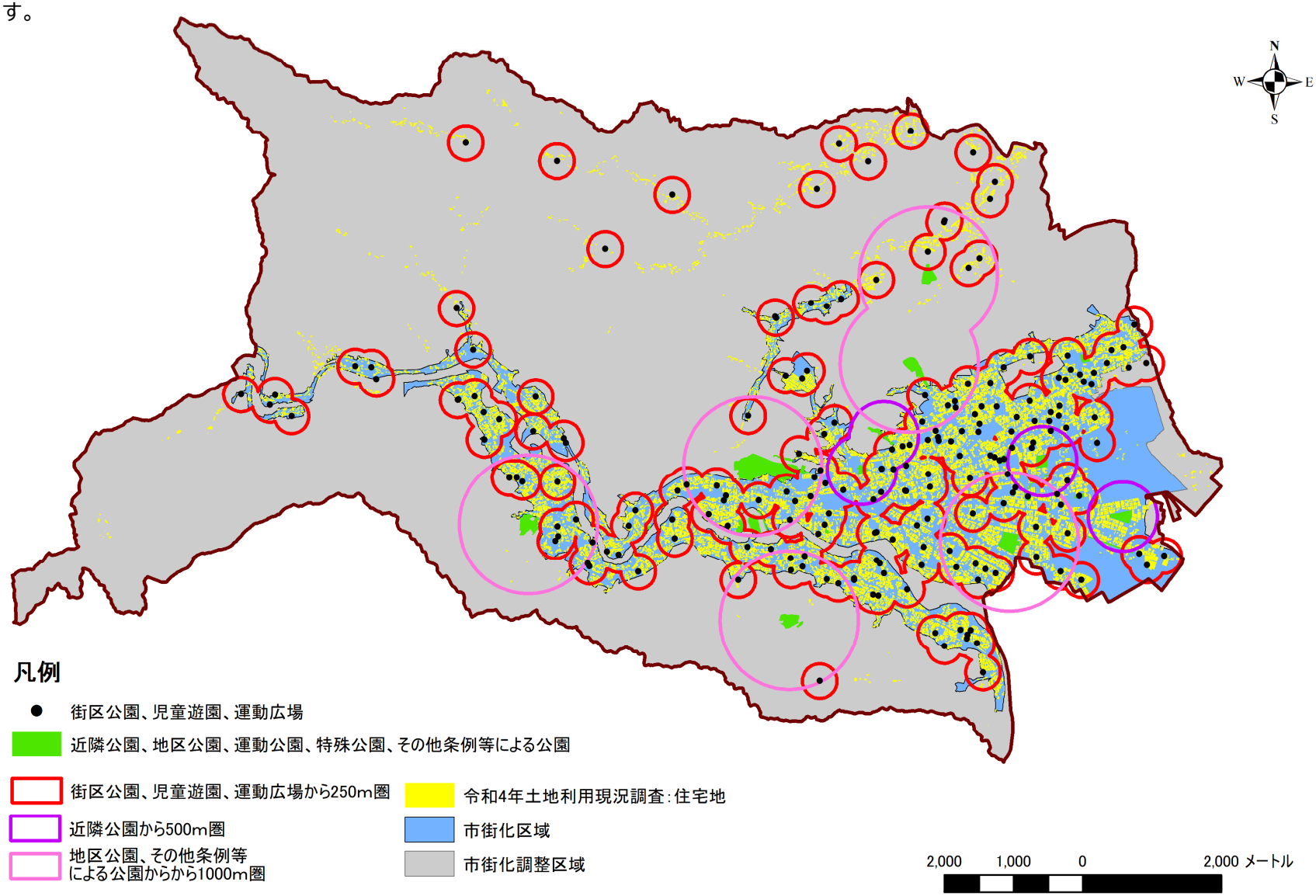

※1000m圏の公園は、公園面積が地区公園の標準面積 4ha 以上の公園とした

図　２-23　街区公園・児童遊園と住宅用地の分布状況
資料：令和４年東京都土地利用現況データ、おうめ地図情報システムより作成

（３）農地

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、施設野菜、観光農園、植木、花卉、畜産等のさまざまな形態の農業が営まれています。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置付けられました。

本市の農地や農家数をみると、経営耕地面積、農家総数共に減少傾向であり、平成 12(2000)年の経営耕地面積 361.49ha、農家総数 919 件から、令和２(2020)年は 101.10ha、604 件となっています。

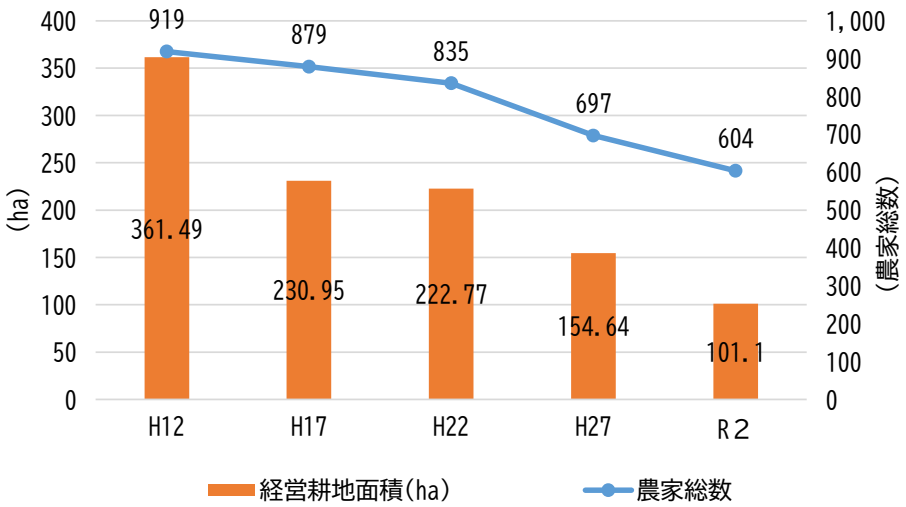

図　２-24　経営耕地面積と農家総数の推移

資料：東京都総務局（農林業センサス報告）

市内の生産緑地地区は、平成 27(2015)年度は 723 地区、134.27ha でしたが、地区数・面積ともに減少しており、令和６(2024)年度は 659 地区、113.13ha となっています。

また、平成 29(2017)年には、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する農地等について、買取り申出が可能となる期日を 10 年延長できる特定生産緑地制度が創設されました。本市では令和４(2022)年１月から特定生産緑地を指定しています。生産緑地地区も追加指定をしており、農地減少の抑制効果はあるものの、減少傾向が続いている状況です。

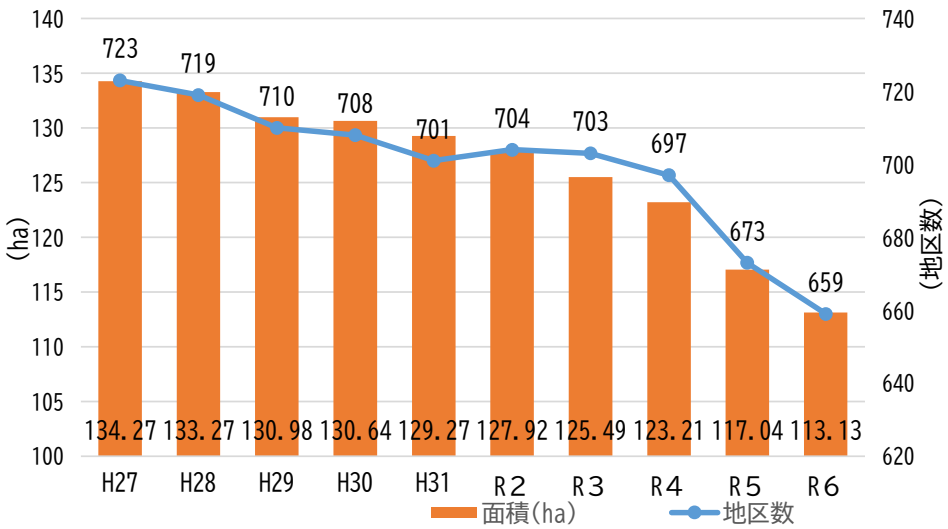

図　２-25　生産緑地地区の地区数と面積の推移

資料：青梅市都市計画課

（４）獣害対応

丘陵地や山地には多くの野生鳥獣が生息しており、保護政策により個体数は増加する一方で、生息環境の悪化、農林業の衰退による過疎化等により、農林業被害が増加しています。都は関係自治体と協力して、生物多様性を維持しながら獣害対策に取り組んでおり、一定の成果を上げていますが、東京都全体の農林業被害金額は緩やかに増加しています。

多摩地域の山間地や周辺地域には、ニホンザル、シカ、イノシシ、カモシカ、タヌキ、クマ等が生息し、本市ではシカ、イノシシのほか、外来種であるハクビシン、アライグマによる農林業被害が発生しており、多様な獣種による被害への対応が求められています。

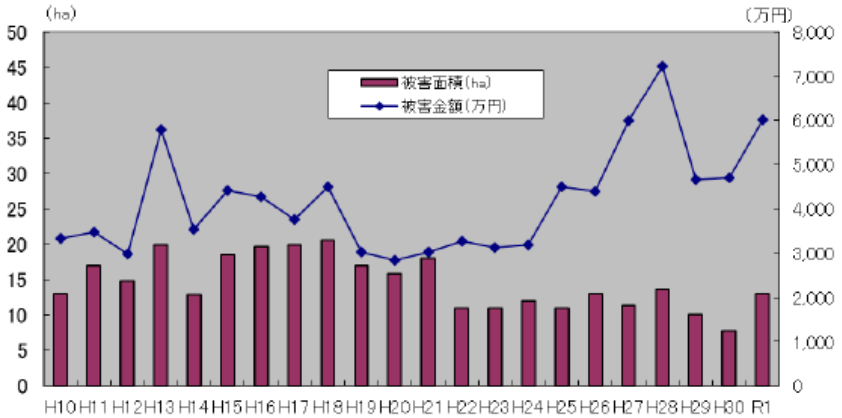

図　２-26　野生獣による農作物被害面積および被害金額
資料：第５次東京都獣害対策基本計画（令和３年２月）東京都

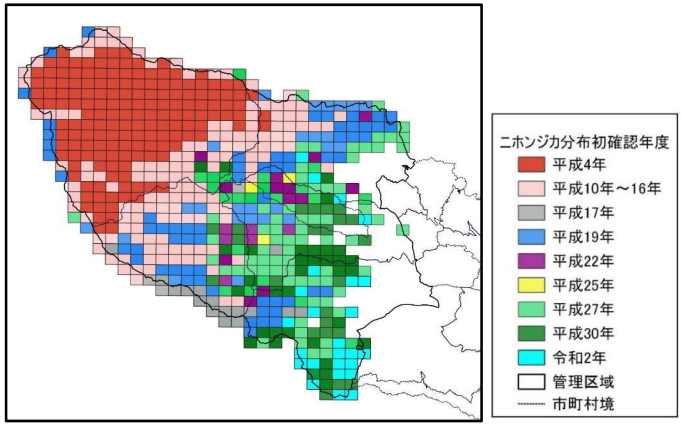

図　２-27　聞き取りおよび既存調査から推定したシカ分布の変化
資料：第６期東京都第二種シカ管理計画（令和４年４月）東京都

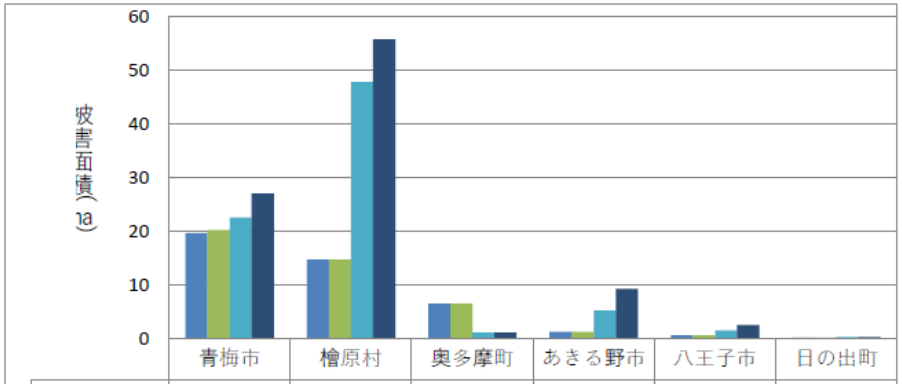

	青梅市	檜原村	奥多摩町	あきる野市	八王子市	日の出町
平成29年度	19.72	14.79	6.52	1.27	0.62	0.19
平成30年度	20.28	14.79	6.52	1.27	0.62	0.19
令和元年度	22.6	47.89	1.14	5.24	1.5	0.3
令和２年度	27.08	55.83	1.14	9.28	2.51	0.3

図　２-28　市町村別の造林地の被害状況
資料：第６期東京都第二種シカ管理計画（令和４年４月）東京都

（５）文化財・観光資源

本市には、国、都、市指定の文化財が 221 件あります。天然記念物では、「御岳の神代ケヤキ」をはじめとして 18 件が指定されており、観光スポットにもなっています。史跡・旧跡・名勝では市内の社寺や城跡のほか、「青梅新町の大井戸」などが指定されており、本市の歴史や文化の学びの場にもなっています。

表 2-8　青梅市内の文化財

種別	国	東京都	青梅市	合計
国宝	2	－	－	2
重要文化財	11	－	－	11
重要美術品	4	－	－	4
有形文化財	21	27	81	129
無形民俗文化財	－	4	7	11
有形民俗文化財	－	1	8	9
天然記念物	1	4	13	18
史跡	－	7	24	31
旧跡	－	2	3	5
名勝	－	1	－	1
合計	39	46	136	221

資料：おうめ文化財さんぽ 2024 改定版

本市には、登山やハイキング、サイクリング、リバースポーツなど、美しい山や渓谷に親しむことができる多様で魅力的な観光資源を有しています。また、歴史・文化・伝統資源も豊富で、みどりの中で文化財や美術館めぐりを楽しむことができます。

さらに、これらの観光資源をつなぐハイキングコース、ウォーキングコースの設定や、各種マップの整備などにより観光ネットワークが充実しています。

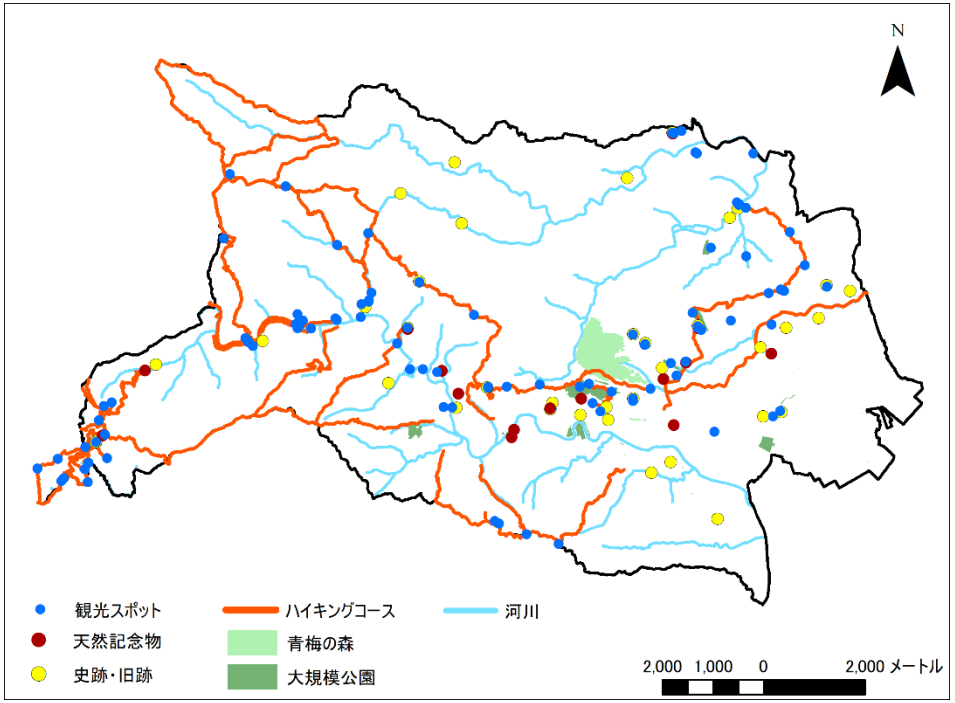

図 2-29　文化財、観光資源等分布図

５　みどりのまちづくりに関する取組実績

（１）生け垣設置、ブロック塀撤去

本市では、緑豊かな潤いのある安心安全なまちづくりを推進するため、「青梅市生垣設置費補助金交付要綱」にもとづき、生け垣設置と生け垣設置に伴うブロック塀の撤去にかかる費用の一部を補助しています。

平成 23(2011)年度までに、生け垣設置延長は 3,191m、ブロック塀撤去延長は 228mですが、平成 24(2012)年度以降では、生け垣設置延長は 172.7m、ブロック塀は 6.5mであり、特に近年では補助実績がほとんどない状況です。

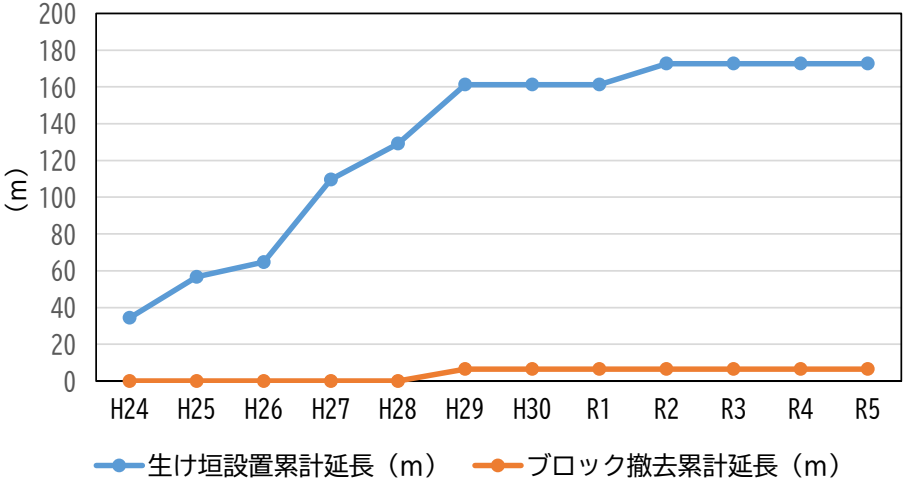

図　２-30　平成 24 年度以降の生け垣設置、ブロック塀撤去の延長

（２）みどりのカーテン事業

本市では、小中学校、市民センター、市役所本庁舎等においてみどりのカーテン育成に取り組むとともに、市民や市内事業者に対して、みどりのカーテン育成モニターの募集、みどりのカーテンコンテストの開催等の事業を実施しています。

みどりのカーテン育成市民モニターは、平成 21(2009)年度より実施しており、合計で 1,039 件となっています。平成 24(2012)年度は 204 件でしたが、その後減少しています。新型コロナ感染症が拡大した令和２(2020)年度～令和３(2021)年度は特に少ないですが、それ以降は増加傾向にあり、令和５(2023)年度は、46 件の応募がありました。

みどりのカーテンコンテストは、平成 23(2011)年度より開催し、個人・団体合わせて合計 504 件の応募がありました。平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度の応募者数は減少していますが、それ以降は増加傾向を示しており、令和５(2023)年度の応募数は個人部門（住宅）に 23 件、団体部門（事業所、学校等）に 16 件、計 39 件でした。

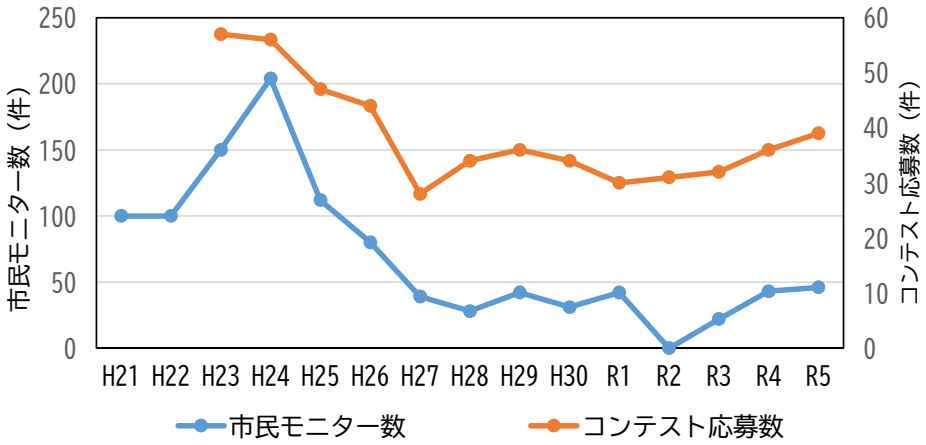

図　２-31　みどりのカーテン事業実績

（３）森林ボランティア育成講座

森林ボランティア育成講座は、森林ボランティアを志す方のための入門講座として、本市が平成 14(2002)年度から実施しています。講座を終了した受講生の多くは、森林保全に取り組むボランティア団体に加入し、活動しています。

また、平成 21(2009)年度に「青梅市及び杉並区の交流に関する協定」が締結されてからは、交流事業の一つであるボランティア活動において、市内の林業や農業の分野で、杉並区が設置する「すぎなみ地域大学」と通じて、杉並区民のボランティアが青梅市内で活動をしています。

令和５(2023)年度は第 13 期であり、講座の終了者数の合計は青梅市民が 198 人、杉並区民が 119 人で合計 317 人です。杉並区との協働事業後は、コロナ禍を除いては、30 名近くが参加していますが、青梅市民の参加者数は減少傾向です。

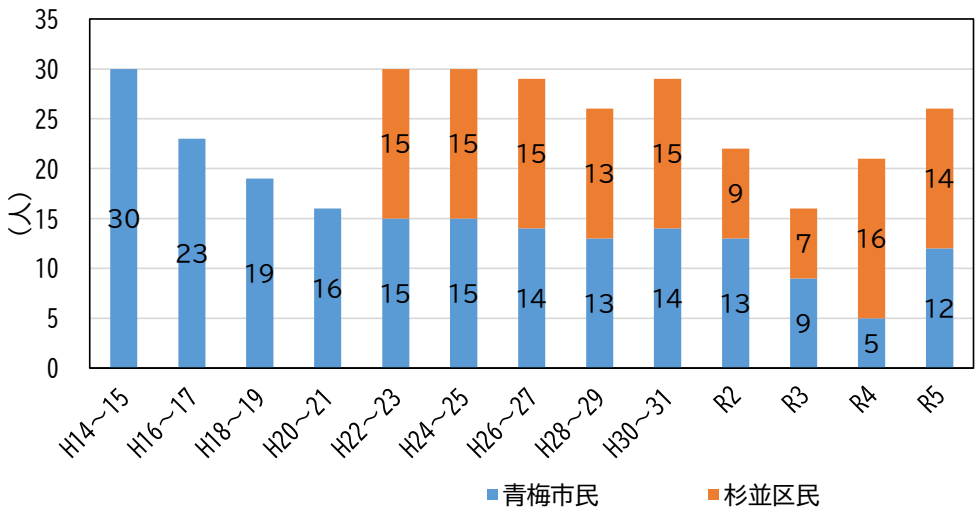

図　２-32　森林ボランティア育成講座修了者数の推移

（４）緑地管理ボランティア

本市では、市内の公園・緑地等での下草刈りや間伐等の緑地管理作業を行うボランティアを募集しています。活動内容は、公園・緑地内の下草刈りや間伐、樹木の育成を阻害するツル草等の除去、樹木等調査、市民を対象とした環境学習など、多岐にわたっています。

平成 25(2013)年度の参加人数は 28 人でしたが、それ以降は減少傾向にあり、令和５(2023)年度の参加人数は 13 人でした。

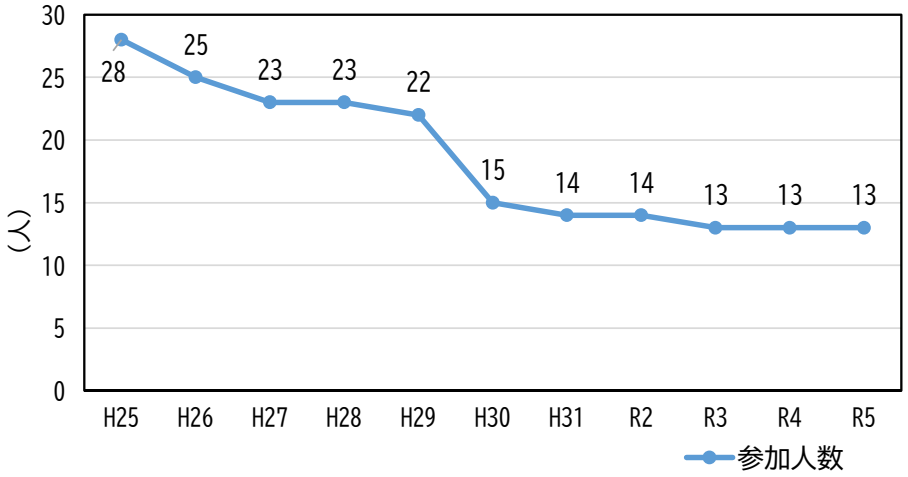

図　２-33　緑地管理ボランティア参加人数の推移

（５）その他の取組実績

従前計画策定以降における（１）から（４）以外の主な取組は次のとおりです。なお、その他の取組実績は、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

基本方針

【支える】

- 「青梅の森事業計画」にもとづき青梅の森の保全活動を実施しました。また、令和５(2023)年３月「青梅の森事業計画」を改定し、保全・活用と整備・体制と連携を基本方針に保全活動を継続しています。
- 平成 27(2015)年 10 月に多摩川沿い景観形成地区を指定し、景観形成計画・景観形成基準を策定しました。また、平成 28(2016)年４月１日より景観形成基準にもとづき、地区内の建築行為等の届出制度を開始し、景観指導を行っています。

【育む】

- 山林については、都と連携し、森林環境整備、多摩産材の利用拡大、有害鳥獣対策を実施しました。
- 農地では、生産緑地法の改正にもとづき特定生産緑地の指定、生産緑地地区の追加指定を実施しました。また、耕作放棄地等の担い手斡旋のため、農地パトロール、担い手マッチング等を実施しました。
- ウメ輪紋ウィルス対策の「梅の里再生計画」は、令和２(2020)年度に完了しましたが、継続して防除を進めています。

【親しむ】

- 平成 28(2016)年度に「公共建設物等における多摩産材利用推進方針」を策定し、以降この方針にもとづき多摩産材の利用を推進しています。
- 釜の淵エリア一帯では、令和５(2023)年度にサウンディング調査を実施し、NPO 法人と連携協定を締結するなど、民間活力による利活用を推進しています。

【交わる】

- 史跡や公園においては、地域団体等によって維持・管理活動が実施されています。また、農地では援農ボランティアによる活動が行われています。
- 公園の施設更新では、地域のニーズに合わせた施設を導入しました。

【彩る】

- 校庭の芝生の維持・管理では、児童による学年の枠を超えた管理、PTA の芝生管理ボランティアによる管理を実施しました。
- 駅前ロータリーをはじめとした各地域のコミュニティ花壇では、地域団体に花苗等を配布し、地域団体が花壇の維持・管理を実施しました。

６　従前計画の目標達成状況

（１）みどりの確保

みどりの量の確保目標として、市域全体でのみどりの量の維持、市街化区域では緑化の推進等により、みどりの減少傾向に歯止めをかけるため、現状維持を目標としました。

令和５(2023)年のみどり率は、市域全体が 79.6%、市街化区域が 29.7%で、平成 20(2008)年から減少しました。樹林と農地が減少しており、特に市街化区域での減少が大きくなっています。

表 ２-１　みどりの確保量目標達成状況

目標指標	平成 20 年 現況値※1	目標値	令和 5 年 現況値※2
市域全域のみどり率	８０．３%	現状維持	７９．６%
市街化区域のみどり率	３１．０%	現状維持	２９．７%

※1　平成 20 年みどり率データ
※2　令和５年みどり率データ

（２）公園などの充実

市内の公園緑地は適切な管理はもちろんのこと、多様な世代のニーズに対応した身近な公園として充足するよう適切に配置し、みどりの基盤を充実させることを目標としました。

従前計画の都市公園面積は、未供用の公園を含んだ計画面積としているため、従前計画策定後は新たに都市公園が計画されていないことから、令和５(2023)年の現況値は平成 25(2013)年から変更はありません。市民一人当たりの都市公園面積は、人口が減少していることから、令和５(2023)年は 10.5 ㎡/人でした。

表 ２-２　都市公園等目標達成状況

目標指標	平成 25 年 現況値	目標値	令和 5 年 現況値
都市公園の面積	１３５．８ｈａ	約１３８ｈａ	１３５．８ｈａ
市民一人当たりの 都市公園面積	９．８㎡／人	１０㎡／人	１０．５㎡／人

（３）青梅の森にそまる

「青梅の森」は、特別緑地保全地区として、都内最大の面積が指定され、協働による森林の保全・活用の活動拠点となっています。そこで「青梅の森」の保全活動や自然体験を通して、みどりの質を高めることで、良好な自然環境を保つことを目指し、これらの活動に参加している人々や団体の数を増やすことを目標として設定しました。

青梅の森にそまっている人数（青梅の森で活動した人数）は、令和５(2023)年は 92 人で、目標数値には達成しなかったものの、平成 25(2013)年の 13 人からは大きく増えました。また、団体数は平成 25(2013)年の７団体から令和５(2023)年は６団体となっています。

表 ２-３　青梅の森活動参加目標達成状況

目標指標	平成 25 年 現況値	目標値	令和 5 年 現況値
青梅の森に そまっている人数 （活動した人数）	１３人	約３００人	９２人
青梅の森に そまっている団体数 （活動する団体数）	７団体	１５団体	６団体

（４）魅力ある「みどり」で住みたいまちに

みどりのまちづくりを進めることで、人々が住みたくなる街の形成につながります。そこで、自然環境に恵まれた緑豊かなまちだから住み続けたいと思う市民が、より多くなることを目標として設定しました。

平成 25(2013)年現況値は、市政総合世論調査において「青梅市に住み続けたいと思われる主な理由はなんですか（複数回答）」という設問に対して、「自然環境が良い」と回答した割合 72.5%です。

令和５(2023)年現況値は、第７次青梅市総合長期計画策定にかかるアンケート調査において「現在の青梅市のイメージはどのようなものですか」という設問に対して、「美しい山や渓谷を有する自然豊かなまち」と回答した割合 78.2%でした。

同じ設問ではないため単純な比較はできませんが、自然環境がよいと感じる市民が８割近くいることが分かりました。

表 ２-４　自然環境により住みたい人の割合目標達成状況

目標指標	平成 25 年 現況値※1	目標値	令和 5 年 現況値※2
自然環境がよいから青梅市に住んでいる人の割合	７２．５%	８０%	７８．２%

※1 第 28 回（平成 23 年）市政総合世論調査　今後も住み続けたいと思う理由(複数回答)

※2 第 7 次青梅市総合長期計画アンケート調査　現在の青梅市のイメージについて、美しい山や渓谷を有する自然豊かなまちと回答した人の割合

7　みどりのまちづくりの課題

「みどりを取り巻く社会情勢」や「みどりの現況」、「みどりのまちづくりに関する取組実績」などを踏まえて、みどりのまちづくりの課題を整理しました。

（１）本市の骨格となるみどりの課題

- みどりの骨格となる山地や丘陵地、河川、崖線樹林地などは、本市のシンボル、地域のアイデンティティであり、今後も継続した保全活動によって、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ必要があります。
- 山林は二酸化炭素吸収源であり、地球温暖化対策としても重要であるため、林業と連携した山地や丘陵地を保全する取組が必要です。
- 市内にある多くの河川の環境を保全するため、河川を活用する団体や事業者、流域関係者と連携し、河川の魅力向上に向けた取組の推進が必要です。
- 崖線樹林の保全を効果的に推進するため、優先的に保全すべき樹林地の検討と保全への取組が必要です。

（２）公園緑地に関する課題

- 公園に求められるニーズが多様化している中で、誰もが安心・安全・快適に過ごせる空間にするため、効果的・効率的な運営管理、公園機能の再編・強化、利用促進に向けた取組が必要です。
- 公園施設の更新や管理にかかる費用の縮減に向けて、予防保全型の施設管理、公園施設の機能再編の検討が必要です。
- 少子高齢化に対応するため、こどもが自由に遊べる環境づくり、子育て世代が住みたくなる環境づくり、高齢者が健康増進できる環境づくりなどにつながるよう、公園機能の見直しや魅力向上に努める必要があります。
- 公園の改修工事では、公園利用の促進と地域のにぎわいや魅力の向上につながるように、地域特性や地域ニーズを反映する必要があります。
- 公園の新設整備では、今後の人口構成の変化も考慮した上で、適切な配置や整備内容の検討が必要です。
- 誰もが使いやすい公園にするため、公園の使い方や利用マナーについて、地域で話し合える仕組みづくりが必要です。
- 公園の魅力向上のため、公園の規模や特性に合わせて、行政による公園の維持・管理だけではなく、指定管理者制度や Park-PFI 等の民間活力による管理手法の導入検討が必要です。

（３）農地に関する課題

- 農地は農畜産物の生産の場のほか、多面的機能があり、都市に必要なみどりとして保全に努めることが必要です。
- 農業の活性化のため、学校給食等への活用など、農畜産物の地産地消による利用促進が必要です。
- 市民が農業への理解を促進するため、市民農園や体験型農園の他、野菜直売会や農業体験等のイベントを通じて、生産者と都市住民が交流する機会を多数設け、農業への市民の関心を高めることが必要です。

（４）みどりのある環境に関する課題

- 自然環境やみどりとのふれあいは、Well-being の向上に寄与することから、こどもたちの健全な成長、市民・通勤者・通学者の心身の健康・充実のため、さまざまなみどりとふれあうことができる環境づくりが重要です。
- 公園だけではなく、民有地のみどりの利活用が推進されており、効果的・効率的に緑地等の整備を推進するため、民有緑地の市民緑地等の導入を検討する必要があります。

- 快適な環境づくりには、街路樹、公共施設や民有地の樹木の適正な管理とともに、落葉等の維持管理に関する地域住民の理解など、地域のみどりを保全する意識や理解を深める取組も必要です。
- みどりのリサイクルを推進するため、民有地から発生した落葉や剪定枝も含めて、堆肥化やチップ化等の資源循環の取組が必要です。

（５）生物多様性に関する課題

- 生物多様性を保全するため、山地の適正管理や林業振興、多摩産材の利活用を推進し、生き物の生息・生育環境となる山林の健全な管理が必要です。
- 里山は人が管理することで維持されてきた環境であり、里山の自然環境の適正な管理が必要です。
- 広域的なエコロジカルネットワークを形成する河川については、生物多様性を確保するため自然環境の保全とともに、水辺レクリエーション利用のマナーの徹底が必要です。
- 山地・丘陵地・河川等の拠点となるみどりをつなぐため、まちなかの公園、樹林地、農地、街路樹等によるエコロジカルネットワークの形成が必要です。
- シカやイノシシ、外来種であるハクビシンやアライグマによる農林業被害、生活環境への野生生物の出没への対策が必要です。

（６）共創に関する課題

- みどりのまちづくりに関する市民意識の向上や理解の醸成のため、情報提供、イベント開催等が必要です。
- 環境学習や体験イベントを通じて、ボランティア活動の楽しさややりがいを知っていただき、ボランティア講座の受講やボランティア活動への参加につなげられるような仕組みづくりが必要です。
- 気軽に参加できるボランティア活動事例等を調査・研究し、参加しやすいボランティア活動を増やしていくことも重要です。
- ボランティア団体が継続して活動できるよう、ボランティア団体の活性化に関する検討が必要です。

８　計画改定の視点

「みどりのまちづくりの課題」や「みどりを取り巻く社会情勢」などを踏まえ、みどりの基本計画の改定の視点を整理しました。

（１）グリーンインフラの取組

人口減少社会を迎え、まちづくりには、安全・安心に暮らせる環境づくりやWell-beingの向上が求められています。そのような中で、みどりのまちづくりにおいても、緑地確保と緑化推進の視点から、みどりの多面的機能を社会課題解決に活用していく視点に移行しています。

本計画においても、みどりを「まもる」といった緑地の確保だけではなく、「育てる」、「活かす」視点も重視し、みどりの多機能性を発揮できるよう、グリーンインフラの取組を推進します。

（２）生物多様性への配慮

国は、2023年（令和5）年に生物多様性国家戦略を改定し、「2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」を短期目標としており、本市においても「青梅市生物多様性地域戦略」にもとづき、生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めています。

自然環境の保全とエコロジカルネットワーク構築の取組を行う一方で、シカやイノシシのほか、アライグマやハクビシン等の外来生物等による農林業への被害、市街地へのクマの出没等が発生しており、生態系バランスが崩れることによる影響が身近な問題となっています。

本計画においてはこのような状況を踏まえて、生物多様性確保の視点は従前計画から継承し、生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目指すとともに、有害鳥獣への対策を含めた健全な生態系確保に向けた取組を推進します。

（３）みどりのまちづくりの魅力向上に向けたパークマネジメント

公園緑地に関する市民の関心度は高く、公園があらゆる世代の多くの人に利活用され、にぎわいが生まれることで、地域の活性化につなげていくという視点が必要です。

従前計画の重点プロジェクトのひとつとして「公園などの若返り作戦」がありました。本計画では、さらに公園の持つポテンシャルが発揮できるよう、多様な利活用ニーズに対応し、公園の楽しみ方を広げられる視点で、パークマネジメントの取組を推進します。

（４）協働・共創によるまちとみどりの活性化

平成11（1999）年に策定した青梅市緑の基本計画から、方針の１つとして「市民参加・協力による緑づくり」が掲げられており、以来、協働によるみどりの保全とみどりづくりに取り組んでいます。

第７次青梅市総合長期計画では「多様な主体による協働・共創の推進」として”共創”のまちづくりを推進しています。”共創”とは、市民、地域団体、民間事業者、関係機関等が連携して、さまざまな地域の課題を解決し、新たな技術や価値を創り出していくことです。

本計画においても、共創を推進するために、多くの市民や事業者がみどりのまちづくりを理解し、活動に参加することが必要です。

さまざまな主体が協力・連携し、みどりのまちづくりの魅力につながる価値を創出するため、協働・共創によるネットワークづくりと連携体制を充実します。

第３章　みどりの将来像

第３章 みどりの将来像

１　基本理念

本市では古くから林業が盛んで、かつては「杣保（そまのほ）」と呼ばれていました。現在も、豊かな山林資源は、優れた自然景観の形成、多くの生き物の生息・生育空間、自然にふれあえる場として重要な存在となっています。

また、本市には山林だけではなく、多摩川をはじめとする多くの河川、市街地内には崖線樹林、公園緑地、農地等のさまざまなみどりがあります。

このような本市のみどり豊かな特徴を活かし、第７次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮す　青梅」を実現するため、継続したみどりの保全により、豊かなみどりを次世代に引き継ぐとともに、みどりの持つ多面的機能を活用し、地域の課題解決や地域を活性化することで、持続可能なみどりのまちの実現を目指すこととし、基本理念は次のとおりとします。

豊かなみどりを活かし、

人とみどりが共生するまち　青梅

２　みどりの将来像

本計画の基本理念の具体的なイメージとして、本市が目指すまちの姿を「みどりの将来像」として示します。

みどりの軸と拠点		
	みどりの骨格となる山地・丘陵	豊かな自然環境を積極的に保全 自然と親しめる空間、身近なレクリエーションの場としての活用
	水とみどりの主軸となる多摩川と崖線樹林	多摩川の環境･景観を積極的に保全 身近なレクリエーションや自然観察、環境学習の場としての活用
	市街地にある保全すべき立川崖線樹林	市街地に残るみどりとして、生物多様性に配慮した積極的な保全
	自然環境に配慮し活用する河川ネットワーク	水辺環境や景観の保全・再生 水に親しむ空間の充実
	市街地のみどりの軸となる街路樹ネットワーク	みどりのネットワーク機能の充実
	山林と生活環境をつなぐ林縁部	生物多様性、景観に配慮した自然環境と生活環境の保全
	共創の拠点となる青梅の森	生物多様性の確保を図った保全 共創による管理体制の充実
	主要３駅周辺のみどり	玄関口として、もてなすみどりの創出
	魅力向上をはかる公園緑地	誰もが安全･安心で居心地よく過ごせる公園緑地の充実
	自然的景観を保全する風致地区	条例等による良好な景観の維持と保全

ゾーニング		
	自然環境保全ゾーン	森林を主体とした優れた自然環境資源を積極的に保全・育成
	自然環境活用ゾーン	自然環境に配慮した自然と親しめる空間として活用
	新市街地計画ゾーン	市街地からの景観配慮、自然環境資源を活用した産業集積地として計画的に土地利用を誘導
	農林・住環境調和ゾーン	農的環境と居住環境の調和、農林業の振興
	農地活用ゾーン	農地が持つ多面的機能を重視し、農地の集積や生産性の向上
	多摩川保全ゾーン	清流や水辺環境の保全、河川活用による親水性の向上と潤いある空間としての活用
	市街地ゾーン	市街地の緑化推進と樹林地や生産緑地等の適正な維持・保全

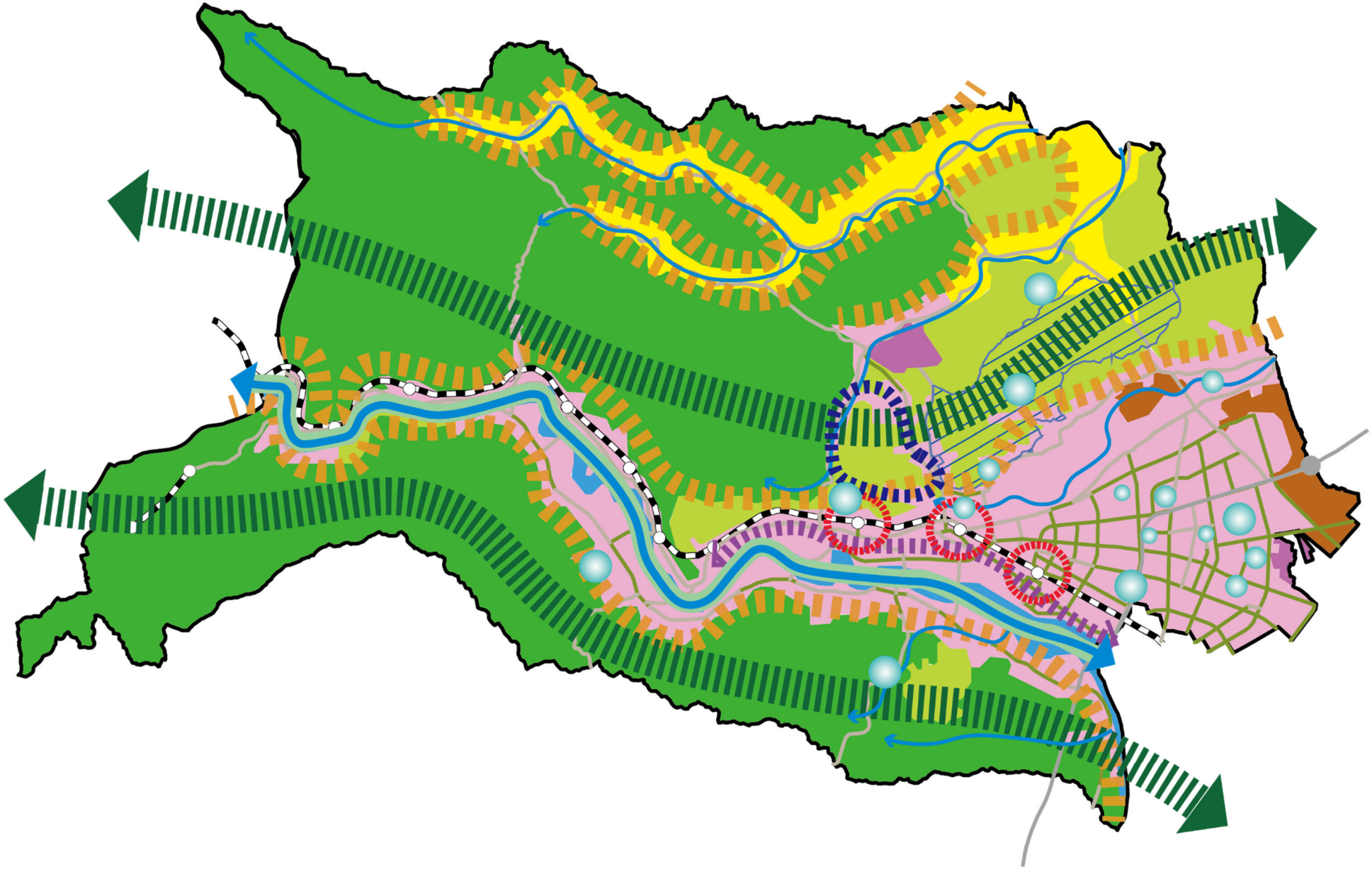

図 3-1　みどりの将来像図

３　基本方針

みどりの将来像を実現するため、３つの基本方針と共通する方針を設定します。

基本方針１　みどりをまもる

山地や丘陵地、河川、崖線樹林などの自然豊かなみどりに支えられて、わたしたちの生活は営まれてきました。自然環境と共生したみどりのまちづくりのため、引き続き、これらのみどりの保全活動に取り組み、適切な状態を維持し、次世代に引き継ぎます。

基本方針２　みどりを育てる

まちなかには公園、街路樹、農地、住宅の庭、公共施設や事務所の植栽地などのさまざまなみどりがあり、これらのみどりに囲まれてわたしたちは生活しています。安心・安全で居心地よく、健康な生活をおくれる環境づくりのために、まちなかのみどりを育てる取組を進めます。

基本方針３　みどりを活かす

山林は多摩産材として、山地や丘陵地のハイキングや多摩川のリバースポーツは観光資源として、農地は農業生産の場として、本市の産業振興の一翼を担っています。みどりの利活用により、産業振興のほか、防災、健康づくり、コミュニティ形成などにぎわい創出に努めます。

共通方針　共創（みどりを共につくる）

みどりを守り、育て、活かす取組を推進するためには、市民、市民団体、事業者、行政だけではなく、青梅を訪れる方々を含めたあらゆる人々が、青梅のみどりに興味を持ち、みどりにふれあい、様々な活動に広げていく必要があります。３つの基本方針の横断的な方針として、多様な主体が協力・連携して取り組み、みどりのまちづくりを推進するとともに、新たな魅力や価値を生み出します。

４　計画の目標

みどりの将来像の実現に向けて、基本方針にもとづき計画の目標を設定します。

「みどりをまもる」

みどり率

本市のみどり率は、樹林や農地の減少傾向が続いていますが、みどりの保全と緑化推進により、市全体のみどり率 80%と市街化区域のみどり率 30%を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
市　全　体　79.6%	市　全　体　79.6%
市街化区域　29.7%	市街化区域　29.7%

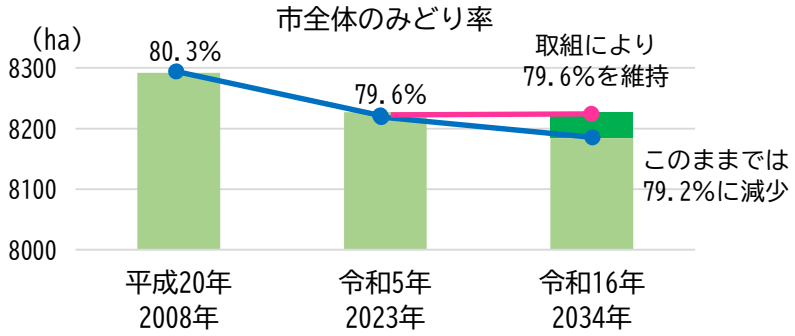

みどりの質の満足度

みどりに関する市民アンケートの「市内のみどりの質」について、満足・やや満足と回答する割合を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
みどりの質の満足度 ３２％	みどりの質の満足度 ５０％

「みどりを育てる」

公園の整備・管理状況の満足度

誰もが安全・安心に心地よく公園を利用できるように、「公園の整備や管理の状況」について、「満足・やや満足」の割合を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
公園管理状況 ２６％	公園管理状況 ５０％

公園の利用頻度

多くの市民が公園をサードプレイスとして利用するように、公園の利用頻度を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	
公園の利用頻度が 月に数回以上の割合 ３６％	公園の利用頻度が 月に数回以上の割合 ５０％

「みどりを活かす」

農地の保全・管理状況の重要度

農地の多面的機能の理解と農地の利活用を目指し、農地の保全や管理について、「重要・やや重要」とする割合を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
農地の保全や管理状況 重要度　４１％	農地の保全や管理状況 重要度　６０％

イベントの参加のしやすさ

みどりに関する学習や体験イベントに多くの市民が参加することを目指し、植物や生き物の学習や体験イベントの参加のしやすさについて、「満足・やや満足」とする割合、「重要・やや重要」とする割合を目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
イベントの参加のしやすさ 満足度　１２％ 重要度　３２％	イベントの参加のしやすさ 満足度　４０％ 重要度　６０％

「共創　みどりを共につくる」

ボランティア活動・育成講座等の参加延べ人数

青梅の森や公園等では市民との共創による保全や維持活動が行われています。ボランティア活動や育成講座等の各種取り組みにより、市内のみどりの保全や維持に関わる参加者数を増やすことを目標とします。

現況値　令和５(2023)年	目標値　令和 16(2034)年
参加延べ人数　９２人	参加延べ人数　２００人

第４章　将来像実現のための施策

第４章 将来像実現のための施策

１　施策の体系

みどりの将来図の実現に向けて、基本方針に基づく実施施策を示します。

基本理念・基本方針		施　策　系　統	個　別　施　策	
基本理念　豊かなみどりを活かし、人とみどりが共生するまち　青梅	基本方針１ みどりをまもる	1-1　山地・丘陵地の保全	1-1-1法や条例による山地･丘陵地の保全	1-1-2山地・丘陵地の生物多様性の保全
		1-2　河川環境の保全	1-2-1多摩川の河川環境の保全	1-2-2多摩川以外の河川環境の保全
		1-3　まちなかの樹林の保全	1-3-1崖線樹林の保全	1-3-2平地林の保全
		1-4　農地の保全	1-4-1生産緑地地区の保全	1-4-2農業振興地域農用地区域の保全
	基本方針２ みどりを育てる	2-1　魅力ある公園づくり	2-1-1地域特性に合わせた計画的な公園改修 2-1-3開発行為等による新設公園の指導	2-1-2効率的・効果的な公園管理
		2-2　公共施設・道路のみどりづくり	2-2-1公共施設の緑化推進 2-2-3駅前広場等の緑化推進	2-2-2街路樹等の育成と管理
		2-3　民有地のみどりづくり	2-3-1民有地の緑化	
		2-4　まちなかのみどりのネットワークづくり	2-4-1エコロジカルネットワークづくり	2-4-2みどりを巡るネットワークづくり
	基本方針３ みどりを活かす	3-1　山地・丘陵地の活用	3-1-1森林機能の向上 3-1-3廃材利活用等の資源循環の促進 3-1-5教育の場としての活用	3-1-2多摩産材の活用 3-1-4レクリエーションの場としての活用
		3-2　河川環境の活用	3-2-1水辺空間の利活用	
		3-3　まちなかのみどりの活用	3-3-1みどりのリサイクルの推進 3-3-3みどりによる防災・減災機能の充実	3-3-2オープンガーデン等の推進
		3-4　農地の活用	3-4-1農地による防災・減災機能の活用 3-4-3市内農業の利用促進	3-4-2市民農園等の利用促進
	共通方針 共創 （みどりを共につくる）	共-1　多様な主体によるみどりのまちづくり	共-1-1市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用 共-1-2ボランティア活動のネットワークづくり 共-1-3担い手の発掘と育成	
		共-2　みどりのまちづくりに関する普及啓発	共-2-1みどりに関する情報発信 共-2-2みどりに関する普及啓発	

２　個別施策

基本方針１　みどりをまもる

１－１　山地・丘陵地の保全

本市のみどりの骨格を形成する山地・丘陵地は、豊かな自然を有しており、多くの生き物が生息・生育するとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの多面的機能は、わたしたちの生活を支えています。この貴重な山地・丘陵地を保全する取組を推進します。

1－1－1　法や条例による山地・丘陵地の保全

山地・丘陵地の保全では、法や条例により秩父多摩甲斐国立公園や羽村草花丘陵自然公園、特別緑地保全地区、東京都保全地域などの指定がされています。引き続き、各種制度を運用するとともに、国、都、関係団体等と連携して、山地・丘陵地の自然環境を保全します。

また、特に保全する必要がある区域については、特別緑地保全地区の指定や都の支援制度の活用等による自然環境の保全を検討します。

表 4-1　山地・丘陵地保全のための法や条例の指定状況

制度	地区名	制度概要
国立公園 （自然公園法）	秩父多摩甲斐国立公園	優れた自然の風景地の保護と利用増進により、国民の保健・休養・教化と生物多様性の確保を目的とした制度
都立自然公園 （自然公園法）	羽村草花丘陵自然公園	
特別緑地保全地区 （都市緑地法）	第 1 号千ヶ瀬特別緑地保全地区 第 2 号青梅の森特別緑地保全地区	都市の良好な自然的環境を形成している緑地を指定し、建築行為の制限などにより保全する制度
東京都保全地域 （東京都自然保護条例）	勝沼城址歴史環境保全地域 青梅上成木森林環境保全地域 立川崖線緑地保全地域	良好な自然生態系保護し、次代へ引き継ぐことを目的とした制度 自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の 5 種類がある
風致地区 （都市計画法）	霞丘陵風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める
保安林 （森林法）	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 その他	公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制 水源かん養や災害防止の保安林は、森林保全の治山事業を実施

※第 1 号千ヶ瀬特別緑地保全地区、立川崖線緑地保全地域は 1-3 まちなかのみどりの保全の対象となる崖線樹林

1－1－2　山地・丘陵地の生物多様性の保全

山地・丘陵地には多様な生き物が生息・生育しており、希少な生き物も確認されています。健全な生態系が維持されるように、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。

生物多様性の保全に向けては、「青梅市生物多様性地域戦略」を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めます。

シカ等の有害鳥獣被害に対しては、都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進するとともに、植栽が予定されている森林を中心に、単木保護ネットやシカ侵入防護柵の設置等の保護措置を推進します。近年では、クマの出没が確認されており、都や周辺自治体、関係団体と連携した対策を実施します。

１－２　河川環境の保全

本市には、多摩川をはじめとして、霞川、成木川等の多くの河川があります。河川は、洪水の被害防止などの治水、水道用水や農業用水などの利水、自然環境や景観などの環境形成の機能を持つとともに、みどりのネットワークを形成しています。これらの機能を充実するために、水辺地や崖線樹林を含む河川環境を保全する取組を推進します。

1－2－1　多摩川の河川環境の保全

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画（万年橋より下流）」や「多摩川上流圏域河川整備計画（万年橋より上流）」にもとづき、保全整備が進められています。国や都と連携し、自然環境や水質に配慮した治水安全度の向上や保全、維持・管理、遊歩道の整備等を促進します。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

1－2－2　多摩川以外の河川環境の保全

霞川流域と、成木川を本川とした黒沢川、直竹川、北小曽木川を支川とした流域である霞川圏域は、「霞川圏域河川整備計画」にもとづき、保全整備が進められています。都と連携し、治水安全度の向上を図るとともに、残されている自然環境を保全し、水辺に親しみを持てる身近な川づくりを促進します。

また、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による全市水栓化に向けた計画の推進により、河川の水質向上に努めます。

１－３　まちなかの樹林の保全

市街地には崖線樹林や平地林、社寺林、屋敷林等のまとまった樹林が点在しています。市街地に残る樹林は、貴重な自然環境であり、地域特有の景観を形成しています。これらの樹林の一部は、法や条例等による、みどりの保全制度が適用されているものもありますが、消失の可能性のある樹林も多く存在しています。市街地に残された貴重な自然環境を次世代につなぐため、樹林の保全に努めます。

1－3－1　崖線樹林の保全

多摩川などの崖線樹林は、湧水や生き物の生息・生育の場として貴重な空間であり、立川崖線の一部は特別緑地保全地区や東京都保全地域に指定されています。

「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづき、都や関係市と連携して保全施策を検討するとともに、特別緑地保全地区等の指定がされていない樹林については、保全すべき樹林の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に取り組みます。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、崖線緑地の伐採の規制等により、適切な樹林の維持・管理を推進します。

1－3－2　平地林の保全

市街地に残る平地林は、新田山公園のように都市公園として保全されているもののほか、社寺林や屋敷林、学校等の施設内の樹林なども数多く点在しています。

社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育空間となる樹林等の保全方策を検討します。

１－４　農地の保全

本市には多くの農地があり、市街化区域には生産緑地地区、市街化調整区域には農業振興地域農用地区域（以下「農振農用地区域」という。）が指定され、多様な農畜産物が生産されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足等により農地面積は減少傾向が続いています。一方で、農地の持つ多面的機能から、都市農地は「あるべきもの」として位置づけが転換されました。まちづくりに必要なみどりとして、農業振興施策と連携し、農地の保全に取り組みます。

1－4－1　生産緑地地区の保全

本市の市街化区域には、多くの生産緑地地区が点在しており、新鮮で安全・安心な農作物の供給、防災・減災、農のある風景を形成しています。

緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。

また、生産緑地地区の適正な保全のため、肥培管理調査等を行うとともに、管理指導を継続して実施します。

1－4－2　農業振興地域農用地区域の保全

市街化調整区域の農地のうち農業の振興を図るべき地域は、農振農用地区域が指定されています。この区域では、田植えや稲刈りなどの農業体験会を実施するなど、交流の場ともなっています。

総合的に農業の推進を図るべき地域である農振農用地区域は、農地が持つ多面的機能を踏まえるとともに、農地の有効活用や生産性の向上を促進し、まとまりのある農地の保全に努めます。

また、本市の土地利用方針を踏まえつつ、新規就農者や意欲ある認定農業者、法人等への集約の検討、農地バンクの普及・啓発により、農業の担い手への利活用を推進します。

基本方針２　みどりを育てる

２－１　魅力ある公園づくり

市内には 170 箇所の公園緑地等があり、多くの市民が利用しています。公園のさらなる魅力の向上と、あらゆる人々が自由に楽しく過ごすことができるように、地域特性や利活用ニーズに応じた公園の改修や管理を進めます。

2－1－1　地域特性に合わせた計画的な公園改修

本市には、永山公園や吹上しょうぶ公園、梅の公園、花木園などの特色ある公園、地域の街区公園や児童遊園などがあり、多くの人が公園を利用しています。

公園の施設については、安全・安心な施設利用を維持するため、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、予防保全型管理を主体とした計画的な補修や更新を実施します。

公園や緑地を高齢者や障がい者、こども、外国人等のあらゆる人々が、自由に安心して利用できる場としていくため、地域住民の意向やニーズを踏まえ、公園施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、地域特性を踏まえながら、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。

2－1－2　効率的・効果的な公園管理

公園の管理では、誰もが安全・安心で居心地よく過ごせる公園となるよう、日常の維持・管理や施設点検、定期点検を実施しています。

公園のさらなる魅力の向上や新たなにぎわいの創出を図るため、指定管理者制度や Park-PFI 制度等の民間活力を活用した管理方法の導入について検討します。

また、公園を柔軟に利活用するための仕組みづくりや、公園管理を効率的に行う方法として、デジタル技術を活用した公園 DX の取組を検討します。

老木化した樹木や病害虫等の被害木については、適正な管理、更新により、倒木や枝折れなどを未然に防止します。

2－1－3　開発行為等による新設公園の指導

本市では、一定規模以上の開発行為等に対して、青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（以下「開発条例」という。）にもとづき、公園等の整備を指導しています。

開発行為等によって整備される公園等が、周辺住民が積極的に活用することができ、良好な景観形成にも寄与する質の高い配置となるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園管理の実現のため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

今後、都市的土地利用を計画的に誘導していく「新市街地計画ゾーン」における地区計画制度等の導入にあたっては、緑化率規制について検討します。今井土地区画整理事業区域においては、地区計画を踏まえ公園の整備等を通じて計画的な緑化を推進します。

２－２　公共施設・道路のみどりづくり

学校や市役所などの公共施設は、市内各地域に点在しており、良好な施設緑化により、地域のみどりの拠点の一つとなります。

また、街路樹が整備された道路は、みどりのネットワークとして多様な効果が期待されます。みどりの拠点とみどりのネットワークを形成するために公共施設と道路の緑化を推進します。

2－2－1　公共施設の緑化推進

学校や市役所などの公共施設では植栽地を整備しており、接道部の花木などは地域住民や道路利用者がみどりを楽しむ場にもなっています。

将来を担うこどもたちが学んでいる学校では、学校ビオトープ等の環境教育への活用、コミュニティ花壇やみどりのカーテンの設置など、自然環境を実感できるような緑化を推進します。

市役所や市民センターなどの公共施設においても、率先してみどりのまちづくりに取り組む姿勢を示すとともに、市民の緑化意識啓発等のため、積極的に緑化を推進します。

2－2－2　街路樹等の育成と管理

街路樹等は、緑陰の形成や良好な道路景観、騒音低減、大気浄化等の効果があります。また、生き物の生息・生育の場や移動経路として、エコロジカルネットワークの形成にも寄与します。

都市計画道路等の整備にあわせて、街路樹等による緑化を推進します。

また、市が管理する既存の街路樹等は、樹木の特性を踏まえた適正な維持・管理に努めます。

2－2－3　駅前広場等の緑化推進

駅前は多くの人の利用とともに、市外からの観光客や来訪者を迎え入れる場所です。

まちの魅力向上を図るとともに、河辺駅、東青梅駅、青梅駅を中心として、各駅の特色ある景観や憩いの場、観光客等を迎え入れるにふさわしい場として、駅前広場の緑化やコミュニティ花壇による修景を推進します。

また青梅駅前については、「青梅駅周辺地区景観形成基本計画」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

２－３　民有地のみどりづくり

市街地内の大半が民有地で構成されており、住宅地や事業所などの民有地のみどりが増えることで、季節感のあるみどりの景観づくり、小さな生き物の生息・生育の場の創出、まちの魅力向上につながります。

一定規模以上の開発行為等において、新たな緑地の整備や、既存樹木の保全や活用によるみどりづくりを推進します。

2－3－1　民有地の緑化

民有地の緑化では、一定規模以上の開発行為等の適切な指導等により、質の高い緑化を誘導することで、緑化推進に寄与します。

地区計画の区域内における建築行為等では、地区計画にもとづく緑化の指導を行い、道路沿いに広がりと厚みを持ったみどりの形成を促進します。

より積極的な緑化の推進が必要な地域や地区においては、地域特性に合わせた緑化の推進方策を検討します。

また、生け垣設置費補助金やコミュニティ花壇事業を推進するとともに、みどりのカーテンの普及事業、イベント時での苗や種子の配布により、まちなかの緑化を推進します。

２－４　まちなかのみどりのネットワークづくり

まちなかには、拠点となるみどりとして崖線樹林、公園緑地、史跡、社寺林等があり、それらをつなぐみどりである河川や水路、街路樹、農地、住宅地の庭木などにより、みどりのネットワークを形成しています。生物多様性の保全、防災性の向上、熱環境の改善等のみどりの機能をより効果的に発揮させることから、みどりのネットワークづくりを推進します。

2－4－1　エコロジカルネットワークづくり

まちなかのみどりのネットワークが形成されることで、公園緑地や施設内の樹林、社寺林等が相互につながり、エコロジカルネットワークが形成され、生物多様性が保全されます。

まちなかの規模の大きい公園や崖線樹林、社寺林等の拠点となるみどり、それらをつなぐ河川や水路、緑道のほか、小規模な公園、農地、街路樹、住宅の庭木などを増やし、飛び石のように点在させることで、エコロジカルネットワークづくりを推進します。

また、生き物の生息・生育の場となる学校や公園でのビオトープづくり、郷土種に配慮した樹木等の植栽など、エコロジカルネットワークの充実に努めます。

2－4－2　みどりを巡るネットワークづくり

みどりのネットワーク機能のひとつに、レクリエーションや生活のネットワークがあります。ウォーキングは気軽な健康づくりのほか、まちなか回遊によるにぎわい創出としても注目されています。

みどりを巡るネットワークをより楽しめるように、リニューアルした公園情報や公共施設等の季節の花の見どころなども盛り込んだウォーキングマップ、観光まち歩きマップ等を充実するとともに、公園等の説明や案内をするＱＲコードの設置を検討します。

健康づくりや自然・歴史・文化資源等を巡る道として利用される「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持・管理に努めます。

基本方針３　みどりを活かす

３－１　山地・丘陵地の活用

山地・丘陵地は林業においても重要なフィールドであり、森林を育て、育った木を木材として利用し、再び植林を行う循環が、森林の適切な管理になるとともに、二酸化炭素吸収量の増加、生物多様性の確保など、多面的機能の維持につながります。森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から森林資源としての活用、にぎわい創出の観点から観光資源として活用します。

3－1－1　森林機能の向上

本市の山林は人工林率が高く、適正な森林整備が重要です。

かつての杣保のように健全な森林資源の継承に向けて、「青梅市森林整備計画」にもとづき、森林の伐採・造林・保育等の森林施業を推進します。市内の管理の行き届かない森林を減らすため、森林経営管理制度により、土地所有者の意向を踏まえた森林の適正管理を推進するとともに、都の多摩の森林再生事業を推奨します。

また、スギ、ヒノキの花粉症の患者数が年々増加していることから、人工造林では花粉の発生量が少ない品種系統の選定や、都農林水産振興財団が進める「企業の森」や「主伐事業」等を促進します。

3－1－2　多摩産材の活用

多摩産材は、木材を地産地消することから環境負荷の低い地場産材です。また、多摩産材を活用することは、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効です。

環境負荷の低減、林業の活性化のため、「青梅市公共施設等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、公共施設や民間施設での多摩産材の利用拡大を推進するとともに、多摩産材を PR します。

3－1－3　廃材利活用等の資源循環の促進

森林の維持・管理では、多くの間伐材や剪定枝が発生しています。

これらの間伐材や剪定枝は、チップ化し、公園緑地の園路材としての活用や、堆肥補助材等としての配布など、有効利用を推進します。また、木質バイオマス燃料としての活用についても検討します。

3－1－4　レクリエーションの場としての活用

山地や丘陵地には多くのハイキングや登山のコースがあり、多くの人が本市の自然環境を楽しんでいます。

ハイキングコースや登山道の利用者が安全に自然とふれあい、親しめるように、遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。また、来訪者が増加し観光振興につながるよう、効果的な PR やイベントなどについて検討します。

3－1－5　教育の場としての活用

市内には身近な場所にみどりが多いことから、みどりを活かした保育や幼児教育、学校教育が行われています。

本市の自然環境や生態系のほか、林業や農業についても学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、小中学校と連携し、みどりを活用した教育プログラム等を検討します。

３－２　河川環境の活用

市内には多くの河川や水路があり、市民に親しみのある水辺環境が形成されています。河川や水路は、多様な生き物が生息・生育する場、気温の冷却効果、河川景観の形成、散策路などの多面的機能を有しており、みどりのまちづくりに積極的に活用します。

3－2－1　水辺空間の利活用

清流が維持された自然豊かな水辺は、自然観察や川遊び、川沿いの散策などを楽しむ人が集まる場となります。

水辺空間の利活用を進めるうえで、良好な自然環境を維持するため、水生生物の調査の実施、水辺の生態系や希少種の保護、外来種対策を実施します。

また、多摩川はリバースポーツの場として活用されており、今後も多摩川の魅力をより効果的に PR します。

釜の淵エリア一帯は、民間のノウハウを取り入れ、にぎわいを創出するための整備・活用を推進します。

また、バーベキュー利用者が多く訪れていますが、ごみの置き去りなどの迷惑行為も増加しています。マナー啓発を行うとともに、利用実態を踏まえ、国との連携による河川利用のルールづくりを検討します。

３－３　まちなかのみどりの活用

本市の市街地には公園緑地や街路樹、庭木や生け垣などさまざまなみどりがあり、市民や来訪者等は日常生活の中でみどりとふれあうとともに、みどりのもつ防災・減災機能を享受しています。市民の Well-being 向上や安全・安心のまちづくりのために、まちなかのみどりの活用を推進します。

3－3－1　みどりのリサイクルの推進

快適なみどりのまちづくりには、公園や公共施設の植栽地、街路樹、庭木などの剪定管理が必要です。

剪定管理で発生した剪定枝はチップ化し、公園緑地内の園路材としての活用や、堆肥補助材等として市民へ配布するなど、リサイクルを推進します。

3－3－2　オープンガーデン等の推進

オープンガーデンは、個人住宅や事業所の庭を一般に公開する取組で、訪れた人との交流も楽しめるコミュニティ活動です。梅の公園周辺の社寺等に梅の木を植樹し、オープンガーデンとして開設しています。

オープンガーデンを推奨するための支援策を検討するとともに、広報によって民有地のみどりの観光資源化に努めます。

また、市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。

3－3－3　みどりによる防災・減災機能の充実

災害時の避難場所として、公園、運動広場、学校等が指定されています。

また、公園緑地や農地などは雨水の貯留・浸透機能により、雨水を直接河川や下水道に流入させない効果があり、施設の植栽地や道路の植樹帯を活用した雨庭による雨水流出抑制も注目されています。

避難場所に指定されている公園等では、周辺状況や規模を考慮し、かまどベンチやマンホールトイレ、ソーラー公園灯などの設置のほか、防災面に配慮した樹木管理を推進します。

雨水対策として、宅地内の雨水は宅地内浸透処理を推進するとともに、雨水浸透施設等の設置に対する補助を行います。

また、近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害に対応するため、調節池の設置や緑地の雨水貯留・浸透機能を活用した対策を進めます。

３－４　農地の活用

農地は、農畜産物の供給や雨水の貯留・浸透、自然とふれあえる場など、多面的機能を有しており、まちづくりに活かすことが期待されています。市

民の農業への理解を深めるとともに、防災、レクリエーション、安心・安全な食材の供給、農業振興など農地の活用を推進します。

3－4－1　農地による防災・減災機能の活用

まちなかに点在する農地は、災害時の延焼防止や避難場所等の機能を有しています。また、農地や水田による雨水の貯留・浸透は、降雨時の下水道や河川への流入を抑制し、浸水被害の軽減につながります。

農地が有する防災・減災機能を活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。

さらに、農地の災害時の活用については、農業協同組合との防災協定にもとづき協議を行います。

3－4－2　市民農園等の利用促進

市内には市民農園、農業体験農園、農家開設型市民農園があり、多くの市民が農作業や農業体験を楽しんでいます。

今後も多様なレクリエーションの要望に対応するため、農業従事者等との連携により、市民が農業体験できる場として、市民農園等の利用促進を図ります。

3－4－3　市内農業の利用促進

農業振興、農地保全、安全・安心な食の確保のためには、市民の農業に対する理解が必要です。

直売所等による農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進するため、農業協同組合と連携して取組を進めます。

また、地元農畜産物を利用した６次産業化についても、関係団体等と連携した取組を推進します。

共通方針共創（みどりを共につくる）

共－１　多様な主体によるみどりのまちづくり

みどりの将来像を実現するためには、市民をはじめ、事業者、各種団体、本市に関わるあらゆる主体が、みどりのまちづくりを進めることが必要です。多様な主体が、市内のさまざまな場所で、みどりのまちづくりに関する活動をより活発に実施できるように、支援や仕組みづくりを推進します。

共－1－1　市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用

本市では、森林ボランティアや公園ボランティアなど多くのボランティア団体が、公園や緑地等で活動しています。

今後も、各ボランティア団体の主体的な活動や、活動フィールドを広げるための支援に努めます。

また、校庭芝生の PTA 主体の管理、企業の CSR 活動、教育機関のボランティア活動（部活やサークルの参加）など、多様な主体との連携による活動を推進するとともに、気軽に参加できるボランティア活動についても検討します。

共－1－2　ボランティア活動のネットワークづくり

青梅の森では、「杣保プロジェクト」において、青梅の森をフィールドにするボランティア団体が活動内容を協議し、協働でボランティア活動を実施しています。

みどりに関するボランティア団体のネットワークをつくり、団体間での話し合いや情報共有ができる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。

共－1－3　担い手の発掘と育成

みどりを守り育てるための担い手育成として、「青梅市森林ボランティア育成講座」を開講し、多くの講座修了生がボランティア活動を実施しています。

今後も森の担い手を育成していくことが重要であることから、森林環境譲与税を活用した森の担い手の発掘と育成や、企業との連携等を促進します。

また、次世代の担い手の発掘として、青少年リーダー育成研修会の取組を通じて、みどりに関する活動のリーダー育成を推進します。

共－２　みどりのまちづくりに関する普及啓発

豊かなみどりを次世代に引き継いでいくためには、より多くの市民が本市のみどりに興味を持ち、みどりのまちづくりに関わることが必要です。みどりにふれあい、体験することが、みどりに対する関心や興味が高まる機会となるため、みどりに関する情報発信やイベントの実施を推進します。

共－2－1　みどりに関する情報発信

みどりのまちづくりを進めるためには、みどりに関して理解を深めることが重要です。

市内のみどりの紹介や、みどりの機能、生物多様性について、積極的に情報を提供するため、広報紙や市のホームページ、SNS、パンフレットを活用し、広く情報発信します。

また、市民からのみどりや生物多様性に関する情報を収集する仕組みも検討し、普及啓発活動への利活用を図ります。

共－2－2　みどりに関する普及啓発

みどりに関する普及啓発活動では、ホタルの生態学習や観察会、青梅の森での自然環境学習、市内の河川での水辺に親しむ事業などが開催され、多くの市民やこどもたちが参加しています。

多様な世代がみどりにふれあい、学び、体験できる機会として、行政、教育機関、市民活動団体等と連携して、みどりに関する講習会やイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

特に、将来、みどりのまちづくりを担うこどもたちが、みどりに関心を持ち、みどりの役割や重要性を楽しみながら学ぶことができるように、環境学習や体験学習の機会を拡充します。

３　重点プロジェクト

（１）重点プロジェクトの考え方

グリーンインフラの取組は、みどりの機能が発揮されることにより地域課題の解決に貢献するという視点を重視しています。

本計画では、みどり分野に限らず、まちづくり全体を推進する上での本市の課題を設定し、重点プロジェクトとしてグリーンインフラに取り組むこととします。

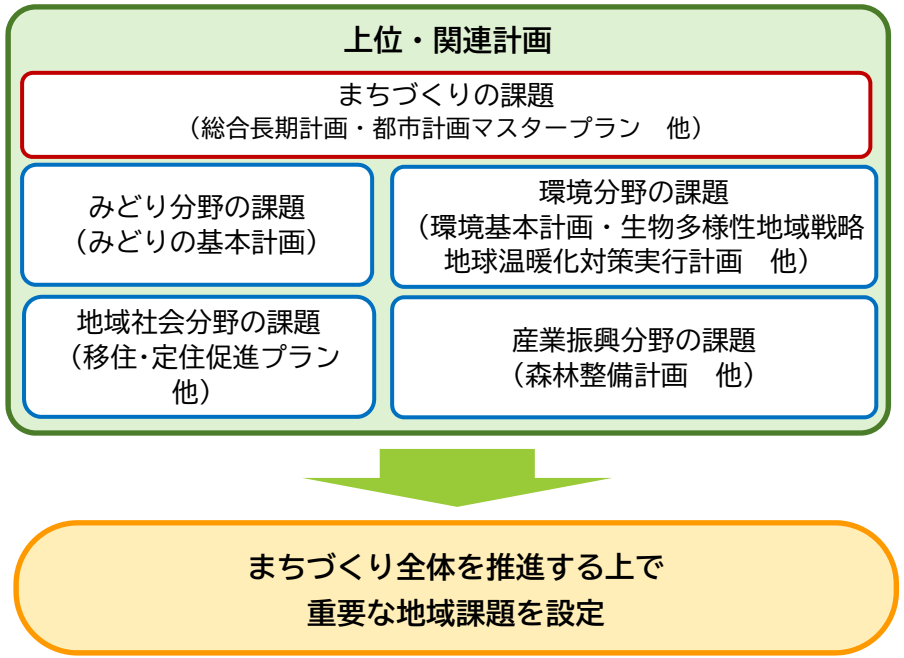

（２）市街地のエコロジカルネットワークの形成

ア　上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

・本市の強みである美しい自然環境を多様な主体による様々な活動によって保全するとともに、あらゆる分野での活用を図ることが重要

都市計画マスタープラン

・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

生物多様性地域戦略

・畑や水田・湿地、樹林地・平地林など、市民にとって身近な生き物の生息環境が減少しており、市民が日常的に自然とふれあう機会も減少
・平地林や畑・水田、崖線などの暮らしに身近な自然環境の保全が必要
・市街化したまちなかでも、身近に生き物の豊かさを感じられるよう、各公園の位置づけに応じて生き物の生息・生育空間確保に向けた配慮や街路樹などの管理を進めることが必要

環境基本計画

・都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物の侵入や増加、農薬などの化学物質、地球温暖化や気候変動など、生物多様性の保全に対し、様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要

イ　地域課題

美しい自然環境は本市の強みであり、山地や丘陵地、河川の生物多様性の保全は、多様な主体による様々な活動によって進められていますが、市街地においても生物多様性への配慮が必要です。

市街地のエコロジカルネットワークの形成を進め、身近な場で生き物の豊かさを感じる場を増やし、多くの市民が生物多様性の重要性を理解することが重要です。

ウ　重点的に取り組む施策

市街地のエコロジカルネットワークの形成のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

１-３-１　崖線樹林の保全
１-３-２　平地林の保全
２-１-３　開発行為等による新設公園の指導
２-２-２　街路樹等の育成と管理
２-４-１　エコロジカルネットワークづくり
共-１-１　市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用

エ　取組によって期待される効果

市街地のエコロジカルネットワークの形成に関する取組により、市街地に残る生き物の生息・生育環境である崖線樹林や平地林等が保全されるだけではなく、みどり豊かな市街地が形成され、住環境の向上につながります。特に、街路樹や沿道の緑化が連続することで、エコロジカルネットワークの形成とともに、まちなかの景観の向上や夏季の緑陰形成などにより、歩きやすいまちなみが形成されます。

また、市街地のエコロジカルネットワークを意識する市民が増えることで、ごみ捨てなどのマナー違反の減少、地域住民による公園や河川等の清掃活動の活性化が進むとともに、活動を通した地域コミュニティの形成が期待されます。

（３）住み続けたくなるまちづくり

ア　上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

・人口減少の中、まちの活力を維持していくためには、移住定住人口や地域経済活動の支え手の確保に加え、関係人口の拡大が必要

・都心への好アクセスや美しい自然に囲まれた環境、ゆとりある居住環境等の強みを活かしつつ、快適で暮らしやすい都市形成に向けた基盤整備や土地利用等の推進が必要

都市計画マスタープラン

・人々の暮らしが息づく里山や、歴史と文化に彩られた街なみ、路地空間など、青梅を特徴づける景観を守り育て、自然や歴史・文化と調和した、美しい青梅のまちを創出する

移住・定住促進プラン

・市が持つ「自然環境」、「歴史・文化」、「都市機能」の３つの要素のグラデーションの豊かさを強みとして発信・活用し、移住・定住促進施策を展開する

イ　地域課題

人口減少が進む中、地域の活力を維持するには、移住定住人口や関係人口を増やし、住み続けたくなる、住みたくなるまちにすることが重要です。

地域資源を最大限に活用し、子育てしやすい公園配置や公園機能の見直し、高齢者を含めたあらゆる世代の健康づくりに配慮したまちづくり、身近で自然に触れることができる環境、自然体験や環境学習が充実した教育体制、みどりを介したコミュニティ形成、誰もが生活しやすい環境づくりを進めることが必要です。

ウ　重点的に取り組む施策

住み続けたくなるまちづくりのために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

２-１-１　地域特性に合わせた計画的な公園改修
２-１-２　効率的・効果的な公園管理
２-４-２　みどりを巡るネットワークづくり
３-３-２　オープンガーデン等の推進
３-４-２　市民農園等の利用促進
共-２-２　みどりに関する普及啓発

エ　取組によって期待される効果

公園の改修や効果的な公園管理に関する取組、公園ボランティア等の活動の活性化、公園ルールづくりなどにより、公園の魅力が向上することで、利用者の増加や地域のにぎわいの場となり、多様な世代の交流による地域の活性化が期待できます。

また、オープンガーデンや体験型農園の利用促進による民有地を活用した交流の場の広がり、自然環境や歴史・文化等のアピールなどにより、市民や来訪者の満足度の向上、関係人口の増加、移住定住人口の増加などにつながります。

（４）カーボンニュートラルの実現

ア　上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

・環境保全に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要

都市計画マスタープラン

・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

環境基本計画

・温室効果ガスの排出を削減することで、気候変動の影響の緩和と気候システムの安定化につながるため、省エネ対策や再エネの積極的利用が重要

地球温暖化対策実行計画

・森林やまちなかのみどりによる二酸化炭素吸収源対策は、カーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の１つ

森林整備計画

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、自然条件や住民ニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力を活用した施業、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等花粉発生抑制対策の推進など、機能に応じた適正な森林施業の実施と健全な森林資源の維持造成の推進

イ　地域課題

本市は令和４(2022)年にゼロカーボンシティ宣言をしており、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要です。

二酸化炭素の吸収源対策の対象としては「森林」や「都市緑地」があり、二酸化炭素を直接取り込み炭素として固定する方法としては、植栽地の拡大、炭素固定を推進するための森林の適切な維持・管理、木材利用の推進があげられます。また、間接的な二酸化炭素排出量の削減としてはバイオマス活用があります。

森林面積の占める割合の高い本市では、森林などの植物によるカーボンニュートラルの実現に取り組むことが重要です。

ウ　重点的に取り組む施策

カーボンニュートラルの実現のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

１-１-１　法や条例による山地・丘陵地の保全
３-１-１　森林機能の向上
３-１-２　多摩産材の活用
３-１-３　廃材利活用等の資源循環の促進
共-１-３　担い手の発掘と育成

エ　取組によって期待される効果

森林による二酸化炭素の取り込みが安定して機能させる取組は、森林の伐採・造林・保育等の健全な森林施業、里山林の萌芽更新等であり、取組を進めることで山地や丘陵地の保全につながります。森林や丘陵地の管理活動は、林業従事者のほか市民や企業のボランティアも担っており、関係人口の増加やコミュニティの活性化も期待できます。

また、伐採した樹木は木材製品による炭素固定、バイオマスとして活用することで、資源循環だけではなく、林業や新たな産業の振興につながります。

第５章　地域別のみどりのまちづくり

第５章 地域別のみどりのまちづくり

地域区分では、扇状地に広がる市街地を中心として、長淵丘陵と加治丘陵の一部を含んだ地域を東部地域、東部地域より西側は、多摩川水系と荒川水系との分水嶺となっている尾根を境界として南側を西部地域、北側を北部地域とし、３地域別にみどりのまちづくりの方針や取組を示します。

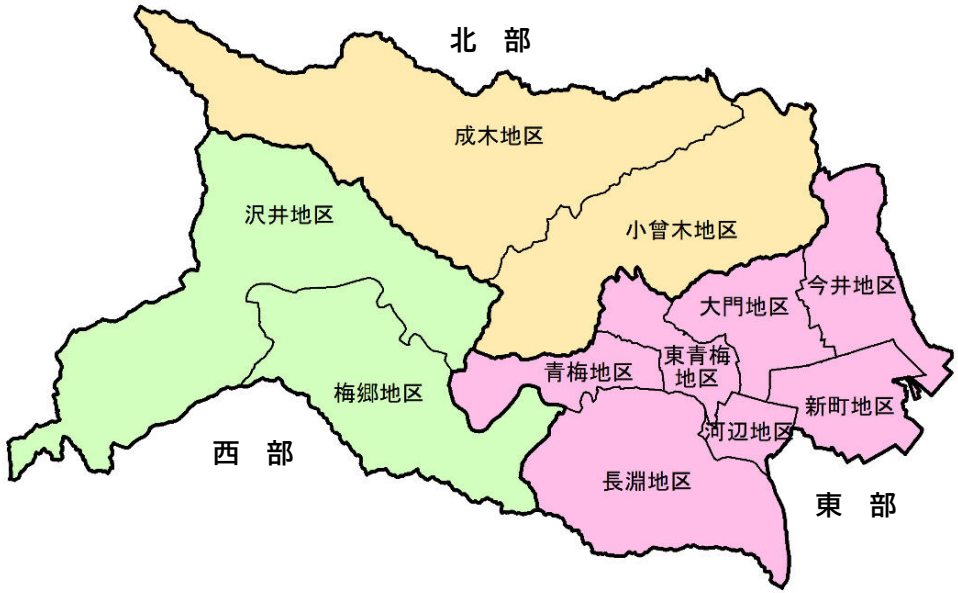

図 5-1　地域別区分図

表 5-1　地域別区分

地域	地区（支会）	町名
東部	青梅地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ケ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田
	長淵地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町
	大門地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺
	東青梅地区	東青梅、根ヶ布、師岡町
	新町地区	新町、末広町
	河辺地区	河辺町
	今井地区	藤橋、今井
西部	梅郷地区	畑中、和田町、梅郷、柚木町
	沢井地区	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
北部	小曾木地区	富岡、小曾木、黒沢
	成木地区	成木

１　東部地域

（１）みどりの現況

- 地域東部の扇状地には市街地が形成され、中央に多摩川、北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置しています。
- 青梅駅北側には青梅の森、多摩川沿いには崖線樹林、地域北部の市街化調整区域には霞水田などの集団的農地があります。
- 永山公園や釜の淵公園、吹上しょうぶ公園、わかぐさ公園など、規模の大きい公園が位置しています。
- 旧青梅街道沿いや霞丘陵の林縁部には社寺境内地や史跡等と一体となった樹林があり、市街化区域には生産緑地地区が分布しています。
- 当該地域全体のみどり率は 57.1%ですが、市街化区域では 26.6%であり、みどりが少ない地域です。

（２）みどりのまちづくり方針

市街地に隣接する丘陵地や崖線樹林を保全するとともに、公園や社寺林、街路樹などのまちなかのみどりを充実させ、みどり豊かな生活環境とまちなかのエコロジカルネットワークの形成を目指します。

（３）みどりのまちづくりの取組

ア　みどりをまもる取組

- 加治丘陵や長淵丘陵は、特別緑地保全地区や東京都保全地域、風致地区などの法や条例にもとづく各種制度を運用するとともに、生物多様性の視点を持って保全の取組を推進します。
- 青梅の森では、「青梅の森事業計画」にもとづく取組を推進します。
- 崖線樹林は、保全すべき樹林の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に努めます。
- 市街地に残る社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育空間となる樹林等の保全方策を検討します。
- 生産緑地制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地区域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ　みどりを育てる取組

- 公園緑地の施設等の改修にあわせて、地域特性や地域住民の意向を踏まえた、誰もが安全・安心に利用できる、魅力ある公園づくりを推進します。
- 持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。
- 土地区画整理事業地内では、地区計画制度等を活用して、まちづくりと連携した計画的な緑化を推進します。
- 小中学校では、児童・生徒と連携してコミュニティ花壇やみどりのカーテン等の自然環境を実感できる緑化を推進します。
- 街路樹等は、都市計画道路等の整備に合わせた緑化や、適切な維持・管理に努め、エコロジカルネットワークを推進します。
- 駅前広場等では、緑化やコミュニティ花壇により特色ある景観形成に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、まちなかの緑化を推進します。

ウ　みどりを活かす取組

- 遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。

- 釜の淵エリアでは民間活力によるにぎわい創出を推進するとともに、国との連携による河川利用のルールづくりを検討します。
- 公園樹木や街路樹等の剪定枝をチップ化し、公園園路での利用や市民配布等のリサイクルを推進します。
- 避難場所に指定された公園の防災機能の充実、雨水の宅地内貯留・浸透施設の設置等の市街地の防災性向上に努めます。
- 市民農園や農業体験農園等の市民による農地の利用促進に努めます。
- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ　共創の取組

- 青梅の森は共創の拠点として、「杣保プロジェクト」によりボランティア活動を推進します。
- 「青梅市森林ボランティア育成講座」をはじめとした担い手の発掘や育成を目的とした事業を展開します。
- 青梅の森での自然環境学習等の普及啓発活動を推進します。
- 「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体との協働などにより、水辺に親しむ機会を提供します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 加治丘陵や長淵丘陵をフィールドとしたボランティア活動団体の支援を推進します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。

東部地域のみどりのまちづくり方針図

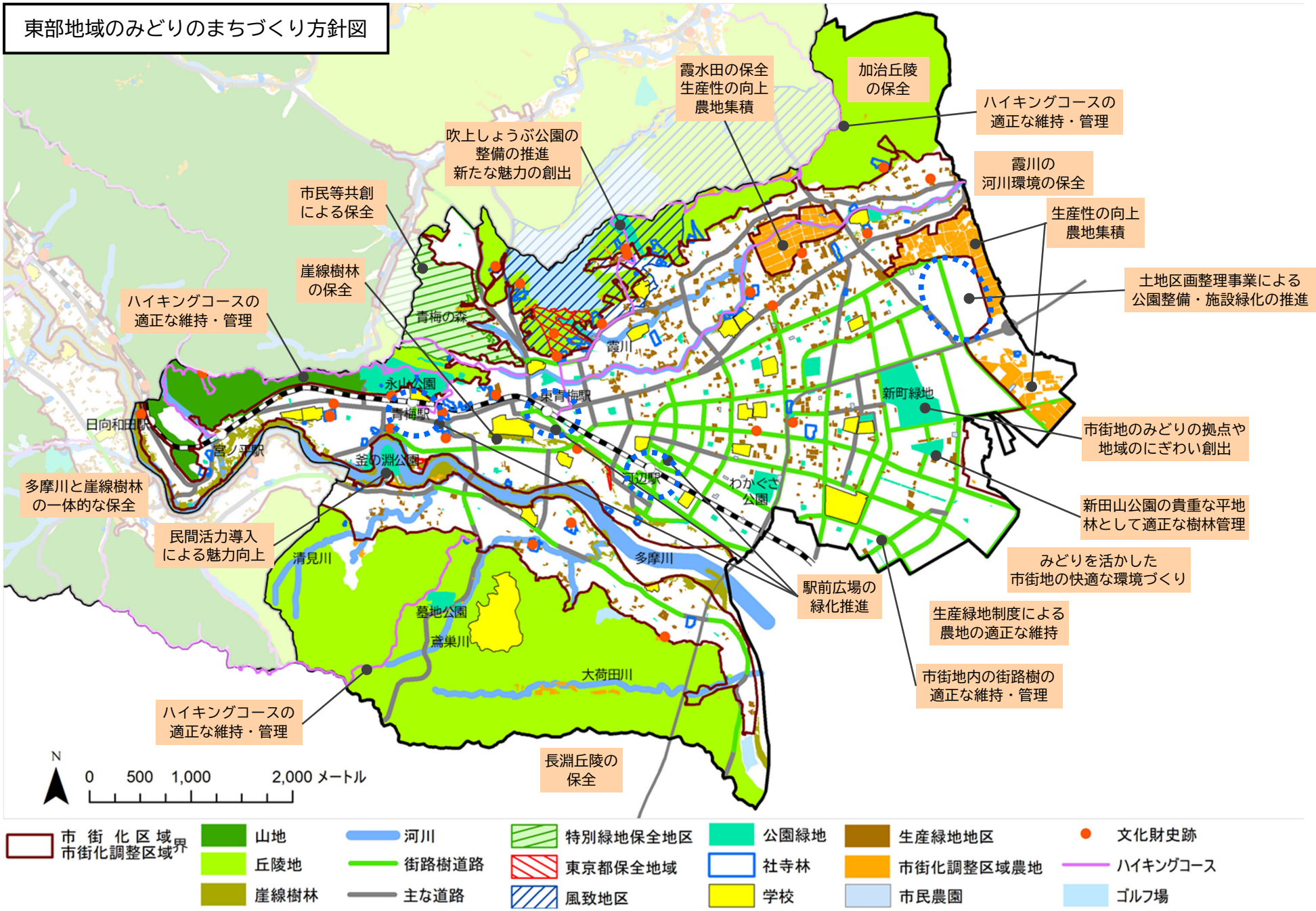

２　西部地域

（１）みどりの現況

- 多摩川上流の山間地域で、市街地は多摩川沿いに形成されています。
- 御岳山や高水三山等の山地のほとんどが、秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、御岳渓谷にはハイキングコースが整備されています。
- 梅の公園を中心とした吉野梅郷には、オープンガーデンもあり散策コースが設定されています。
- 山地や渓谷、天然記念物などの自然環境資源、美術館や社寺などの歴史・文化資源が多くあり、人気の観光地となっています。
- 当該地域の多くが山地のため、みどり率は 91.4%と高くなっており、市街化区域のみどり率も比較的高く 43.3%です。

（２）みどりのまちづくり方針

豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光・交流の促進とともに、自然環境と地域コミュニティが共存したゆとりとうるおいのあるみどりのまちづくりを目指します。

（３）みどりのまちづくりの取組

ア　みどりをまもる取組

- 秩父多摩甲斐国立公園に指定されている山地は、国、都、関係団体等と連携し、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。
- 多摩川と崖線樹林は、一体的な保全に努めます。
- シカ等の有害鳥獣被害に対し、都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進します。
- 生産緑地制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地区域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ　みどりを育てる取組

- 山地や多摩川に囲まれた市街地では、自然環境と調和した生活環境の整備に努めます。
- 農地や街路樹、庭木の充実により、エコロジカルネットワークづくりを推進します。
- 梅の公園では多様化する観光ニーズに対応した魅力ある公園づくりを推進し、再生した梅の里の更なる観光資源の充実に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、まちなかの緑化を推進します。

ウ　みどりを活かす取組

- 「青梅市森林整備計画」にもとづいた森林施業により、健全な森林資源の活用に努めます。
- 多摩の森森林再生事業、企業の森、主伐事業を促進します。
- 多摩産材の利用拡大を推進します。
- 森林の維持・管理で発生した廃材のチップ化等の資源循環を促進します。
- 遊歩道や登山道、ハイキングコースの適正な維持・管理と環境整備を推進します。
- 御岳渓谷では、リバースポーツ等の水辺空間の利活用の推進とともに、バーベキュー利用時のマナー啓発を実施します。
- 吉野梅郷ではオープンガーデンを推進し、梅の里の更なる魅力づくりに努めます。
- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ　共創の取組

- 梅の里周辺のボランティア活動の支援を推進します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。

西部地域のみどりのまちづくり方針図

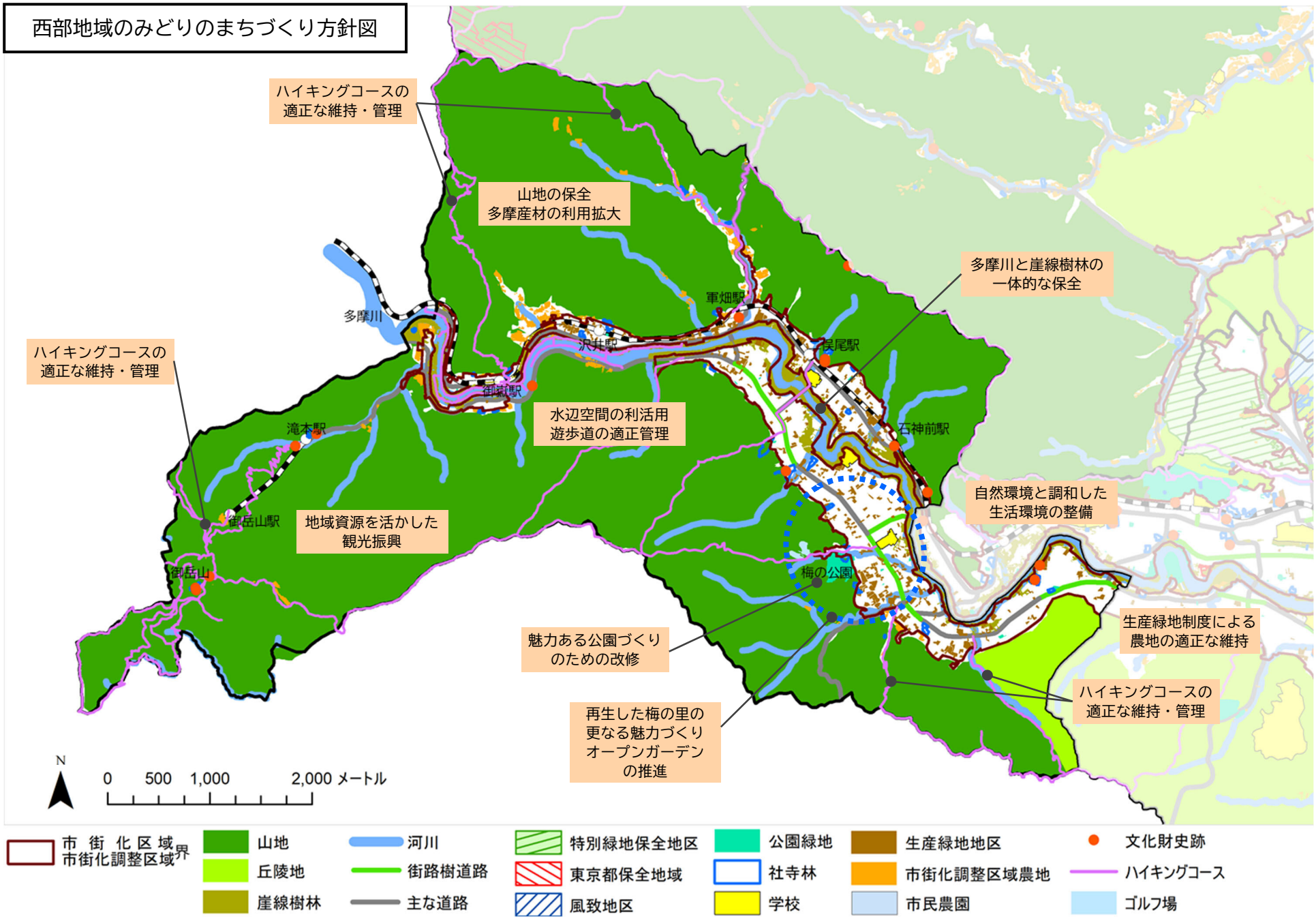

３　北部地域

（１）みどりの現況

- 当該地域は、多摩川流域と尾根で隔てられた荒川流域の山地と丘陵地で、成木川と黒沢川に沿って市街地が形成されています。
- 山地の一部が東京都保全地域、丘陵地の一部が青梅の森特別緑地保全地区と風致地区に指定されています。
- 自然林を活かした花木園は、様々な花木や果樹の展示見本園、ローラーすべり台をはじめとした遊具が整備されています。
- 北東部には岩蔵温泉、ゴルフ場などの観光レクリエーション施設、西部には採石場が点在しています。
- 当該地域全体のみどり率は、89.7%と高い状態であり、小曾木、黒沢の一部市街化区域では、みどり率が 37.2%となっています。

（２）みどりのまちづくり方針

山地や丘陵地、河川等の豊かな自然環境を保全するとともに、里山の生活環境や風景を活かした、ゆとりある生活空間の形成と地域コミュニティの活性化を目指します。

（３）みどりのまちづくりの取組

ア　みどりをまもる取組

- 青梅上成木森林環境保全地域に指定されている山地は、都と連携し、積極的に自然環境を保全し、生物多様性の確保を促進します。
- 山地と隣接した市街地では、都や関係団体と連携して、有害鳥獣の捕獲等の取組を推進します。
- 霞川流域の各河川では、河川環境を保全し、ホタルの舞う水辺空間を創出するとともに、合併処理浄化槽整備や既存下水道施設の維持・管理による河川の水質向上に努めます。
- 生産緑地制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。
- 農振農用地区域は、農地の多面的機能を踏まえるとともに、担い手への利活用を促進し、生産性の向上や農地利用の集積に努めます。

イ　みどりを育てる取組

- 花木園は、農作物の植え付けから収穫までの農作業を体験できる場として、周辺の農業環境と調和した公園づくりを推進するとともに、地域住民の意向やニーズを踏まえ、地域のにぎわいを創出する場となる改修や管理を推進します。
- 山地や丘陵地に囲まれた市街地（集落）では、自然と調和した住環境整備とともに、里山環境の保全を推進し、エコロジカルネットワークの形成に努めます。
- 一定規模以上の開発行為等の適切な指導等や、生け垣設置費補助金、コミュニティ花壇事業の推進、みどりのカーテン普及事業などにより、まちなかの緑化を推進します。

ウ　みどりを活かす取組

- 「青梅市森林整備計画」にもとづいた森林施業により、健全な森林資源の活用に努めます。
- 多摩の森森林再生事業、花粉の少ない森づくり、企業の森、主伐事業を促進します。
- 多摩産材の利用拡大を推進します。
- 森林の維持・管理で発生した廃材のチップ化等の資源循環を促進します。
- 遊歩道や登山道、ハイキングコースの適正な維持・管理と環境整備を

推進します。

- 霞丘陵では、霞丘陵ハイキングコースや花木園、岩蔵温泉郷などと一体的に、自然環境に親しめる場としての活用を図ります。
- 市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。
- 農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進します。

エ　共創の取組

- 青梅上成木ふれあいの森におけるボランティア活動の支援を推進します。
- みどりに関するボランティア団体が話し合いや情報共有できる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。
- 緑地管理ボランティアや援農ボランティア等の活動支援を推進します。
- 広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレット等を活用し、みどりの機能や生物多様性などについて、情報発信します。
- 環境学習や体験学習の機会を拡充します。

北部地域のみどりのまちづくり方針

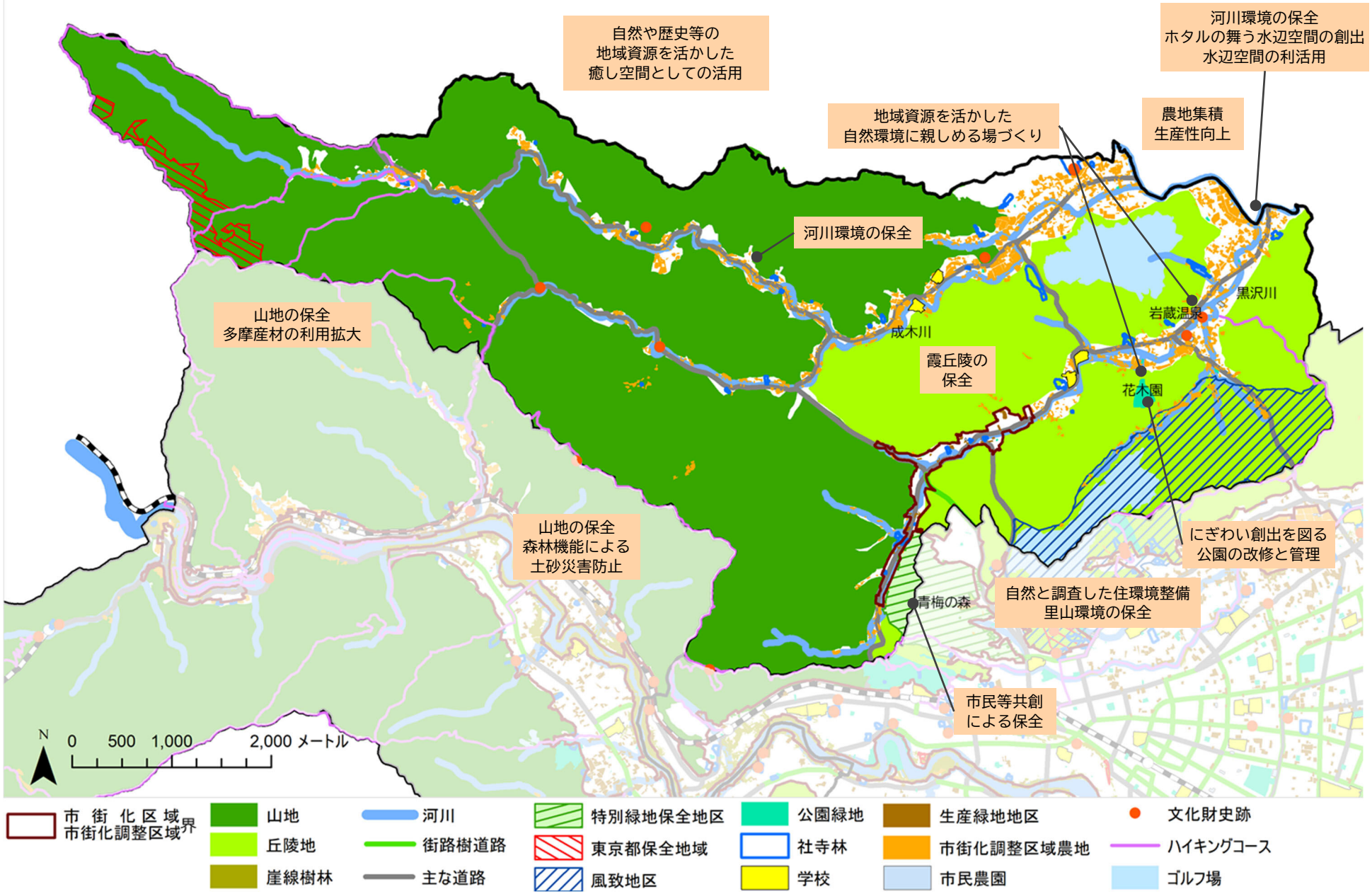

第６章　緑地等保全・管理の方針

第６章 緑地等保全・管理の方針

１　都市公園の整備および管理の方針

現在、本市には、都市公園（住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地等）が 107 箇所、136.76ha あり、市民一人当たりの公園面積は 10.59 ㎡/人となっています。

「青梅市公園条例」で標準と定めている 10 ㎡/人を満たしている状況ですが、都市公園が、環境保全や防災・減災、景観形成など、みどりの有する多様な機能を効果的に発揮させるうえで重要な役割を担っていることを踏まえ、整備および管理の方針は次のとおりとします。

（１）都市公園の整備の方針

市街地開発事業により整備される公園については、地域特性、周辺の公園緑地等の分布状況を踏まえて、事業区域を越えた広域的な視点からの公園の適正配置、エコロジカルネットワーク等のみどりのネットワークの形成、地域住民の健康づくりやコミュニティ形成など、地域貢献の観点にも配慮するとともに、事業区域内における計画的な緑化を推進します。

開発行為等によって整備される公園等は、みどりのネットワークや地域住民の活用を踏まえた配置になるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園管理の実現を図り、良好な住環境の形成を推進するため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

新町緑地においては、都市計画緑地として市街地のみどりの拠点や地域のにぎわいの創出をめざします。

各公園の改修にあたっては、地域住民の意向や地域特性等を踏まえ、公園施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、今後の社会環境の変化や人口構成も踏まえて、修繕や更新のタイミングを考慮し、公園機能の見直し、規模縮小や廃止等を含めた公園再編についても検討します。

（２）都市公園の管理の方針

公園施設の管理では、「利用者の安全確保」および「公園施設の機能の保持、施設の維持・保全」の視点から、日常的な巡回を実施します。

また、遊具については毎年１回の定期点検（法定点検）、その他施設は５年に１回の点検を実施し、誰もが安全・安心に利用できる公園とします。

巡回や定期点検、公園利用者からの通報等により施設の破損等が確認された場合は、緊急度の高いものから修繕や補修、更新を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行います。

公園内の樹木管理では、日常的な巡回において樹木状況を確認し、老木化した樹木や病虫害等の被害木は、適正な管理、更新によって、倒木や枝折れなどを未然に防ぎます。

公園の管理では、緑地管理ボランティアや指定管理者制度、PARK-PFI などの民間活力を導入し、居心地がよく親しみの持てる公園を目指します。

２　特別緑地保全地区の保全に関する事項

特別緑地保全地区は、都市緑地法第 12 条に規定されており、無秩序な市街化の防止、公害または公害の防止に必要なもの、伝統的・文化的な意義を有するもの、風致・景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要があるものが指定の対象となります。

本市では「第１号千ヶ瀬特別緑地保全地区」、「第２号青梅の森特別緑地保全地区」の２箇所を指定しています。

指定地区内では、建築物・工作物の新築・改築・増築、造成や土石の採取、樹木の伐採などが制限されます。

（１）第１号千ヶ瀬特別緑地保全地区

ア　地区の概要

市域の中央部、青梅総合高校の南側（千ヶ瀬町四丁目地内）にある立川段丘の段丘崖に位置する面積約 1.0ha の崖線樹林で、斜面上部が市道、斜面下部が住宅地となっています。

植生はコナラ林やモウソウチク林などの代償植生で構成されています。

イ　保全計画

崖線上にある良好な樹林景観の保持と急傾斜地の保全のため、将来的には潜在自然植生である常緑広葉樹を主体とした林とすることを目指します。

また、傾斜地の保護のために必要な施設を整備します。

ウ　管理計画

急傾斜地のため、人の立ち入りが危険であることから、管理柵、案内板、法枠などの施設の保守点検を定期的に実施し、適正な管理を図ります。

また、住宅地に隣接する区域では、住民の健全な生活環境を保証するため、必要な範囲において樹木の剪定と下草刈りを実施します。

植生管理では、植生の保全を図るため、一般の利用を制限します。

（２）第２号青梅の森特別緑地保全地区

ア　地区の概要

市域の中央部、青梅駅北側に位置する約 91.7ha の緑地で、西側は小曾木街道、東側は成木街道、北側は多摩団地や旭ヶ丘団地の住宅地、南側は永山公園に接しています。南北にのびる主稜線と複数の枝尾根や谷津で構成され、黒沢川に注ぐ大日沢と霞川に注ぐ柿沢川の源流などがあります。

植物相は、乾性から湿性地を主とした二次林や二次草地などの構成種が多くなっています。動物ではほ乳類、鳥類、は虫類・両生類、昆虫類、水生動物で多くの種が確認されています。

青梅の森特別緑地保全地区は、平成 22（2010）年１月に都市計画決定し、平成 22 年７月に青梅の森事業計画を策定し、令和５年３月に改定しています。

イ　保全活用方針

青梅の森特別緑地保全地区は、青梅の森事業計画にもとづき保全、活用と整備、体制と連携を図ります。なお、運営上の変換期や社会情勢の変化、著しい環境の変化等に順応するため、５年程度で計画見直しを検討します。

（ア）青梅の森事業計画

【基本理念】

本市は、青梅の森を、生物多様性を保ち、貴重な野生生物の生息、生育の場として保全し、市民との協働により保全活動を推進して、未来に引き継いでいくことを理念としていきます。

また、市民が自然とふれあえる場、里山のしくみを体験学習できる場、ハイキング等、誰もが気軽に利用できる場として継続的に活用していきます。

【基本方針】

保　　全：野生生物が生息し、人と共存できる環境を守る
活用と整備：だれもが利活用できる環境の整備を行う
体制と連携：行政と運営組織が連携し、事業促進に努める

【事業計画の枠組み】

基本理念をもとに３つの方針により、それぞれの取組とその内容を定め、事業の推進を図ります。

表 6-1　保全の取組

（１）保全	
①動植物の保全	①注目種およびその他生物の保全
	②外来動植物および在来動植物の対策
②谷津（湿地）の保全	③谷津の保全
③アカマツの保全	④健全なアカマツの管理・保全
④住宅地隣接部の保全管理	⑤住環境の保全
⑤樹林の保全	⑥-1 樹林の保全（人工樹林）
	⑥-2 樹林の保全（広葉樹林）
⑥幹線通路等の保全	⑦幹線通路の保全と活用
	⑧散策路の保全と活用
	⑨展望広場等の保全と活用

表 6-2　活用と整備の取組

（２）活用と整備	
①施設等の活用	①拠点施設および教育施設等の活用
	②便益施設の活用
②循環保全	③資源の利活用

表 6-3　体制と連携の取組

（３）体制と連携	
①組織	①運営組織
②情報発信	②情報発信
③安全対策	③安全予防と連携

（イ）機能維持増進事業の実施の方針

青梅の森においては、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備である機能維持増進事業を実施します。

【実施地区の位置】

青梅の森内を地形や特性、幹線通路、管理手法で５つのゾーンに区分し、更に保全・管理により 20 の小ゾーンに区分します。

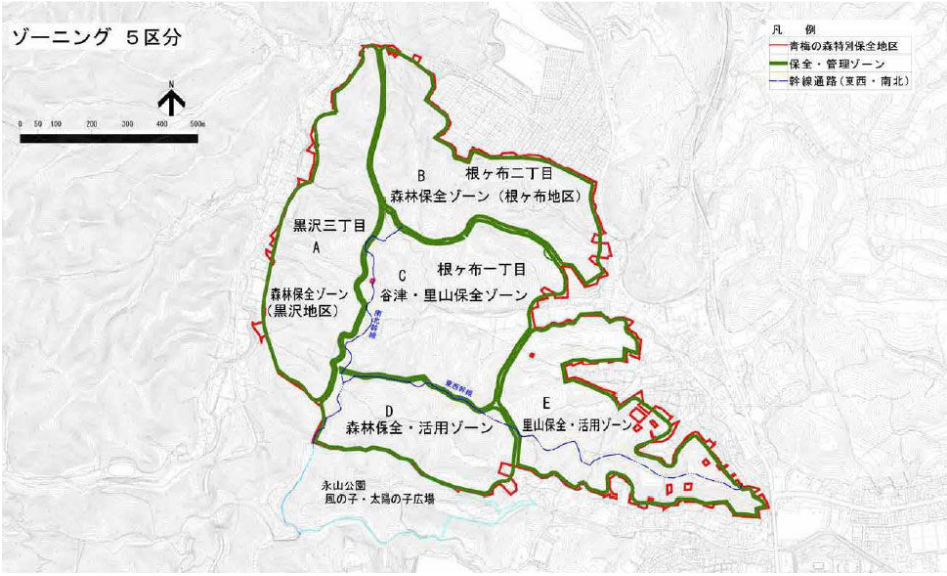

図 6-1　青梅の森事業計画　ゾーニング図

【整備内容】

保全の取組にもとづき、整備を実施します。このうち、樹林の保全を例として示します。

<u>樹林の保全（人工樹林）</u>

・間伐率 30%程度を標準で枯損木等を優先的に伐採

・間伐の平均的間隔は 10 年～15 年を基準

<u>樹林の保全（広葉樹林）</u>

・広葉樹の萌芽株、稚樹の育成

・常緑低木樹の除伐

【伐採した樹木の活用方針】

間伐した木材は、テーブルやベンチ、コースターの作成、散策路の改修や土留め等に活用します。

また、伐採した樹木は、薪、チップ、木質バイオマス燃料等としての活用を検討します。

【生物多様性確保に関する内容】

保全の取組にもとづき、生物多様性確保の取組を進めます。このうち、注目種およびその他の生物の保全を例として示します。

<u>注目種およびその他生物の保全</u>

・絶滅危惧種は保全に関する法令等を遵守し、必要に応じて専門家の助言やモニタリング調査を実施

・定期的な植生調査による生態系の把握と管理運営方法の検証

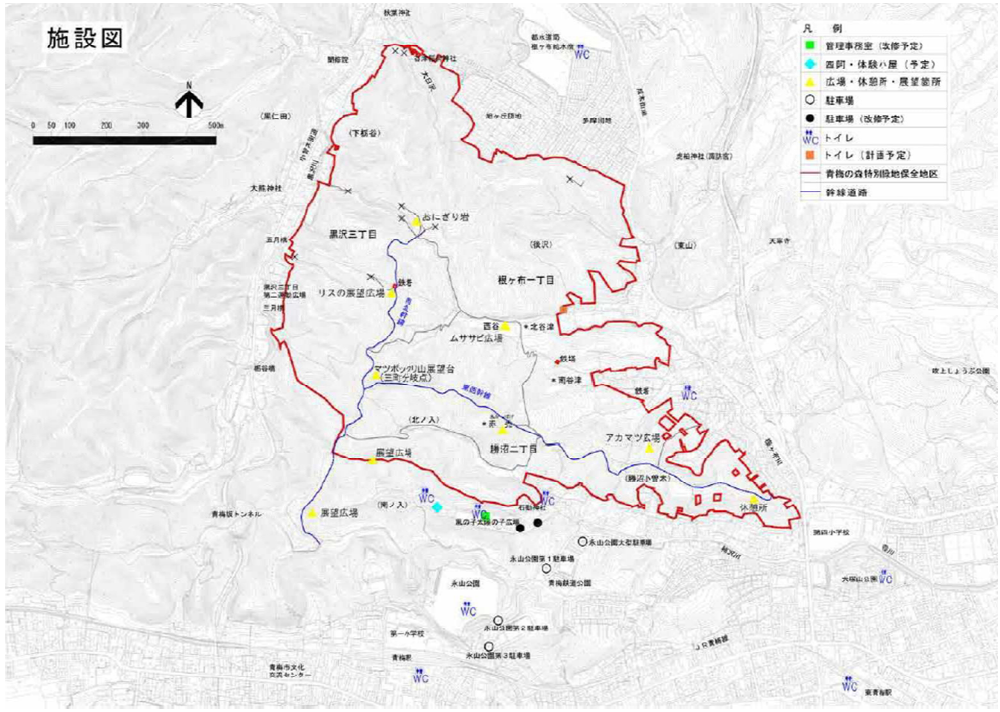

図 6-2　青梅の森事業計画　施設図

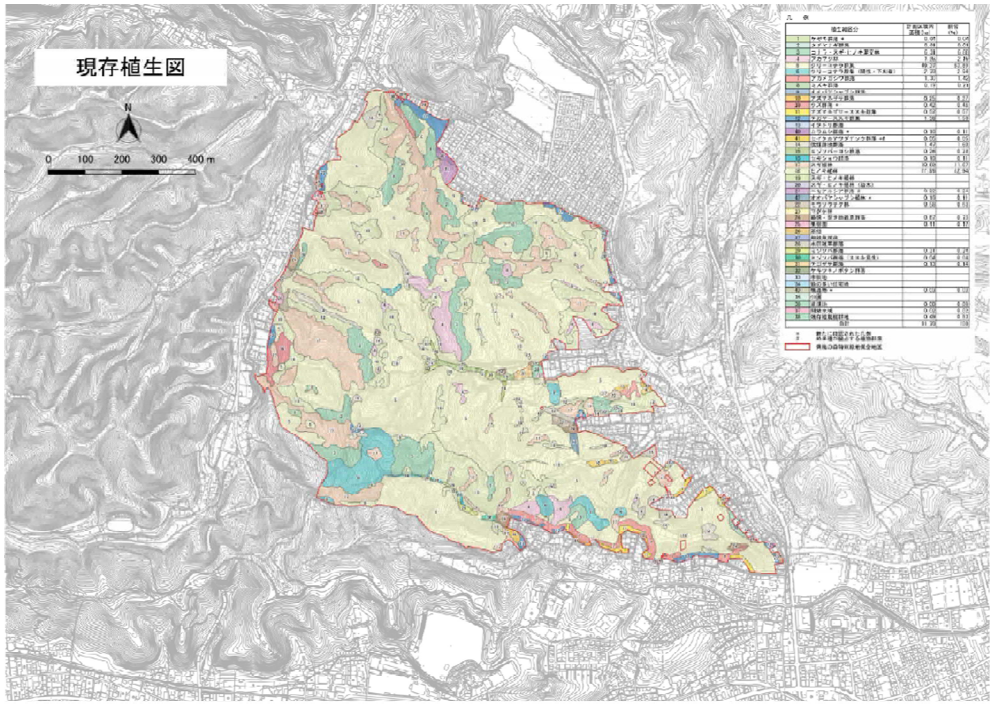

図 6-3　青梅の森事業計画　現存植生図

３　生産緑地地区の保全に関する事項

本市では、都市近郊にありながら露地野菜や果樹、茶など多様な農畜産物が生産されていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、農地面積は減少傾向にあります。

また、遊休農地の増加や都市化による周辺環境への配慮、鳥獣害被害の深刻化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

都市農地は、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、これまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

このような背景を踏まえ、市内の生産緑地地区の保全の方針は次のとおりとします。

（１）生産緑地地区の指定方針

本市では、市街化区域において緑地機能および公共施設等の敷地の用に供する土地としての機能に優れた農地等を計画的に保全するとともに、既存の生産緑地地区の保全を図るため、都市計画における生産緑地地区および特定生産緑地の指定を積極的に推進し、良好な都市環境を形成することとします。

そこで、生産緑地法の改正等を受け、生産緑地地区に指定することができる面積を「500㎡以上」から「300㎡以上」に引き下げるほか、買取申出に伴う「道連れ解除」に関する緩和措置などを設けています。

このことにより、これまで指定を受けることが困難だった農地等についても、生産緑地地区に指定することができるようになり、農地の減少を抑制します。

特定生産緑地については、制度の説明や周知を図り、農地等所有者の理解を得ながら、指定による農地等の保全を促進します。

（２）生産緑地地区の管理方針

生産緑地地区に指定された農地等を適正に管理するため、定期的な巡回、農地の肥培管理基準にもとづいた肥培管理調査を徹底します。

（３）生産緑地地区の活用方針

生産緑地の有効な活用としては、市民が農業に親しめる機会や農業者との交流の場を設け、農業者や市民の相互理解が深まるように、農業体験型農園の実施を推進します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により、土地所有者以外が生産緑地を借用し農業を行うことや、市民農園を開設することなどが可能となったため、農地の有効活用を検討します。

生産緑地の災害時の活用としては、本市と農業協同組合は防災協定を締結しています。防災協定にもとづいた協議により、防災協力農地の協定締結を推進します。

４　緑化重点地区

緑化重点地区は、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、特に重点的にみどりのまちづくりを推進する地区になります。

本市では、緑化重点地区の指定については、次のとおりとします。

（１）緑化重点地区の指定

緑化重点地区の指定方針としては、エコロジカルネットワークを形成する上で、緑化の必要性が高い地区を選定することとします。そこで、地区別のみどり率と樹林率から、大門地区、東青梅地区、新町地区、河辺地区、今井地区の市街化区域を緑化重点地区に指定します。これらの地区は霞丘陵、多摩川、長淵丘陵に挟まれており、適切に緑化を推進することで、２つの丘陵地や多摩川を、みどりによって有機的につなげます。

表　6-4　地区別のみどり率

地区	市街化区域		市街化調整区域	
	みどり率	樹林率	みどり率	樹林率
青梅地区	30.7%	24.8%	96.0%	69.3%
長淵地区	29.8%	19.8%	95.0%	83.0%
大門地区	26.7%	10.4%	91.8%	59.6%
東青梅地区	20.5%	11.0%	92.1%	86.5%
新町地区	19.9%	10.1%	51.1%	50.1%
河辺地区	17.1%	7.5%	85.5%	17.4%
今井地区	39.0%	9.4%	90.0%	66.5%
梅郷地区	41.5%	22.6%	97.3%	91.1%
沢井地区	46.7%	26.8%	98.2%	93.5%
小曾木地区	37.2%	16.2%	91.5%	80.6%
成木地区	－	－	89.6%	83.5%
市全体	29.7%	15.2%	93.5%	84.6%

※市全体のみどり率は 79.6%

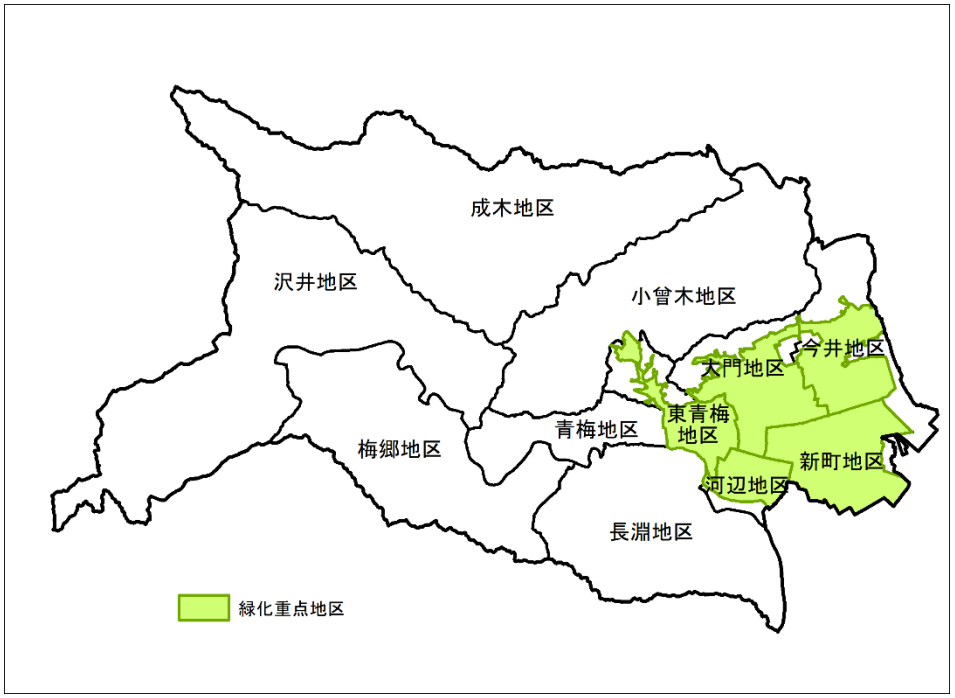

図　6-4　緑化重点地区位置図

（２）緑化重点地区の緑化の推進に関する事項

緑化重点地区では、都市公園の整備や公共施設の緑化とともに、各種制度を活用した民有地の緑化を積極的に推進します。

ア　都市公園

・開発行為等に対して、開発条例にもとづき、質の高い公園や、緑地の整備となるよう適切な指導を行います。
・新田山公園は貴重な平地林として、適正な樹林管理を行います。
・釜の淵エリアについては、自然環境を活かした公園づくりを推進します。
・新町緑地については、市街地のみどりの拠点や地域のにぎわいの創出を目指します。

イ　公共施設の緑化

・市役所、学校などの公共施設では、既存樹木を適正に管理するとともに、壁面緑化等を積極的に推進します。
・駅前広場では、植栽地やコミュニティ花壇の適正な管理によるみどりの修景を推進します。
・既存の街路樹等は、適正な管理によりみどりのネットワークの形成に努めます。
・コミュニティ花壇事業やみどりのカーテン普及事業により、まちなかの緑化を推進します。

ウ　民有地の緑化

・生け垣設置費補助金制度等の積極的な活用により、緑化を促進します。
・緑地協定制度等の導入を検討します。
・民有地の樹林や空き地等の市民緑地制度の導入を検討します。
・生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適切な維持を図ります。

エ　青梅インターチェンジ北側地区

・当該地内で整備される緑地や街路樹は、地区周辺のみどりの状況を勘案し、地区内外のみどりのつながりに配慮した緑化に努めます。
・当該地内で整備される公園は、必要となる公園機能を踏まえて、施設や植栽地の配置や規模を検討し、計画的に整備します。
・当該地内で整備される宅地は、緑化率規制等を検討し、計画的な緑化を推進します。

第７章　計画の推進にあたって

第７章 計画の推進にあたって

１　各主体の役割と取組体制

本計画の推進にあたっては、共通方針である「共創（みどりを共につくる）」にもとづき、各施策に取り組むことから、市民、事業者・市民活動団体等が役割を踏まえ、共創の取組を進めることが重要です。

また、都や近隣自治体などの行政界を越えた広域的な連携にも配慮します。

（１）各主体の役割

ア　市民、来訪者

市民、市内への通勤者や通学者、その他の来訪者の方々は、住んでいる地域や市全体のみどりに関心を持ち、身近なところの緑化の取組や維持・管理、みどりに関するイベントや保全活動などに参加・協力することが望まれます。

イ　事業者・市民活動団体等

自治会、事業者、学校などは、地域のみどりに関する社会貢献活動やイベントへの参加が望まれます。また、農業や林業の従事者の方々は、市内のみどりを保全してきた重要な人たちであり、引き続き農林業を通じて、みどりのまちづくりを担っていただきます。

市民活動団体等は、活動等を行っている地域のみどりの保全のため、活動の活性化が求められます。

ウ　行政

みどりのまちづくりの先導役として、本計画の内容の周知に努め、各施策を着実に推進します。

市民や事業者・市民活動団体等の取組に対し、積極的な情報提供や支援を行います。

また、行政界を越えた広域的な連携として、東京都や近隣自治体との連携による「緑確保の総合的な方針」等の推進、広域的なみどりのネットワークである山地や丘陵地、崖線樹林、河川の保全に取り組みます。

（２）取組体制

本計画の取組体制は以下のとおりです。

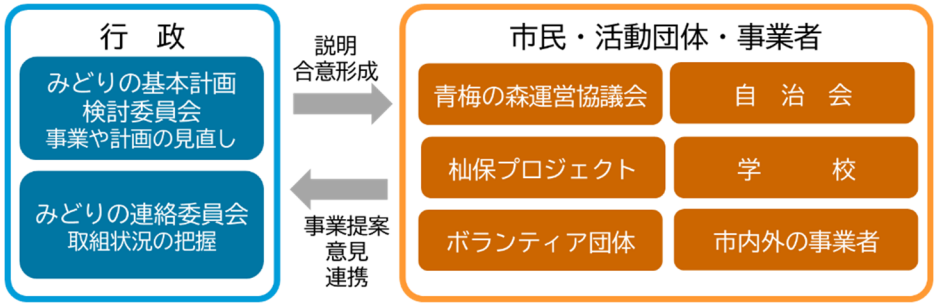

図　7-1　本計画の取組体制

ア　行政

・本計画の取組状況を継続的に調査し、「青梅市みどりの連絡委員会」に報告します。

・「青梅市みどりの基本計画検討委員会」は、事業や計画の見直し等を検討します。

イ　市民・活動団体・事業者

・「青梅の森運営協議会」、「杣保プロジェクト」等の活動団体の協議体に対して、行政は計画を推進するための事業等を説明します。

・活動団体の協議体は、行政の事業等に対する意見や事業提案を行うとともに、行政と連携して本計画の取組を推進します。

２　進行管理

本計画の進行管理に当たっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、ＰＬＡＮ（計画）、ＤＯ（実行）、ＣＨＥＣＫ（評価）、ＡＣＴＩＯＮ（改善）のサイクルで進行管理します。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、上位計画の見直しにあわせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

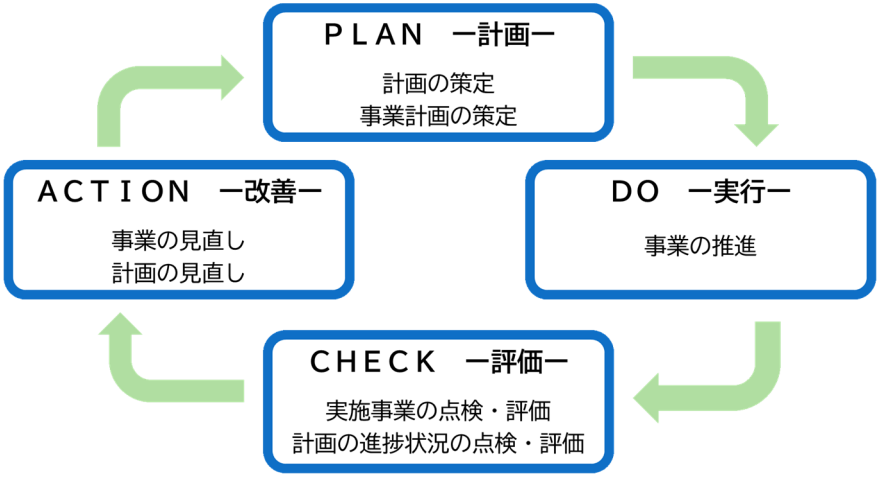

図　7-2　進行管理の流れ

資　料　編

1.用語集

用語		ページ	解説
あ行	IOT	14	モノのインターネット（Internet of Things）の略。さまざまなモノをインターネットでつなぐ技術のこと。
	育成複層林	61	森林の木を伐採する時、一度に全部伐らずに必要な分だけ抜き伐りし、その跡に若い木を育て、年齢や樹種の違う木で構成される複層状態の森林のこと。
	Well-being	4	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。
	ウメ輪紋ウィルス	32	モモやスモモなどに感染する植物ウイルス。 平成21年に青梅市ではじめてウメへの感染が確認された。感染すると葉や実に斑紋や輪紋が現れ、商品価値が無くなったり、収穫前に実が落果したりするなどの被害が出る。人には感染しないため、感染した実を食べても健康に影響はない。
	運動公園	20	都市住民全般の運動の利用を目的として設置された公園。
	AI	14	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術といった広い概念で理解されている。
	エコロジカルネットワーク	5	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。
	SDGs（持続可能な開発目標）	6	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。 SDGsは、全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されている。
	SDGsウェディングケーキモデル	6	SDGsの17の目標の相互の関係性を示すモデルで、目標17をケーキの頂点として、その下に「経済圏」「社会圏」「生物圏」により構成されている。「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会圏」は下層の「生物圏」である人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表している。
	NPO法人	32	社会に貢献する活動を行う民間非営利団体（Non-Profit Organization)の略称。環境、福祉、まちづくり、国際交流などさまざまな分野で社会貢献活動に取り組んでいる。

用語		ページ	解説
あ行	援農ボランティア	32	農業の担い手が不足している農家に対して、市民が農作業を手伝うボランティア活動のこと。
	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	50	都市計画法の規定による技術基準を定めるとともに、施設の整備基準および協議等の手続を定めることにより、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図り、もって計画的なまちづくりを推進することを目的とする条例。
	青梅駅周辺地区景観形成基本計画	51	「青梅市の美しい風景を育む条例」において、「歴史的な街なみと一体に景観の形成を図る必要があると認める区域」として指定された「青梅駅周辺景観形成地区」における「里山と川に包まれ歴史が息づき文化の薫る魅力あるまち」を目標とする計画。
	青梅市環境基本計画	4	青梅市の環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画。
	青梅市景観まちづくり基本方針	4	市民と事業者、市がそれぞれの役割において、お互いに協調し、連携して良好な景観の形成に向けて行動するなかで、美しい風景都市青梅を目指していくための指針。
	青梅市公園施設長寿命化計画	50	厳しい財政状況の下、公園施設の老朽化の進行に対し、計画的で適切な維持補修・更新を行っていくために地方公共団体等が定める計画。
	青梅市人口ビジョン	12	青梅市の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。
	青梅市森林整備計画	53	青梅市の地域の実状に応じて、地域住民等との理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進するための計画。
	青梅市生物多様性地域戦略	4	生物多様性基本法に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。
	青梅市総合長期計画	4	青梅市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。
	青梅市都市計画マスタープラン	4	青梅市が定める都市計画を先導する役割をもつ、将来のまちづくりの基本方針。
	青梅の森事業計画	32	青梅の森特別緑地保全地区内の自然環境について、より具体的に保全・整備・運営するための計画。
	オープンガーデン	16	個人の庭を一般に開放すること。訪れた人と季節植物を楽しむなど、植物園とはまた違った楽しみがある。

用語		ページ	解説
あ行	オープンスペース	5	公園・広場・河川・農地など、交通や建物によって占有されていない空地のこと。 人々の休息やレクリエーションの場となるほか、災害時の避難所にもなるため、植物に覆われていれば良いとされる。
	オープンデータ	14	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。 1.営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 2.機械判読に適したもの 3.無償で利用できるもの
	温室効果ガス	13	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
か行	カーボンニュートラル	6	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	街区公園	20	街区内に住む人々が日常最も身近に利用する公園。 児童の遊戯や運動、高齢者の運動や休憩に配慮した地域の中心的な施設であり、同時に身近な緑を提供している。
	外来種	28	他地域から人為的に持ち込まれ動植物の種のこと。対語は郷土種。
	河岸段丘	15	河岸に沿う階段状の地形。 何段かの平坦な部分と斜面で形成されており、平坦な部分を「段丘面」、斜面を「段丘崖」という。
	かまどベンチ	54	災害時にかまどとして利用でき、レンガ囲いの土台の上に木製の座板をのせたもので、通常はベンチとして利用できるもの。
	夏緑広葉樹林	11	春から秋に葉をつけ、冬になると葉を落とす、広葉樹林のこと。
	関係人口	60	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関る人々のこと。
	緩衝緑地	20	工場地帯や道路などから発生する騒音、振動、悪臭、ばいじん、大気汚染などの公害を防止・緩和・防災するために設置する緑地のこと。
	間伐	15	樹木の生長に伴い、込み入ってしまった樹林において、樹木の生育を促すために間引く伐採のこと。

用語		ページ	解説
か行	企業の森	53	森林所有者、協賛企業・団体、（公財）東京都農林水産振興財団の三者が、森林整備に関する10年間の協定を締結し、花粉の少ない森づくりを進めていく事業。
	気候変動	13	気温及び気象パターンの長期的な変化のこと。1800年代以降は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）を燃やすと温室効果ガスが発生し、地球を覆う毛布のように太陽の熱を封じ込め、気温が上昇している。
	丘陵地	8	なだらかな起伏や小山が続く地形のこと。
	郷土種	52	ある地域に本来的に生育する植物種のこと。対語は外来種。
	近隣公園	20	近隣街区に居住する人を利用の対象とした、運動広場を中心としている公園。 幼児から老人までの年齢層が利用できる、動的レクリエーションの施設が配置されている。
	グリーンインフラ	6	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
	建築行為	51	建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為。
	公園台帳	14	都市計画法に基づき、公園管理者が作成・保管しなければならない調書および図面で構成される都市公園の台帳。
	公園DX	14	デジタル技術やデータを利活用して、公園管理者が業務効率化を図り、利用者サービスの向上を図ること。
	こどもまんなか社会	6	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。
	コミュニティー花壇	16	地域の景観と環境の美化を進め、花とみどりで潤うまちづくりと地域の人々のコミュニティづくりに寄与することを目的として、地域団体等の協力のもと、育成・管理する花壇
さ行	サードプレイス	43	プライベート空間である自宅、パブリックな空間である職場に次ぐ、義務感なく集い、非公式に創造的な交流が行われるような第3の場所。
	サウンディング調査	32	事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行う調査。
	里山	15	市街地や集落地の周辺にあり、人の生活と密接な関わりを持っていた山のこと。 かつては薪や炭の供給源となるなどしていたが、化石燃料の普及などにより経済価値が失われたため、放置、宅地化により消滅しつつある。
	CSR活動	56	企業の社会貢献活動のこと。

用語		ページ	解説
さ行	自然公園	20	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用増進を目的にして設置された公園。
	下草狩り	31	植林後の数年間、苗木の健全な生長のために雑草や低木を刈り取る作業のこと。
	シティースポット花壇	16	コミュニティ花壇の中でも、市内の主要な花壇のこと
	指定管理者制度	35	「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するための制度
	児童遊園	20	児童福祉法にもとづく青梅市児童遊園条例により設置され、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする場所を提供する屋外の施設。
	市民農園	20	農業者以外の人が、野菜生産やレクリエーションに利用できる農園。 自治体や農家などから小さな区画の農地を借りる。
	社会資本（インフラ）	6	日常生活や社会経済活動を支える産業基盤となる道路・交通安全施設、鉄道、河川、港湾・上下水道・公園などの公共施設のこと。
	住区基幹公園	20	居住している人々の日常的な利用を目的とし、主として歩いていける範囲にある公園。街区公園、近隣公園、地区公園がある。
	受光伐採	61	育成複層林において、下層の樹木の成長環境と光環境を確保するために上層の樹木を抜き切する伐採のこと。
	主伐	15	更新または更新準備のために行う伐採もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採。
	主伐事業	53	東京都の基金及び補助金により、森林所有者から立木を購入し、伐採、搬出、木材販売を行い、伐採後20年から30年の標準的な植栽・保育に必要な経費を全額負担する事業。
	薪炭林	11	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地。
	森林環境譲与税	53	市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

用語		ページ	解説
さ行	森林経営管理制度	53	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。
	水源かん養	15	雨水や河川などの地表の水が地中に浸み込み、地層中に農業用水などが蓄えられること。
	スマートローカル青梅	14	デジタル技術やデータ等の活用により、行政サービスにおける住民の利便性向上、業務の効率化等を図る取組であるDXによる変革を推進し、地域全体のデジタル化と豊かな自然と共生した地域づくり「スマートローカル」を目指すための方針。
	生産緑地地区	20	生産緑地法の規定によって定められた土地や森林のある地域のこと。農林漁業との調和を図ることを目的として指定されており、計画的、永続的に保全していく地区。
	生態系バランス	37	生態系とは相互にかかわり合いながら生きている生き物たちとそれらをとりまく自然環境を合わせたまとまりのことで、生態系は様々な生き物たちによって絶妙なバランスで保たれている。
	生物多様性	13	一般では多様な生物が存在していることをいう。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。
	生物多様性国家戦略2023-2030	13	令和4年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。
	絶滅危惧種	77	レッドリスト（日本に生息または生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの)掲載種のうち、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に評価された種・亜種・変種を絶滅危惧種としている。
	ゼロエミッション東京戦略	13	「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組み・ロードマップをまとめた計画
	潜在自然植生	75	ある土地の植生が代償植生だった場合、その植生への人間による干渉を完全に止めたと仮定したときに最終的に形成される植生のこと。
	扇状地	8	河川が、山地から平野や盆地に移る際に作られる地形のこと。 山側を頂点とし、扇状に土砂が堆積することからこのように呼ばれる。端部では湧水が湧くほか、地盤が良く古くから集落が発達している。

用語		ページ	解説
さ行	総合公園	20	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動などの総合的な利用を目的とした公園。
	ソーラー公園灯	54	太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、その電力で点灯するLED街路灯であって、電力系統に接続されていないもの
	杣保プロジェクト	56	青梅の森およびその周辺で青梅市が管理する地域において、保全活動等を行う各種団体等と青梅市が協働で青梅の森保全事業を行うことを目的に設置されたプロジェクト。
た行	体験型農園	35	農園開設者（農家）が自らの農業経営の一環として開設し、利用者に作付から収穫までの農作業を指導する農園。
	多摩川沿い景観形成地区	32	「多摩川沿い景観形成地区景観形成計画・景観形成基準」が適用される範囲で、多摩川が形作る自然豊かな崖線の緑を守り育てる、多摩川と一体となった川沿いの良好な市街地景観を整えるという考え方に基づき設定されている。
	多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン	48	多摩川由来の崖線の緑を、後世に向けて保全していくことを目的とし、行政と市民と企業等が保全に向けて現状や課題を共有するとともに、協働で崖線の緑の保全に向けた積極的な取り組みの方向性を示すガイドライン。
	多摩の森林再生事業	53	手入れが遅れているスギ・ヒノキの人工林の山林所有者と東京都が協定を結び、その森林において、都が全額費用を負担して間伐を実施する事業
	地域森林計画対象民有林	20	都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画の対象となる森林
	地区計画制度	50	一定の地区内で、よりよいまちをつくっていくため、地区の特性にふさわしいきめ細かなルールを定め、良好な環境を整備、保全するために定められた計画。都市計画法にもとづくまちづくりの手法のひとつ。
	地区公園	20	徒歩圏内にある運動や休養などのレクリエーションのために設置された、近隣公園より広い公園。
	地産地消	35	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。
	東京が新たに進めるみどりの取組	4	東京都が都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月策定）で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、4つの方針に基づく取組のこと。
	東京グリーンビズ	4	東京都が「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業等とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えたみどりのプロジェクトのこと。

用語		ページ	解説
た行	東京都生物多様性地域戦略	13	生物多様性基本法第13条第1項に基づく東京都の地域戦略で、将来にわたり生物多様性の恵みを受け続けることのできる都市をめざして策定した計画のこと。
	特殊公園	20	風致公園や動植物公園、墓園などの公園。 社会教育機関として位置付けられているなど、文化遺産の保護を目的としているなど、特別な位置付けがされている。
	都市基幹公園	20	都市住民全般の利用に供することを目的として設置する公園。 総合公園、運動公園がある。
	都市計画公園・緑地の整備方針	4	緑やオープンスペースの保全・創出にかかる他の施策と一体となって、東京都内の都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発言に向けた取り組みの方針。東京都と区市町（23区、26市及び2町）が共同で策定している。
	都市緑地	20	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
	都市緑地法	4	都市の緑地を保全するとともに、緑化や公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。 緑の基本計画や特別緑地保全地区の指定、緑地協定などについて規定している。
な行	認定農業者	49	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定した農業者のこと。
	ネイチャーポジティブ	6	日本語訳で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。
	農業振興地域農用地区域	49	農業振興地域は、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、農用地区域とは農用地利用計画において農用地等として利用すべき土地の区域のこと。
	農地バンク	49	農地中間管理機構のことで、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となる。農地バンク、機構、公社などと呼ばれている。
	農用林	11	人の住む処に隣接した森林で、農民の働きかけが強い二次林。「里山」は農用林に代わる言葉として考えられた。

用語		ページ	解説
は行	Park-PFI	35	公募設置管理制度のことで、都市公園において、飲食店、売店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は都市公園法の特別措置がインセンティブとして適用される。
	パークマネジメント	37	公園の運営管理のこと。
	パークマネジメントマスタープラン	14	東京都が、今後10年間に東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、多様な主体と連携しながら、都民の視点に立って取組を進めていくため、都立公園全体の整備・管理運営の指針。
	バリアフリー	50	道路や建築物の入り口の段差などの物理的な障壁を除去し、生活しやすくすること。
	パリ協定	13	2015年に取決めらえた2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。1997年に定められた地球温化に対する国際的な取り決めである「京都議定書」の後継となるもの。パリ協定は、開発途上国も含めた世界全体で温室効果ガスの削減が求められ、歴史上はじめて、全ての国が参加する公平な合意となっている。
	ビオトープ	51	ドイツ語の「biotop」のことで、もともとはギリシャ語で「命（bio）のある場所（topos）という意味。人口や自然を問わず、生物が生息する場所を指す。
	ビッグデータ	14	情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。
	肥培管理	49	作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、施肥、除草等の一連の作業を行って作物を栽培すること。
	広場公園	20	都市の景観の向上や周辺施設の利用者の休息の場としての利用を目的とし、市街地の駅周辺に設置された公園。
	風致	15	風景がもつおもむきやあじわいのこと。
	平地林	49	環境基本計画における平地自然地域にある森林。平地自然地域は人口密度が高く、農耕地等も多く存在し、市街地等の大部分が存在する地域であり、そこに残された森林は貴重な存在である。
	保安林	20	水源かん養や土砂災害の防止など、公益目的を達成するために伐採や開発に制限を加えられた森林。
	萌芽更新	61	伐採後に切株や根から新しい芽が延びてくる樹木の性質を利用し、伐採後に森林を造成する手法で、10～20年で伐採する薪炭林に適している。

用語		ページ	解説
は行	保全地域の保全・活用プラン	4	「東京における自然の保護と回復に関する条例」で指定する保全地域の価値・魅力を一層向上させる総合的なプランとして策定したもの。
	ポテンシャル	37	潜在的な力。可能性としての力。
ま行	まちづくりGX	6	GXとはグリーントランスフォーメーションの略で、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。 国土交通省はまちづくりGXとして、緑地の保全及び緑化の推進、脱炭素化等の推進に取組んでいる。
	マンホールトイレ	54	下水道管路にあるマンホール上に簡易な便座やオアネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。
	道連れ解除	79	生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下まわると、生産緑地地区全体が解除されてしまうこと。
	緑確保の総合的な方針	4	減少傾向にある既存の緑を守り、緑のまちづくりを推進するため、10年間で確保する緑やまちづくりの中で取り組む緑化施策等を示した方針。 東京都と区市町村（23区、26市、3町および1村）が合同で策定している。
	みどりのカーテン育成モニター	30	市民、市内事業者を対象に、みどりのカーテンのモニターを募集し、モニターは配布されたゴーヤの苗を育成し、アンケート提出する事業。
	みどりのカーテンコンテスト	30	青梅市が、建物の緑化および地球温暖化防止対策として効果が期待できるみどりのカーテン育成を市民に広く周知、普及するため、平成23年度から開催しているコンテスト。
	みどりのフィンガープラン	20	開発が急速に進められていた平成元年当時、都内の丘陵地の自然環境の保全と活用を図り、秩序ある開発が行われるようにするため、緑地確保の配慮事項やレクリエーション的活用方策、適正な土地利用誘導などを示した東京都のプラン。 都内の丘陵地が、本市の関東山地から武蔵野台地に向かって指状に突き出たようにみえることからこの名称となっており、加治丘陵には、永山･霞・小曾木丘陵を含む。 なお、「緑確保の総合的な方針」では、対象とする丘陵地に位置づけられ、「東京都景観計画」では、多摩地域を象徴する景観として「丘陵地景観基本軸」に位置づけられている。

用語		ページ	解説
ま行	木質バイオマス燃料	53	薪や木炭の生産が目的で利用されている樹林地。チップ、ペレットなどで、森林から直接産出する燃料と、木材加工から生じる端材・木屑、あるいは産業廃棄物由来の燃料に大きく二分される。
	モニタリング調査	77	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的。
や行	遊休農地	79	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地、または周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	50	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の有無などにかかわらずに利用することができる施設・製品・情報のデザインのこと。 この言葉については、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏によって、「公平性」、「自由度」、「単純性」、「わかりやすさ」、「安全性」、「省体力」、「スペースの確保」の7つの原則が提唱されている。
	予防保全型	35	インフラの管理手法の一つで、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う管理手法のこと。
ら行	ランドマーク	5	都市のイメージを構成する目印。
	流域治水	13	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる隆起に関るあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
	レクリエーション	5	娯楽や余暇活動のこと。
	６次産業化	55	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。